養老町

室原の歴史

室原区

室京の歴史

養老町

室原の歴史

室原区

相川之月段海之花千頃美田一村人家春耕
夏植秋收嘉禾熊野之社祭幟風斜鼓
笛相響三輛山車兒女綺衣父老醉歌古
來樂土物足人和有人于茲執筆無他考
古尋舊年月已過村史新成著録不差
後世永傳其功何磨

昭和甲寅二月　蝶如　冨長覺夢

相川ノ月。段海ノ花。千頃ノ美田。一村ノ人家。春ニ耕シ、夏ニ植エテ、秋ニハ嘉キ禾ヲ収ム。熊野ノ社ニ祭ノ幟、風ニ斜メニシテ、笛ト鼓ハ相響キ、三輛ノ山車、兒女ハ綺衣。父老ハ醉歌ス。古来ノ楽土ニシテ、物ハ足リ、人ハ和セリ。ココニ人アリテ、筆ヲ執リテ他ナシ。古ヲ考エ、旧ヲ尋ネテ、年月已ニ過ギタリ。村史ハ新ニ成リテ、著録スルトコロタガワズ。後世ニ永ク伝エテ、其功ナンゾ磨センヤ。

昭和甲寅二月

蝶如　冨長覺夢

▲室原氏神熊野神社

▲鳳凰山　東向軸　　万歳閣　井畑軸　　臥龍閣　色目軸

▲木造聖観世音菩薩立像福源寺県文化財

▲大日如来（金剛界）もと知善院所有
現在福源寺安置町文化財

▲雲　板
福源寺、町文化財

▲十一面観音もと知善院所有
現在福源寺に安置町文化財

▲色目軸の彫物町文化財(彫物師佐竹民弥)

▲井畑軸の襖絵町文化財(日比野鶴翁の筆)

▲室原人形浄瑠璃の人形（青木忠夫蔵）

▲石　双　龍
町天然記念物（川地真二所有）

◀梛ノ木町天然記念物(住吉神社)

▲三菱バーリントンカーペット養老工場を北より写す。左方室原南の鉄筋建物は社宅

祝発刊

老子のことばに「千里の行も足下にはじまる」というのがあります。大望を抱くものは、まず生い立ちや故郷の姿を知らねば…と解しています。

その意味からいって、社会教育、学校教育の権威者・安福彦七先生が、先生の故郷・室原の歴史を深く堀り下げられたこの一巻は、将来、多くの人びとの心のよすがとなるもので、そのご努力に深い敬意を表します。

伊吹、養老両山地に育まれたこの里でも、ながい歳月のなかで、人びとは喜怒哀楽を味わい、村づくりに汗を流してこられたでしょうが、この尊い人類の歩みに、一層のしあわせを加えることこそ行政の責務と信じ、発刊のお祝いとします。

養老町長　津田　聚

室原史発刊の意義

養老教育長
渋谷保之

本町の郷土史と云うと、とかく養老中心になりがちで、稍もすると、平凡に見られがちな農村部落は姿がうすれる感じがします。此の度室原史の発刊は、一農村部落と雖も輪中地帯として、祖先の水との苦闘の歴史、そしてその中に幾多の生活の進歩や民族文化等が数多く秘められています。今、それを広く深く史料を発見され・一冊の本にまとめられた事は、町史の広ろがりとして、大きな価値を有するものであります。

当町では只今、町史編纂に取り掛かっています。このときに一歩先きんじて、室原史を発刊されましたことは、町史の史料としても大いに役立ち感謝に絶えません。

町史に役立つ　室原史

町史編纂室
田中育次

「室原の歴史」の原稿を拝見し、「実にたいへんな精進であった」と畏敬の念を禁じ得ません。史料の収集に始まって、幾多の調査研究を重ね、人知れぬ努力をされて、内容は実に豊富で充実しています。

これは、まさに養老町史を編纂せんとする秋に当って、貴重な史料となり、感謝にたえません。

さて、この書を読まれます室原の人達は、祖先が室原を開発され、ここまで発展させられた偉業に感謝すると同時に室原の現在は過去の歩みの成果であることを知り、今後更に住みよい郷土の建設と未来の創造に努力せられんことを望んでやみません。

室原の歴史を大切に

養老町議会議員
川地民夫

水は低きに流れ、人は高きに集る。水を治むる者は天下を治むると云われる。延々二粁に亙る提防を造り上げ、部落内には神社、仏閣、三輌の曳軸等整然と守られて居る。此の室原の先祖の苦労、功績は誠に敬服の極です。今度養老町史編さんに伴い、室原史の発刊が計画され、安福彦七先生の献身的な努力と、各方面より寄せられた絶大な好意に依り立派に出来上りました。手にされた皆さんは、此の室原の由緒を身を以って感じ、朝に礼拝夕に感謝の日々を送り如何なる事態に遭遇しても、誤りなく後世に伝える事を念願するものであります。

室原史と区民

室原区長会長
横田長次

今日の室原が、何時頃からどの様にして築かれたかという事は、地区に住む人の誰しも関心を持って居るのですが、それを調査研究する事は、極めて困難であります。幸い安福氏が、養老町史の編纂委員として斯道を深く研究され、当地区の歴史、特に海抜五米の水場地帯としての水との闘い其他を、数多くの確証史料によって掲載され、今更乍ら郷土を護る尊い祖先の想像以上の活躍に、思わず目頭を熱くするのであります。

私は、一人でも多く本史を愛読され、家宝として永く子孫に傳えて載ける様念願致します。

読者の皆様へ

私は一昨年から養老町史編纂の仕事を引き受け、主に室原の史料の発見につとめました。幸い皆様方の御協力により、多くの史料がみつかりました。然し町史にはほんの一部より掲載出来ません。そこでこの多くの貴い史料を埋もらせてはならないと思い、室原の歴史として一冊にまとめることにしました。幸い皆様方の御激励の言葉に勇気百倍して遂にこの本を完成させることができました。

さて、この本は、六十余の古文書と、写真・地図等五十余点をもとにし、説明は出来るだけ簡潔にしました。それは、皆様方に直接史料によって理解して戴くことが、間違いないと考えたからであります。又、説明は史料をもとにした関係から、歴史の全分野にわたることが出来なく残念に思いました。

史料については、難解語が多いので「難解語の解」を巻末に附しました。尚史料に所有名のないものは著者所蔵です。又、人々の敬称を略させて戴いたことを御許し下さい。今後誰かによって更によき史料が発見され、不備の点を改めていただけることを望んで止みません。

最後に、この本の発行に当って、室原区民の方々の御理解と御協力を得、印刷については、当地出身の田中義夫氏が多大の犠牲を払われ、立派に製本していたゞきました事を厚く御礼申し上げます。

昭和四九年三月三日

著者　安福彦七

目次

第一章　縄文・弥生・古墳文化から古代・中世

第一節　室原には何時頃から人が住み始めただろうか……一

縄文・弥生・古墳文化時代を考えてみる

一、縄文文化時代の室原はまだ原野であっただろう……一
二、弥生文化時代の室原には人が住み始めたか……二
三、古墳文化時代の室原には人が住む。……三

第二節　室原という地名は何時頃から呼ばれたか……七

古代・中世をたどってみる

一、大化の改新後の美濃国の国府と建郡……八
二、室原という名称は何時頃からか……九
史料　一　室原の地名の始まりを調べた記録

第三節　室原の神社と寺の創建……一二

足利時代の末から戦国時代にかけて

一、神社と寺が広がる……一一
二、室原の氏神は何時頃から祀られたか……一二
牛頭天王――熊野権現――熊野神社
史料　二の一　明治以前神佛混淆時代の熊野神社
〃　二の二　明治三年神佛分離令後の氏神
〃　二の三　宗教法人設立認下書
〃　三　「熊野三山とその信仰」の二三〇頁の写
〃　四　瀬古の神様
〃　五　熊野神社の棟札
三、室原七寺の創建……二九
史料　六の一――七室原の寺調べ
〃　七　濃州不破郡室原村寺社書上帳
四、石山合戦に信長軍と戦う室原の真宗部隊……五〇
山科合戦・石山合戦（十三日講の起り）
史料　八　順行寺記録（安八郡　平）
第四節　室原へ移り来た郷士達の土着……五九
一、戦国乱世と室原の近郷　二、農村の支配……五九
三、室原へ移りきた郷士達の土着……六一
第五節　室原と関ヶ原合戦……六二
西軍主力隊多良街道を通る

史料　九の一・二・三・四・五・

第二章　近　世

第六節　室原の領主と領地……六六

徳川時代となって明確となる

一、室原の太閤検地　二、徳川時代の初めは高須藩領……六六
三、幕府直轄領となる……六七
四、館林の徳川綱吉領となる……六七
五、再び幕府直轄領（天領）となる……六九
史料　一〇の一・二・三・四・五・六

第七節　村方三役と五人組……七四

徳川時代の村役の組識

一、村の長を庄屋又は名主という……七四
二、年寄（組頭）について　三、百姓代について……七五
四、室原の庄屋……七五
史料　一一　室原の庄屋一覧表
〃　一二　村方定書（文化十三年）

五、その他の役……八五
六、五人組……八五
史料　一三　濃州不破郡室原村当巳五人組御仕置帳（弘化二年）

第八節　庄屋の任務……九〇

徳川時代の村政

一、庄屋の任務　二、年貢　三、検見……九〇
四、宗門改帳と古郷送……九二
五、助郷　六、高札……九三
史料　一四　村差出明細書上帳
〃　一五　歳入（年貢の仕分）
〃　一六の一・二　送状（年貢）
〃　一七　一札の事（高の入狂いの訂正願）
〃　一八　室原村宗門人別御改帳
〃　一九　古郷送一札の事、（嫁入）
〃　二〇　宗門寺送証文之事（嫁入）
〃　二一の一・二　古郷送り証文（転居）
〃　二二　古郷送り手形の事（金昆羅参り）
〃　二三　就長防御征伐の御軍令并御下知状御道中御手続

第九節　米作農業と治水への努力……一一七

徳川時代の村の生業

一、稲作と治水　二、室原の堤防……一一七
三、十六村の築き立て中の新堤破壊事件……一二〇
四、室原村は借金をする……一二二
史料　二四　済口証文之事（大坪と室原の水論）
〃　二五　差上申請書之事（泥川の柳刈）
〃　二六　笠松堤方御役所へ書上候箇所（堤切届）
〃　二七の一・二・三　十六村一件記
〃　二八　奉差上御請書事（村の借金願）
〃　二九　田植完了報告
〃　三〇　いもち送り願い
〃　三一　雀おどし、鉄炮借受証文

第一〇節　戸口と住民……一三八

徳川時代の住民生活

一、戸口　二、生活……一三八
史料　三二の一・二　捨て子の届と始末
〃　三三　質流相渡田地証文之事
〃　三四　熊野神社祭礼の届
三、室原の返り討事件と石井兄弟復讐記……一四三

第一一節　室原の交通……一六六
一、多良街道　二、櫻道は昔の養老街道……一六六
三、谷汲街道　四、段海湊と段海川……一七二
五　小栗栖の湊……一七三
第一二節　室原の字（あざ）の由来……一七三
第三章　近代・現代
第一三節　明治維新以後の近代政治と室原……一七九
一、明治新政後の室原歴代首長……一七九
二、町村議会と郡制……一八二
三、明治以後の人口の動態……一八三
四、農地の改正による地券発行と除税通達……一八四
史料、三五、不破郡室原村掟米総計帳（明治五年）
〃　三六、池・水路の除税通牒（明治八年）
〃　三七、土取米及びそれについての用語説明
〃　三八　約定証
三九　土取場の淹滞米請求訴訟の判決文

〃　四〇の一・二　官有地を民有地へ編入願い・土取米協議決定
〃　四一　室原村の概要報告（明治十四年）……一九七
五、室原原生小学校から日吉小学校へ・社会教育……二〇二
六、文明開化と室原の農村生活……二〇二
史料、四二の一　神佛分離の報告書明治三年
〃　四二の二　井畑瀬古の協同事項申合明治四三年
七、日清・日露戦争と室原……二〇九
史料、四三の一・二　日露戦争の祝詞と謝辞
〃　四三の三　日露戦争戦歿者一覧表
八、室原の耕地整理……二一一
九、農業協同組合……二一二

第一四節　太平洋戦争とその後の室原の生活……二一四

一、太平洋戦争と室原の生活……二一四
史料、四四、太平洋戦歿者名簿
二、太平洋戦争後の室原の生活……二一〇
三、室原区立みたま保育園の設立……二一三
四、分村合併……二一四
五、室原の団体……二一五
六、戦後の道路整備……二一六
七、工場誘致……二一七
史料、四五の一・二・三　土地売買契約書

第一五節　災　害……二三〇

第四章　文　化

第一六節　熊野神社の祭と軸の歴史・軸芸……二三七
一、色目軸　二、井畑軸　三、東向軸……二三七
四、祭の曳軸の光景　五、祭と軸芸……二四一
史料　四六　御祭礼軸奉加諸色帳　文化五年（色目瀬古）
〃　四七　色目瀬古年行司記録帳
〃　四八　規約（井畑瀬古）
〃　四九　取締書取為替一札事（井畑瀬古）
〃　五〇　祭礼当番取極之事（色目瀬古）
〃　五一の一・二　乍恐書付以奉願上候
〃　五二　室原熊野神社祭礼の軸芸一覧表
第一七節　室原の人形浄瑠璃・室原音頭……二六六
室原文楽　室原音頭……二六六
室原の文化財一覧表……二七〇
室原史の年表　難解語の解……二七一

第一章　縄文・弥生・古墳文化から古代・中世

第一節　室原には何時頃から人が住み始めただろうか。

縄文・弥生・古墳文化時代を考えてみる

西濃地方は早くから開けたところで、室原もその中にあって、可成り古くから人々が住んでいたにちがいない。然しその直接の証拠や史料をもたないので、附近の部落の古墳や出土品によって、何時頃から人々が住むようになったかを推察するより外はない。

一、縄文文化の室原はまだ原野であっただろう。

今より九千年位前より紀元前二・三世紀頃までで、石器から土器を作り始めた。これを縄文土器と云う、この時代を草創期・早期・前期・中期・後期・晩期の六期に分ける。

これらの時代は、狩猟・漁撈の生活で弓矢を使いはじめた、漁撈では木の繊維から網を作って使い、丸木舟も使うようになる。中期以降は各種の石器や木器・装身具など又宗教的用具と見られる石棒・土偶・土版土面等が使われた。

近在の石器出土遺跡。縄文時代の遺跡は、関ケ原町に十六ヵ所、丘陵や山麓・台地・藤古川の段丘面に多く、住居跡も発掘されている。垂井町では、宮代の西部朝倉山麓の北斜面・綾戸・長畑・

大石・府中に分布し、住居跡はまだ発見されていない。

二、弥生式文化時代には室原に人が住み始めたか。

紀元前三世紀頃より紀元後三世紀の頃までを弥生式文化時代といい青銅器や木器を使用する。前・中・後期に分ける。前期は水田耕作が始められる。高床式住居がつくられるようになり集落も大きくなって行った。そして安定した計画経済に移行していった。

近郷の弥生式文化。美濃国は近畿文化圏に近く、いち早く農耕文化が入り、水稲栽培が行われるようになった。平担部に居住を構え、農耕に従事したので平担部からも弥生式土器が発見される。野上・大滝・平尾・栗原・境野に見られる、表佐では扇状末端部低湿地附近や勝宮神社附近にあって、相川の氾濫によって埋没し、地表下一～二米近くから出土する。十六・島からも多く土器が出た、十六町から明治三十年に銅鐸が地下三米近くから出た。これは大きな農耕集団があったことを推察することができる。

室原の弥生文化時代の土器。弥生式土器で土師器碗（はじのうつわと読む）が昭和の初頃、五郎丸（地図2参照）から出た、町文化財委員村上辨二氏の説明によれば二千年位前のもので神事に使ったものであると言う、国尾治六所有で昭和四二年六月八日町文化財に指定されている。出土品の完全なものは一個のみで当時の判断の史料には乏しい。

▲同右の裏面　（国尾治六所有）

▲厚さ５mm直径外のり10cm高さ５cm糸引なし、色は茶褐でうすい、底黒く汚れている野天焼したもので軟かい。

三、古墳文化時代の室原には人が住む

この時代は農耕社会が形成され、さらに発展し、外来文化をとり入れて、文化の向上と共に強豪が各地に現われはじめ、古墳文化時代となる。

同族中心のむれから血縁と地縁のつながりえと発展してむらへと形成されて行く頃が紀元一世紀前後で小さい集団が大きくなり、弱い集団は時には併合されて、いったことだろう。この強豪の出現と共に古墳が築かれ初めた（三世紀後半から四世紀）人々は高燥な清地に土を盛り上げ、ていねいに葬り、死者の胸部やそのまわりに副葬品を埋葬した。五・六世紀が最盛でその後七世紀頃までつづいた。

西濃の古墳の分布。古墳遺跡は岐阜県に一八一六基、西濃に五〇三基、不破郡一五〇基・養老郡三七基、大垣市一一基、揖斐に三〇五基となっている。垂井町に八〇基程あるがその中で室原地区に近いものをあげると、栗原の大平古墳群・黄金古墳群又境野の八幡神社古墳群更に北方の平

地である表佐の一色の勝宮の古墳等である。養老町内の近くのものでは、橋爪・別所・乙坂・多岐・櫻井・白石等に古墳がある。

近郷の古墳の様子。栗原古墳群は象鼻山の東南山麓の標高二〇―五〇メートルの傾斜面に築造されている。東方低地に泥川が流れ、東南方で相川と合流している。この地域は南宮山塊の扇状地である。ここにある三基の古墳群の中の二基は、原状で保存され、第三号墳は昭和三七年一一月に約二ヵ月かゝって発掘調査された。こゝから約三〇〇メートル北に大平古墳群があるがさきの第三号と同じく発掘調査された。出土品は乱堀されていて、土器片のみで約五〇〇片に及んでいる。細片化して完形はない。表佐の勝宮古墳、勝宮本殿附近がそれで前方後円墳のなごりをとどめている。周囲五〇メートル、高さ現在で三メートル、西方に面している。古墳はかなり破壊されていて詳細を知ることはできぬが、堅穴石槨を作った石材が多量に残り、少し堀れば石槨の一部がみられる。出土品としては須恵器が発堀されている。

多芸の古墳は多分、多芸氏と見られ、その周囲には陪家があっただろうが、多年の水害で破壊されて不明である。橋爪古墳は字岡山の項上にあって、十数個ある。何れも円墳で俗に城址という所の墳は周囲七〇メートル、これに対して南方岡上に七〇メートルのもの一個、六〇メートル以上のもの五個、五〇メートルのもの四個、三五メートルのもの二個と、比較的大型のものが多い。別所には三・四個櫻井古墳の石室は巨石で囲み、石の中から三体の人骨が出た。その周囲からは土器が出た。

▲須恵器（川地利七所蔵）

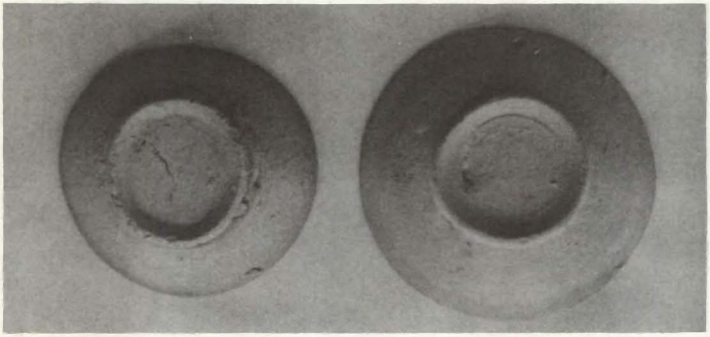

▲須恵器裏面

▲須恵器のわれ（川地敏和水田より）旧字五郎丸の出土器

これら古墳に眠る先住者はどのような人々であったか。後期円塚古墳は七世期頃まで存在し石器は使用せず、専ら金属・鉄器・木製品を使用した。製造技術も進んで日本特有の文化を育て、神社を祀り、氏族中心の部落はむらがあがた・くにとも呼ばれ支配者に引きいられて氏族社会を営んでいた。

茶園原や五郎丸の出土品や墳について　現在の室原部落の東方二五〇メートル、昔の多良街道（中道）の北側に旧除をはさんで、西が字茶園原、東が五郎丸その南に安田が続いている。（地図二）この附近が出土品の多い処である。

田の床下げをして、弥生式の土器の完全なものが一個出ている（二頁説明）そして又時代の新しい須恵器は沢山出ている。写真は川地利七の須恵器であるが、これは一名山茶碗と稱して八～九〇〇年前のものであると云われる。

墳は大正三年の耕地整理で全部失って、今では全く存在がわからぬが、当時耕地整理にたずさわった古老等の話によれば、五郎丸の西と東に五〇メートル離れて墳が二つあった。茶園原の東よりに長持墳（長持の形をしていた）と呼ばれていたもの、又旧除の北方で西へ二〇メートル入った処に四メートル四方に高さ一・五メートルのもの、安田に四メートルに二メートル高さ一・二メートルのものがあったとの話である。そして夫を耕地整理でこわしたが何も出なかったと云う。

室原には何年前から人が住み初めたか。五郎丸から弥生式土器が出たことは最低一、七～八〇〇

年前から人が住んでいたと考えられるが私は出土品をたった一個より見ておらぬのでこれで断定することはできない。又須恵器のかけらが、茶園原や五郎丸・安田から多く出ることは、最低八～九〇〇年前から人が住んでいたことが明かである。隣の大坪は大化の改新の区分田の名稱だとすれば約一三〇〇年前から農耕をしていたことは明かであり、栗原はもっと早くから住でいるから、その間にある室原は少くとも一、二～三〇〇年前から現在部落の東方二〇〇メートル附近の茶園原・五郎丸・安田等に人々が住んでいたのではないかと推察することができる。

謎の五郎丸　室原の人達は言い伝えで五郎丸（あざ）には昔、城があったという。而しそれは城と呼んでも砦か大きな屋敷ぐらいと考へてもよいだろうが、これは話だけで今迄に何の証拠もあがっていない所謂謎の城である。天保九年の「室原村書上帳」（史料一四）には「古城跡や名有人の屋敷御座無候」となっている。それでも五郎丸城があったとか、正月の朝金の鳥が鳴くと言い伝えていることは、ずっと昔、五郎丸と云う人が住んでいたとか、又墳があったとかで、大昔の御霊（ごりょう）の住民信仰の名残りとも考えられる。これは私の勝手な推察であって、真疑の程はわからない。今後も証拠があがりそうにもないとすれば、五郎丸城は永久に幻の城である。

第二節　室原という地名は何時頃から呼ばれたか

一、大化改新とその後の国府と建郡

大化の改新は、天皇中心の中央集権国家体制の下に、わが古代貴族の全国支配を確立した政治変革である。その基本方針は大化二年元旦の改新の詔に示される。

㈠、これまでの皇族、貴族・地方豪族の私有化してきた土地・人民を公地・公民とする。

㈡、行政組織を整えると共に、新政区画を定め、地方を国と郡に分け、国司・郡司を置く。

㈢、戸籍を作り、公民に土地を与え、班田収授の法を実施する。

㈣、租税制度を実施する。

政治組織の中で地方は国郡里制の設置、租・庸・調の税制によって、国家の基礎ができた。

美濃国の国府。律令制の地方組織として、美濃国の場合は、倭名抄に「国府、不破郡に在り行程に四日下二日、十八郡を管す」とある。府中の安立寺の寺域が、国府の庁舎の所在地であった。

不破郡の建郡。大化の改新後の国郡里制の施行により美濃国にも郡制がしかれた。大宝令施行当時は後の建郡を倭名抄・延喜式記載の一八郡より推定すると一四郡であったようである。延喜式の美濃一八郡として、多芸・石津・不破・安八・池田・大野以下略。

不破郡の郡名が史料上初めて見えるのは、日本書紀の斉明天皇六年（六六〇）一〇月条である。不破郡の郡司についての初見は、続日本紀の「不破大領宮勝木実」の叙位に関するものである。大宝二年（七〇二）持統天皇の尾張・美濃・伊勢の諸国を行幸させた時奉仕して、従五位下と云う、郡

司では破格の叙位を受けた。現大領神社の祭神は木実であると云う。

不破郡の十三郷は倭名抄によると三桑・山本・野上・高家・藍川・新居・表佐・栗原・荒崎・真野・有宝・文部・駅家の十三郷であるが室原と云う名前は出ていない。

栗原郷は奈良時代に存在していた。続日本紀の天応元年（七八一）七月癸酉条には、中臣栗原連子公等が「美濃国不破郡栗原の地を賜はって居す」とある、すでに奈良時代に栗原郷があった。

養老郡に於いては、近くでは橋爪（初めは橋詰と書く）は古墳時代からで円墳が存在している。大坪・飯田に一之坪、租父江に一之坪等大化新政の条理法が小字名として残っている。豊は古名を吉田村という。六三三年前の記録（養老郡誌の三十四頁）にあり。

二、室原という名稱は何時頃からか。

室原という名前がはっきり出てくるのは、新撰美濃誌（天保十四年頃それ以後の書物）の室原のところに安福寺の由緒について記してある。即ち、「第六世の僧、法西が時、文明八年蓮如上人に申し此の室原へ遷す」とある。文明八年は約五〇〇年前で足利義政の頃であるが栗原や大坪等の隣村がもっと早くから開けていることから考えて、少くとも平安朝の頃、又はそれ以前から室原と呼んでいただろうと考えられるが今のところ記録が見付からないので、はっきりしたことは言えない。

〔参考史料〕律令時代の社会と文化（歴史書より）

租税制度、大化の改新により、土地は公有となり六才以上の男子には二段、女子はその三分の二

が分け与えられた。この土地を口分田といった。そして農民は国家財政を支えるため租税がかけられた。これは重税で遂に農民生活を破壊することになった。

農民生活。生活の本拠を郷戸または房戸においた郷戸は数戸の房戸より形成した。班田収授・租庸調、雑徭等の賦課は、郷戸の単位に行われたようである。郷戸は十人から百人以上のものもあって一定せず、農業経営単位は房戸であろう。房戸は男四人女六人位といわれる。農民は重税で困り、その上災害が多く悲惨を増して困窮化した。

交通、駅制を置く、養老令によると三十里（今の十六㎞）ごとに一駅を置く、平安時代になると、関ヶ原—野上—府中—青野—杭瀬川—笠縫—墨股の路が重要道路として利用された。

産業、水田耕作しながら、養蚕、機織、紙すき、焼物等の手工業に従事する。

延喜式には、美濃国の庸調物として、糸・油・綿・紙・絹・土器・魚等が掲げられる。

「大井荘検田使供給料注文案」によると米・酒・酢・味噌・油・絹・麻縄・紙・樋・杓・筵・畳等がある。大井荘とは、現在の大垣市街地にあった、東大寺の荘園である。

〔史料一〕　室原の地名は何時頃から呼んだかを調べた記録　　昭和四十八年　　安福記

◎大日本地名辞典（三巻明治三十三年発行）「三代実録」に「貞観六年（一〇七年前）美濃壹栗原神授位」と・この壹栗原はこゝか、イクリの壹は発声なるべし。又当国の神名帳の不破郡に大栗栖・小栗栖明神の二社を載す。栗原は栗栖に相因まざるや。

栗原郷、和名抄に不破郡栗原郷。今栗原村と室原村と相合せて合原と改む（和名抄は一〇〇〇年前）、即ち此地、遠佐（おさ）郷の南にして、養老郡に接す。栗原の南山嶺は南宮山と一脈巽峰これを岡が鼻と云う。

◎新撰美濃誌（天保時代の本）の室原村の安福寺の由緒で、文明八年にこの室原へ遷すとあり。

◎天正十七年の太公検地の時室原村の石高がのっている。（天保九年の室原村書上帳、史料　一四）

◎美濃諸旧記（寛永末年、約三三〇年前）美濃国二十一郡総村名付の事、不破郡五十二村に室原村あり。

◎和名類聚抄（約一、〇〇〇年前）室原のことなし、栗原はあり。

◎栗原は続日本紀の天応元年（一九年前）七月癸酉条には中臣栗原連子公等が「美濃国不破郡栗原の地を賜って居す」既に奈良時代に栗原郷は存在していた。

◎美濃国神名帳（天慶（一〇三四年前）天暦（一〇二五年前）に出た）に不破郡の部に八二社あり。従五位下大栗栖明神と従五位下小栗栖明神とが載っている。現在井畑瀬古北方の泥川沿いに小栗栖神社と小栗栖と云う小字が残っている。大栗栖神社はないが、栗原にあったとか、表佐の南方にあったとか又、小栗栖神社と一所にあったとか色々の説がある。

◎永禄一〇年（四〇六年前）から天正十二年（三八九年前）の間の文章と思われる。「美濃惣坊主衆支配の定」に室原が載っている――垂井町史通史二〇二頁にあり。

第三節　室原の神社と寺の創建
足利時代の末から戦国時代にかけて

一、神社と寺が広がる

延喜五年（九〇五）より延長五年（九二七）に完成した延喜式神名帳には、全国の神名を記載している。所謂式内社は、不破では、南宮、大領・伊富岐の三社である。養老町では多岐・養老の二社である。

神仏習合の思想。日本の古来の民族信仰である神と、仏の結びつきは、奈良時代に神宮寺ができた。平安時代に入ると、神を菩薩と呼び、中期には權現と呼び神は仏の權（かり）に現れたものと考えるようになった、所謂本地垂迹の考えが出来あがった。平安朝になり天台・真言の密教による加持祈祷と結びつき僧侶の神前での転読が動機となって結合した。熊野權現等が隆盛になる。

奈良時代に仏教が広まり、美濃国の国分僧寺（青野）は天平十三年（七四一）聖武天皇の発願により建立せられ、天台宗・真言宗の布教は弘仁七年（八一六）より盛んになる。多芸七坊・栗原九十九坊は天台宗として建立される。

二、室原の氏神様はいつ頃から祀られたか。牛頭天王社→熊野権現→熊野神社

今の氏神は熊野神社と云うが、それは或る時代に熊野権現を迎えて主神としたからだ。その昔は、

現在も本殿の右に別棟になっている社で牛頭天王が祀ってあったのではないか、そしてそれが主神であったと考えられる。古くから天王祭が行われていたことでもわかる。そしてこれは権現さんより前からあったと言い伝えている。何年前に迎え祀ったかは記録がないのではっきりしない。そこで津島市の津島神社を調べると古く牛頭天王を祀り欽明天皇元年に鎮座されている、弘仁元年に正一位と日本総社の号を奉る。全国に二六〇〇の分社がある。そして、岐阜・三重以東に多いとのこと。京都の八坂神社は滋賀県以西に分神されているという。以上の点から見て、室原の初めの氏神は確かに応仁文明以前に尾張の津島神社の牛頭天王が分神され祀られていると推察できる。又牛頭天王は、神仏習合の思想から云うと、我国の神様では素盞嗚命（すさのおのみこと）であって素盞嗚社とも云う。又津島から分神されたためか津島神社と云う名称も現在尚残っている。

熊野権現にかわる　古老の話を総合してみると文明～大永年間（約四五〇〇～五〇〇前）に牛頭天王のある処へ更に安福氏・鈴木氏の祖先等が熊野権現を迎えて、それを主神としたので氏神を熊野権現社と呼ぶようになったのではないか、熊野権現は寛文十年（約三百年前）に火災があったので棟札も同年の地鎮祭のものが一番古いがそれに、熊野権現となっている。史料四を参照

表一　熊野神社総代一覧表

東向	井畑	色目
氏子総代	氏子総代	氏子総代
安福慶作	鈴木治左工門	中村啓治
	川地文吾	鈴木愛吉
	川地東一	伊藤文吉
青木九蔵	長沢文助	川地寿三郎
田中三好	川地庄市	伊藤東弥
		川地民夫

下は現在で上へ古く

熊野神社図

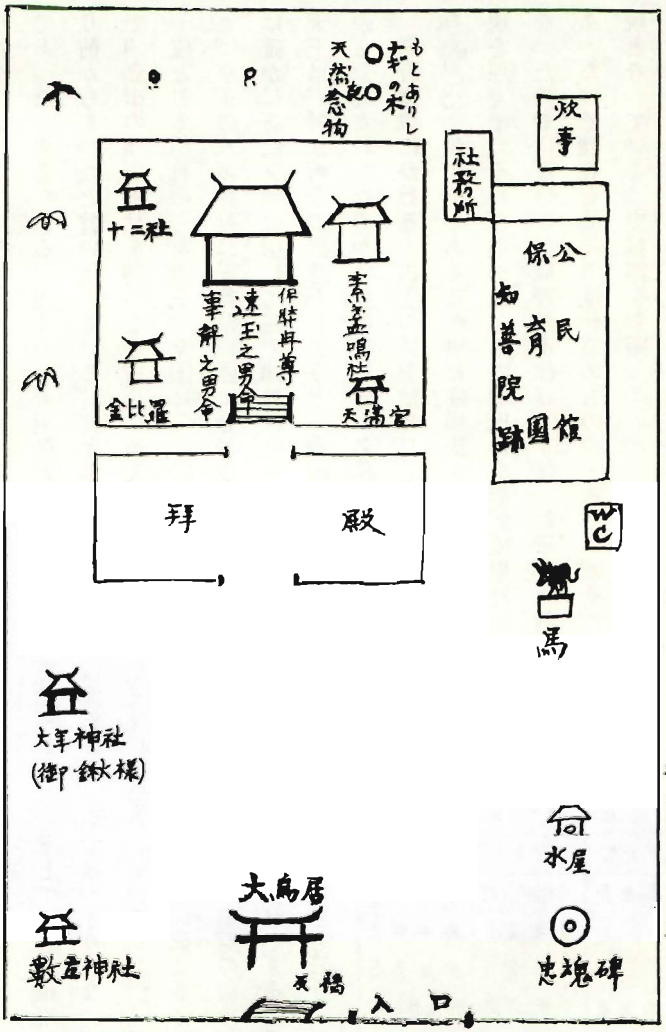

境内一〇二〇坪

〔史料二の一〕明治以前神仏混淆時代の熊野神社

熊野牟須美大神（伊弉冉尊）　本地　千手観世音

事解之男神（予母都事解之男尊）　本地　〃

速玉之男神（熊野新宮の主神）　本地　薬師如来

牛頭天王（素盞嗚尊）　本地　阿弥陀如来

（上中下の三社よりなるから三所権現と云う）

（熊野権現を迎える前からあった）

文政九年の棟札から熊野三所権現となっている。それ以前は、日本第一新宮熊野太領権現と記しあり。牛頭天王社は現在の素盞嗚社のことで、文化十年の寺社書上帳には牛頭天王社とあり。牛頭天王は祇園精舎の守護神（印度の神）、日本では素盞嗚命のことである。津島神社から迎えたと考えられる（前記）

宮寺として知善院があった。

自性山知善院（真言宗）は明治新政府の神仏分離によって明治六年廃寺となり、阿弥陀如来像は真宗寺で持廻り預り、その他の仏像、仏具は福源寺に預る。保管仏像の供養は、毎年四月二十日と九月二十日に神社係が行っている。廃寺の建物は原生義校となる。（教育の項参照）

知善院の創建は不詳であるが、熊野権現を迎えたのが四五〇―五〇〇年前であり、棟札の残れる最古のものが寛文十年（一六七〇）で知善院の名がはっきりのつているので、その間と推測できる。

熊野神社の大火災、寛文十年一月二十八日、福源寺方面からの類焼、その年再興の地鎮祭の棟札有り

〔史料二の二〕　室原の神様

明治三年神佛分離令後の氏神

一、熊野神社

祭神　伊装冉尊　予母都事解之男命　速玉之男命　素盞嗚命（別棟で初め牛頭天王として古くより祀らせる）史料三を参照

位置　室原七一四番地の一（旧字　千代松）

境内　一〇二〇坪

祭礼　一〇月五日（文化十年の室原寺社書上帳には八月十日とあり、明治四十年頃までは九月二十日だったと云う。曳軸は文化年間より（別記す）初まる。

創建　素盞嗚社は牛頭天王社として古くより祀らせていたと考えられる。そこへ日本第一新宮熊野太領權現を文明～大永年間（約五〇〇―四五〇年前）に迎へ祀ったと伝えられる　詳細は本文にあり

二、境内に六神社（素盞嗚社を含めて）あり

十二社神社　祭神、天神地祇十二柱、由緒創建不詳、文化十年の寺社書上帳には、六社權現二社とあり。

金刀比羅神社　祭神、大物主神、崇徳天皇、由緒創建不詳

天満宮（不破郡史には菅原神社となっている）　祭神、菅原道真　由緒不詳

數立神社　祭神　猿田彦神　右同

大年神社（御鍬神社）　祭神、大年神（大歳御祖神で須佐之男神の子）大歳神とも書く、年とは、田寄にて穀物のこと、年とは穀を一度取り収む間を云う。字畑田、養老橋より堤を北へ百五十米附近の堤の内側にあったが、台風で破損多く昭和三十年に境内に移す。

忠魂碑　明治以後の戦歿者全員を祀る。碑は大阪でつくる。字は河村元師

祭　礼（各社のそれぞれの一年間の祭）

四月八日　阿弥陀如来（虫喰阿弥陀如来）は知善院が廃寺され、蓮沢、正海、安福、長願の各寺で持廻りで預り、これの供養は神社係りが行う。

六月二十五日　除虫祭（虫送りは農休の後日）

八月一日　素盞嗚社の祭、天王祭とも云う。

九月八日　知善院大日如来外四佛像は福源寺で神社係が行う

九月二十日　お鍬さま祭（大年神社祭）

一月五日　お粥さんうらない。各戸より集めたお米に小豆を入れて、お粥を炊くが、その時長さ二十糎位、内径一糎位で、一方に節のある女竹、二十五本を束にして釜の中

央に立て炊く、沸とうすると米粒や小豆が筒竹に入る、その量が多いと豊作。豆焼。うらないは大豆十二粒を焼く、よく焼けて白くなると九分作、半焼けは五分作、十二ヶ月順次うらなう。

（下表の通り）

二月二十日　祈年祭、豊作を祈る。

三月二十五日　天満宮、十二社、数立神社、金比羅神社

四月十日　忠魂碑祭

〔史料二の三〕

宗教法人設立認可書　室原七百十四番地の壱

昭和二十七年八月八日

基本財産　十三万一千円

本　殿　一間、一間、一坪、拝殿　五間、二間、

鳥　居　一丈四尺、みかげ石

社務所七間四間、二十四坪

昭和47年室原氏神御粥御札

| | | |

手水舎　一坪。　境　内　一〇二〇坪二七歩

指定村社　明治二十五年六月

申請者　山本秀一、鈴木治左工門、外二名

〔史料三〕（書物）

「熊野三山とその信仰」熊野　那智社編

昭和十七年十一月発行非売品　二三〇頁この本には、伊邪那美神、速玉之男神、予母都事解之男神の三神が分神されていると記す。

〔史料四〕

瀬古の神様

小栗栖神社　井畑瀬古、小栗栖に有り、祭神は従五位下小栗栖明神（美濃神名帳（千余年前）に記す。）

住吉神社　東向瀬古、旧字正尺に有り、祭神、底筒之男神、中筒之男神、上筒之男神

○住吉三神のいわれ。伊邪那岐神が日向の橘の小門の阿波岐原に禊せられたとき、水の底で洗れたとき、底筒之男神、水の中流で禊せられたとき、中筒之男神、水の上で禊せられたとき、上筒之男神が生れ給う。

海の神として漁業人が信仰する。大阪住吉、長門、筑前、壱岐等の海浜に祭る。

○文化十年・天保九年・明治三年の古文書には、穂落大神宮となっているが、明治十四年の室原村報告書には住吉神社とある。したがって、穂落大神宮が現在の住吉神社にかわったのは明治四年から十三年頃までの間である。

○ナギの木一本あり。熊野神社裏に二本あって、県の天然記念物に指定されていたが、その二本は枯れたので昭和四十七年にこの住吉神社のナギの木が町の天然記念物に指定替えになった。

○みかげ石の玉垣、昭和二十四年四月皇太子成

婚記念につくる。

○御神体を迎える、長年のため御神体の存在が明がでなかったので昭和四十七年十二月二十日年行司（田中好美、田中靖、田中史郎　田中勇）全員大阪住吉神社に出向き分神御迎えし同月三十一日国尾治六氏ののりとにより遷宮した。翌四十八年四月二十二日（日曜日）例祭を遷宮記念大祭とし、子供角力、餅まきを行った。経費一戸当千円四五戸分

○社の御造営は昭和二十七年であるが、屋根を銅板にて葺替えは昭和四十七年十二月、新宮神社　色目、新宮に有り、祭神、新宮大明神、迎えたのは、多分、熊野新宮からと推定する。文化十年の寺社書上帳や次の棟札を参照のこと。

（棟　札）

文化十三龍集　丙子　十二月吉祥日
奉　再　建　新　宮　社　遷宮師　亮　随

（棟　札）　享和三年癸亥八月八日　天下泰平
奉　再　建　新　宮　大　明　神　氏子般昌
五穀成就　大阿闍梨權大僧都本　日光法印

（棟　札）　明治四十一年　四月十日
奉葺　替　新　宮　神　社　社掌大庭通敏

（棟　札）　色目瀬古一同敬者
奉　改　造　新　宮　神　社　御　本　殿
大正十一年四月二十日　神職　三浦勇魚

瀬古の灯明

色目の大神宮の灯明

色目の十字路の川地屋食品店の前の灯明は、勿論色目地区民の伊勢神宮への尊崇の念から建立されたものであるが、その由緒は棟札によって意外に古いことがわかった。

最初は、寛政十年戊（一七四年前）蓮沢寺境内に位置して木造なり。

天保七年丙申に再造営、養老山下、旱瀬重至明治二十七年に現在地の十字路へ移し修繕し石台にする。囲いは木柵、大正二年一月四日修繕、社掌、大庭通敏、石材玉垣は昭和四十六年、に建設同年強風で屋根飛び、岐阜市箕屋本店、富田信吾氏修繕

東向の大神宮の灯明

島の人で谷口千代蔵の父、清兵衛は宮大工で灯明を作る。明治初年頃と考えられる。

東向灯明彫刻の美

灯明の石の支柱は大正六年、吉田幸三郎贈

井畑大神宮灯明　石造大正十一年五月建立

〔史　料五〕　熊野神社の棟札

（表紙）

「紀元二千五百三十四年　明治七年十一月

美濃国不破郡室原村社　署縁記

自性山　第二大学区

別当所　第三十一番中学

智善院　第百七番小学

原生義校トナル

〔棟札一〕

（梵字）　自　立　山

奉修行御本地十一面観世音菩薩

供諸障退除永願如意成就祈修

（梵字）　（梵字）　妙　徳　院

妙徳院は天台宗にして、多芸村多芸墳字中屋にあって、永享五年（五三九年前）に舜水が草創。明治十五年八月洪水のため堂宇崩壊し売却佛像什器等は金屋の玉泉院に預けた。寺跡は荒廃し墓石数個あるのみ（養老郡志）

右の棟札が一番古いと思われるが年号がないので残念である、始は妙徳院に依頼して祈祷したのだろうか。

次に古い棟札が寛文十年（約三一一年前）熊野神社火災による復旧の地祭で智善院が行っている。智善院の創立は明らかでないが、三一一年以前と云うことは明かである。尚本寺は明治六年に廃寺されたので、その処理については、この史料の末尾に詳記しあり、（以上妙徳院等の説明）

〔棟札写二〕

奉為護持大檀主館林
宰相綱義公御武運長久如意安全
代官石黒小右衛門尉政澄
聖主天中天　濃州不破郡室原村惣氏子等励志
迦陵頻伽声　御類火之砌假建立之
奉再興日本第一新宮熊野太領権現
哀愍衆生者　并小宇二社天長地久氏子繁昌修
我等今敬礼

地祭遷宮導師法印権大僧都
阿闍梨良山欽言
大工宇田村　長谷川九郎兵衛　吉正
寛文十天戌三月廿五日　自性山智善院

〔棟札写三〕

願主　室原邑惣氏子中
牧田村
導師法印先達若松院正賢敬白
聖主天中天　戒文殊支利芽
加陵頻迦声　観世音菩薩
封多聞天　持国天封
奉造立当社上葺惣氏子中息災如意祈所
封広目天　増長天封
哀愍衆生者　小行夏主
我等敬礼　導師弥勒芽
物戒釈迦牟尼如来
安永四乙未年八月九日
葺師今須村　長蔵

〔棟札四〕

遷宮導師阿闍梨本晃　敬白
寛政五丑八月九日　自性山知善院
聖主天中天迦陵頻伽声一天四海風雨順時
奉再興日本第一新宮熊野太領権現、小宇二社
天長地久惣氏子繁昌修
哀愍衆生者我等今敬礼五穀成就諸人快楽
葺師　当村　助七

〔棟札五〕

寛政五丑八月九日
自性山知善院遷宮導師阿闍梨本日光敬白
聖主天中天　伽陵頻伽声一天四海風雨順時
奉再興牛頭天王并小宇二社天長地久氏子繁昌
哀愍衆生者我等今敬礼五穀成就諸人快楽
葺　師　当村　助　七

〔棟札七〕この年に牛頭天王（六）行う

文化三丙寅天八月二十五日

自　性　山　知　善　院

聖主天中天　迦陵頻加声　一天四海風雨順時

奉再興日本第一新宮熊野大領権現并小宇二社

哀愍衆生者　天長地久氏子繁昌所　我等今敬礼

遷宮導師阿闍梨本順敬白

葺師棟梁大垣新町吉田宇兵

〔棟札八〕

文政九年丙戌年八月十九日

自性山　智善院亮随法師

聖主天中天　迦陵頻迦声一天四海風雨順時

奉再興熊野三社権現并小宇二社（天長地久）氏子繁昌

哀愍衆生者我等今敬礼五穀成就諸人快楽

江州長久寺村葺師　弥　作

〔棟札九〕

文政六癸未年六月十四日

自性山知善院

聖主天中天　伽陵頻伽声一天四海風雨順時

奉再興牛頭天王社一宇天長地久氏子繁昌修

哀愍衆生者我等今敬礼　五穀成就諸人快楽

遷宮導師　法印亮随　葺師大垣三十郎

〔棟札十〕

天保第九年戊戌年八月吉祥日

不破郡室原村惣氏子中

聖主天中天　迦陵頻伽声一天四海風雨順時

奉上葺牛頭天王社一宇天長地久氏子繁昌祈修

哀愍衆生者　我等今敬礼五穀成就諸人快楽

遷宮導師　自性山知善院

権大僧都法印　亮　全

江州長久寺村葺師弥吉

〔棟札一〇〕

天保第九戊戌八月吉祥日

不破郡室原村惣氏子中

聖主天中天迦陵頻伽声一天四海風雨順時奉上

葺熊野三社大権現并小宇二社天長地久氏子

繁昌祈所

哀愍衆生者我等今敬礼五穀成就諸人快楽

遷宮導師自性山智善院権大僧都法印亮全

江州長久寺村　葺師弥吉

「智善院廃寺に伴う佛像処理」

親鸞聖人自作　蓮沢寺

一、虫喰阿弥陀如来木立像壱体　正海寺

安福寺

一、右縁記板　壱枚　長願寺

右自性山智善院安置之処御維新ニ付廃寺

被仰出右四ヶ寺ヨリ依頼ニ付一札請取右寺方へ

預ヶ置候事

明治六年

佛像什器を福源寺へ

一、大日如来　壹体　輪　一台

一、観世音菩薩一体　香炉　三基

一、弘法大師　一体　胡麻焚台小

一、辨財天　一体　道具共

一、法師像　一体　佛器　十

一、位牌

右隣徳福源寺預ヶ置候事

「智善院　歴代の祖師」（福源寺過去帳）

智善中興権大僧都杖山上人　享保十一年示寂
智善二世臻奥上人　享保十七年五月九日示寂
智善三世権大僧都啓奥上人　天明三年六月〃
智善四世啓山大法師　天明五年四月〃
智善五世亮全法印　弘化二年五月〃

「奉　寄　進」
熊野神社御宝前手摺欄干銅椅保子　壹対
享保二丁酉年五月吉祥日　鈴木頼母

「奉　寄　進」
須佐男之神社　全　壹対
享保二丁酉五月吉祥日

「奉　寄　進」
石常夜燈　壱基　享保十年乙巳十一月
安　福　清　斎

「奉　寄　進」
石常夜燈　壱基　江府桃井八郎左衛門尉
享保十乙巳年　源致籌与
十一月十日　家兄同志建之

「奉　寄　進」
三条吉則　長壱尺六寸三分　名　刀
明治七年甲戌十一月吉辰
当村氏子　鈴木治左衛門文周

※現在なし。昭和二十三年頃盗難にあった。

〔史料六〕

明治以後の棟札

〔棟札一一〕

明治十三年五月二十三日

奉葺替村社熊野神社一宇遷宮儀式畢

美濃国不破郡室原村戸長横山周次

総代　氏子中

（裏面）

郷社大領神社　神官

遷宮司　訓導　宇都宮秀尚

同副司　訓導　不破光寧

葺師　安八郡大垣岐阜町　後藤庄七

（棟札一二）

奉葺替

須佐之男神社一宇遷宮諸儀式畢

右十一の棟札に同

（棟札一三）

明治三十三年九月二十日

奉葺替村社熊野神社一宇遷宮諸儀式畢

室原区長　臼井信吾

（裏面）

美濃国不破郡合原村室原　氏子総代　鈴木治左衛門

中村啓二

安福慶作

遷宮司　神官　宮代　大庭通敏
葺師　坂田郡長久寺中島弥吉

（棟札一四）
明治三十三年
奉葺替須佐之男神社一字遷宮儀式畢
以下前の棟札に同じ

（棟札一五）
假遷宮　昭和三年二月二十二日
正遷宮　昭和三年八月十六日
熊野神社拜殿修繕
祭主　社掌　山本一治

（棟札一六）
昭和二十四年年九月二十日落成御遷宮
奉葺替村社熊野神社本殿一字
総代　鈴木治左衛門　青木九蔵
川地寿三郎
神社係　広瀬一郎　川地九一
田中三好　高木格三郎
川地宗一　高木周市
伊藤東弥　川地五右工門
氏子　一九二戸
費用　六万円也
葺師　美濃関町　森政一義治
河合誠一治直福井一馬治成

三、室原七寺の創建

美濃国の守護土岐氏の勢力。頼朝は文治元年（一一八五）全国に守護・地頭を置く、美濃は文治二年に大内惟義がなった。その後に、三ケ国守護の土岐氏は革手城により土岐頼康（三代）が土岐氏の総領となる。そして美濃・尾張・伊勢の三ケ国の守護に補任せられた。

頼康は正平年間（十四世紀の半）厚見郡革手に城を築き、それが戦国末期までの拠点となる。そして揖斐城・長森城を支城とした。勢力が次第に強くなり、五代頼忠の時、美濃一国の守護にされるが、幕府七頭の一人に数える勢力をもつにいたった。

応仁の乱は応仁六年（一四六七）土岐成頼（八代）（一六）は有力な大名として幕政に参加していた。応仁の乱が始まると、成頼は西軍に属し中心勢力となり京都で戦った。留守は斎藤妙椿が守護代となってよく守った。文明五年（一四七三）東は山名、西は細川の両主将は病死し、九年に本国へ引揚げた。土岐成頼は同年一一月足利義視をつれて革手城に引揚げた。

表二　諸宗派の興隆

開祖	死亡年	年令	西暦	宗派又寺
栄西	健保五年	七五	一二一六	臨済宗開く
関山	妙心開く 暦応五年	八四	一三六〇	妙心寺開祖
大灯国師	延元二年	五六	一三三八	大徳寺開く
道元	建長五年	五三	一二五四	曹洞寺開く
法然上人	建暦二年	八〇	一二一二	浄土宗開く
親鸞	弘長二年	九〇	一二六二	関東下り、同五年美濃遊化
覚如上人（二代）	正応三年		一二九〇	文明一〇山科本願 明応六石山本願
蓮如上人（八代）	明応七年	八五	一四八一	浄土真宗開く（一向宗）
証如上人 顕如上人 教如上人	天文元年 元亀元年 慶長七年		（一五三二）（一五七〇）（一六〇二）	山科合戦 石山合戦 本願寺東西分派

義視はこゝに一一年滞在する。

公家の美濃下向、応仁の乱を境にして室町幕府の力は地に落ち威令全く行われず、貴族や寺社の生活基盤であった荘園は崩壊しつゝあった。公家は年貢を確保するため美濃へ下向し土岐氏等と親しくした。(以上岐阜県の歴史より)

土岐氏により美濃に禅宗が広まる　生死の間に行動する武士にとっては、精神鍛錬を必要とし、禅宗がこれに適合し彼等の間にひろまった。美濃に於いては禅と武士の関係が室町時代に始って、最初に禅宗の保護者となったのは、守護の土岐頼貞であった。後、斎藤氏が守護代として勢力をのばしてくると、やはり土岐氏にかわって禅宗の興隆に力が注がれた。

土岐氏や斎藤氏は自分の菩提寺としても保護したが、次第に各地の豪族もこれにならって、夫々菩提寺をたてた。近くでは荘福寺の丸毛氏、字田の大通寺は応永年間土岐悪五郎康定、祖父江の実相寺は段海村の城主祖父江新五左衛門の菩提寺として建立（天正八年）された。

美濃の禅宗は五七〇ヶ寺であるが大部分が妙心寺派である。

◎福源寺の再興　　妙心寺派

最初の開創は不詳であるが、過去帳の一番古いものは、文明七年末（約五〇〇年前）のものである

再興は、天正三年、文華玄郁禅師を請じて開山とする。以後法脈続く。（史料六）

◎東光寺の創立　妙心寺派　現在廃寺

創建は永正元年本山第六世僧真源による。その後慶安年中の洪水により堂宇流失、寛文年中に犬飼瀬兵衛によって再建、明治末期にロケ島の田中周太郎氏に売られ廃寺となる。（養老郡志より）

浄土真宗の弘通　浄土真宗の開祖親鸞の念仏信仰の拡がるにつれて、旧仏教側からの弾圧も増し、建永二年（一二〇七）親鸞は、越後に流された。やがて赦され、四二歳のとき、新しく布教地を求めて、常陸国稲田に移った。この地に二〇年間布教し農民の間に広まる。京都へ帰路弘長二年（一二六二）九十歳で病没した。親鸞当時の創立又は改宗を伝える寺院は美濃に五七ヶ寺があるが不破郡に一ヶ寺、垂井町には一ヵ寺もない。養老町には、下笠に一ヵ寺あるのみ。

蓮如の活躍、蓮如は応永二二年（一四一五）に生れ四三歳で本願寺八代の法主となり、彼は平民的で門徒に接し、南無阿弥陀仏の六字名号を授けたりして、教団勢力の拡大をはかった。応仁二年（一四八六）美濃に立ち寄り巡化す。文明十年に山科に本願寺を再建し、明応六年（一四九七）摂津に石山本願寺を造立、明応七年に八五歳で歿する。真宗はこの蓮如を初め実如、証如（天文、元亀の頃）の時代に西濃に広まった。

◎安福寺、河内国安福郷の光雲山安福寺は行基菩薩の造立、後文明八年慶西より六世、法西と申す僧が当国室原村にこれを遷す。（史料、新撰美濃誌の室原村に記す）

◎蓮沢寺。東本願寺末、大永四年（一五二四）僧龍渓開基、正徳二年及安政三年に改築落慶。

◎長願寺、東本願寺末、永正十年（一五一三）僧正応創建す。

◎正海寺、東本願寺末、慶長十八年三月僧定龍が創建すると史料七にあるが疑問点がある。（史料六で説明の四する）以上真宗四ヵ寺は今より約四百年前戦国時代の真宗普及時代に創建せられている。これに前に述べた宮寺の智善院と禅宗の二ヵ寺を加えて七寺となる。

七寺・七ざんまい　室原に今でも七寺・七ざんまいと云う言葉が残っている。七寺については前述の通りであるが、この言葉の説明のために、こゝで七ざんまいについて一寸説明しておこう。まづ初めに七墓を東の方から記すると、字、十王堂（地図二参照）に禅宗東組の十王堂ざんまいがあった。当時は大きな松の木があって目標になっていたと云う。

福源寺ざんまい。福源寺裏に寺住職や檀家の一部の墓があった。

総ざんまい。今の火葬場のある墓を云う。大正三年の耕地整理で新栗原道の北方百二十米の位置になっているが昔は旧道のすぐ北側にあって子供達が通るにこわがっていたということも聞いている。

春圃ざんまい。総ざんまいの西南の近くで旧栗原道の南側にあった。耕地整理で堀った時かめに骨と真鍮板に氏名があったと云う。

大松さんまい、今の川地文五郎氏宅の北十五米位で四畝歩位あったという。福源寺檀家の西組の墓であった。

色目ざんまい、色目の川の南方、北野との中間にあって、地番は豊の分になっている。色目の十二軒屋敷（地蔵様附近）の人達が火葬場にしていたが今は使用していない。

川原ざんまい、色目の西南で（今の三菱社宅附近）色目の西方面や中村の人達が火葬に使用していた、室原の総ざんまいに火葬設備ができてからは使用しなくなった。

以上、七ざんまいについて説明したが室原に七寺七ざんまいがあったと云うだけで別に深い意味があるわけでもなさそうだ。大正三年の耕地整理で十王堂・春圃・大松の各ざんまいが福源寺裏に集められ今は昔の面影は殆どない。

室原にこんなに多く墓地ができたと云うことは、古くから禅宗があって、各自が墓地をもち、土葬にしていたからである。今日ではどの宗派も火葬にするので昔のように多くの墓地はいらなくなったことは一つには時代の進歩とも云えよう。

〔史料六の一〕

室　原　の　寺　調　べ

昭和四十七年度　安福彦七

福　源　寺　　臨済宗妙心寺派　　現住職　十　世　上野真譲（昭和四七・八、一五九州へ去る）

一、最初の開創は不詳であるが過去帳の最古のものは文明七乙未年になっているので可成り古い。

二、久しく中絶の後、茂林祖繁首座（創建開山）が弟子の徳峯全景座元と志を合せ諸堂を建立す。

三、天正三年（一五七五）妙心寺派の蘭畹禅師（春江下六世の法嗣、文華玄郁禅師（尾張梶田の人）を請じて再興開山とす。

四、山号は、禅応山。本尊は聖観世音菩薩（恵心僧都作）を奉る

五、寛文十年（三〇〇年前）五月二十七日火難にあい、諸堂、什物、記録等焼失す。

▲福　源　寺

六、復興は三十六年後の宝永五年（一七〇八）雪津祖民和尚（当山四世）が伽藍を復興する。故に師を中興開山と仰ぐ。

七、現在の本堂（七間六間瓦葺）は明治十九年（一八八六）周道宣教和尚（十一世）が再建する。

八、梵鐘は昭和十九年、太平洋戦争で供出したが終戦後同三十九年十月十日再鋳造する。

九、知善院が明治六年廃寺となり福源寺へ仏像什器を預る。

大日如来　観世音菩薩　弘法大師　辨財天

法師像　輪一香炉三、　胡麻焚一台　仏　器

一〇、重要文化財の指定。昭和四十三年四月、福源寺は次の文化財の指定を受く。

県文化財　聖観世音菩薩（一二〇〇年前　藤原時代の作と云う）

町文化財　十一面観世音菩薩・大日如来（元知善院）雲板。

一一、秋葉權現（明王堂）当山七世蘭巷和尚の時に建立する。寛文十年（一六六八）の大火の因縁により奉祠す。現在の堂は嘉永四年（一八五一）に九世の景瑞和尚が再興す。近郊唯一の防火霊場として住民の信仰あつい。大祭は春四月に室原の年中行事で十二月二十八日はお火焚祭、お札を配る。

一二、馬頭観音（観音堂）当山十三世康庵の代に建立す。願主は沢田の日比氏で感ずるところあって、昭和の初に一寄進で奉祠する。当時、合原村の室原、栗原の畜産関係者の家畜霊場として信仰あつく、春四月十八日に大祭を行う。現在は、農業が機械化して、牛馬が殆どなくなり、村として供養す。

一三、正一位七相霊明稲荷大明神。九世景瑞和尚の時に奉祠する。願主は、書類によると、大垣藩中、北尾春圃氏で元治二年（一八六四）稲荷総本宮神主従三位奏宿稱親典より御安鎮之事を受けている。正一位とは伏見稲荷の御分身を表す。七相霊明とは、深い意味がある。土地の古老の諸氏によばれそれぞれ話がちがうが、「七人の霊を祀る故七相（又は七首）霊明という。北尾氏が願主になっているのは北尾氏の祖先も二人（七人の中の）落命しているからである。大祭は初午の日であるが、正月、五月九月の吉日に祈祷会を行う。

昭和四十八年四月十五日、大修復を行う。

〔史料六の二〕

安福寺由緒

（新撰美濃志六十九頁　室原村の記事にあり）

安福寺は光雲山と号し、浄土真宗東派なり。当寺もと河内国玉手山に在りて、行基菩薩開基の霊場たりしが、建長年中廃頽に及びしを領主多田左ヱ門尉光雲（六孫王経基の四男源満季の二男安福満則の末代なり）中興の志願ありて、親鸞聖人の徒弟真岡の慶西坊を請じて再興し、自ら慶西の弟子となり光雲坊信西と号し住職たりしが、第六世の僧法西が時、文明八年蓮如聖人に申して此の室原へ遷し、源頼光の大江山入りの時着用ありし甲冑をこゝに伝来すという。

▲安福寺

〔史料六の三〕

「碑の表」　この碑は安福寺の山門の傍にあり

「開基釈慶西　頌徳碑

嗣講釈先啓

当山第二十一世　釈慶俊書」

「碑の裏」

安福寺ハ行基菩薩、河内安宿郡安福ノ里ニ建立シ畿内四十九院ノ随一ナリ建長年中六孫王経基ノ孫安福満則十二世ノ裔多田光雲宗祖五弟ノ随一真岡ノ慶西ヲ請シ一字ヲ造構シ光雲二世トナル後第

六世蓮師ノ直弟子法西上人ノ命ニヨリテ当地ニ移ル。

釈先啓ハ安福寺第十四世字八了雅ト号ス、十七才祖伝研究ヲ志シ、三度旧跡ヲ巡拝シ御伝絵指示記御遺跡記廿四輩巡拝記等ヲ著ハス特ニ真宗聖教目録ハ假名典籍ノ真偽ヲ考証シ大谷遺跡録八宗祖ノ遺文十部ヲ収メ蓮如上人縁起ハソノ実録ヲ明カニシ史家トシテ不朽ノ業績ヲ伝フソノ功ヲ稱ヘ大正十一年本山嗣講ノ稱号ヲ贈ル寛政九年四月十四日寂ス寿七十八亡母釈尼妙勲生前ノ望ニ因リテココニ碑ヲ立ツ

昭和三十九年三月六日　光雲山安福寺第二十一世釈慶俊撰並書

▲安福寺嗣講釈先啓頌徳碑の裏面（安福寺の門前に在り）

現本堂の建築昭和元年

梵鐘、昭和二十二年六月再鋳造（太平洋戦争に軍へ供出したゝめ再鋳造）

庫裡　昭和三十五年建築二階瓦葺

▲正　海　寺

▲長　願　寺

〔史料六の四〕

正　海　寺　金龍山　真宗大谷派　現住職　十八代　本田義雄

合原村大字室原にあり。京都東本願寺末、慶長十八年三月、僧定龍創建す。（以上不破郡史四二三頁にあり）

石山合戦に本願寺門徒として参加する。正海寺四世賢順以下門徒二十三人は天文年間濃飛門徒として参加せり、詳細については（石山合戦を参照のこと）

正海寺、歴代住職系譜によると、初代は天正十年四月一日（三八九年前）賢龍とあり。

以上二つの記事から考えて正海寺の創建は、不破郡史で云う慶長十八年でなく、もつと古く少くとも石山合戦に参加しているのでそれ以前ではないか。初代天正十年示寂の賢龍を創始者としてもよいではないか。（研究の要あり）

現在本堂新築は明治四十五年、瓦葺、七間に八間。庫裡の新築は昭和十一年四月。梵鐘昭和二十三年一月再鋳造（太平洋戦争で軍へ供出した、め）

〔史料六の五〕

長　願　寺　　真宗大谷派　　現住職一七代　　冨長覚夢

合原村大字室原にあり。京都本願寺末寺、永正十年（一五一三）三月僧正応が創建す（不破郡史）

▲蓮　沢　寺

現在の本堂建築は、大正十三年で大きさ五間六間、瓦葺。庫裡の新築は瓦葺二階、昭和四十八年三月建。梵鐘は昭和二十二年十月再鋳造（太平洋戦争で軍へ供出したゝめ）

石山合戦に本願寺門徒として参加する。長願寺二世了順、士卒近藤源左エ門、青木徳三郎、清水半兵衛、同名庄蔵、雑兵二十七名従軍す。天文年間濃飛門徒に加わる。

〔史料六の六〕

蓮　沢　寺　　瑞華山　　真宗大谷派　　現住職　　十七代　　谷沢宣誠

合原村大字室原にあり。京都本願寺（東）末、僧龍渓開基、正徳二年及び安政三年に再建せり。（不破郡史）林周教著岐阜県真宗史にも創建年月がのっていないが、文化十年（一五九前）の寺社書上帳（史料七）には大永四申年実如上人の節、開基龍渓と記しあり。

又、再建は安政三年（不破郡史）とあるが嘉永三戌年六月に古型六間半四面の本堂建設願書が大

垣御預御役所へ届けられている。

それから考えると嘉永四、五年から建築にかゝり安政三年に落慶・大工は江州の蔵之助で蓮沢寺前に三年間住込んでいて、本堂建立後色目軸と軸倉を建造したと云う。梵鐘は太平洋戦争で供出したので昭和二十二年に再鋳造した。参考のために本堂建築願書を添付す。

乍恐以書付奉願上候

一室原村東本願寺宗蓮沢寺本堂之儀古型六間半四面三方縁側付ニ御座候処及大破候付、先年御願申上五間四面三方縁側付瓦葺之假堂建立仕置候処、年数相立木類朽損じ修覆不成迷惑仕候ニ付、今般古型之通六間半四面三方縁側付瓦葺再建仕度奉願上候尤本山并檀家村方共故障儀無御座候ニ付古堂仮堂墨引絵図二枚相添連印之書付を以奉願上候乍恐何卒行在方御見分之上右願之通御聞済被成下置候ハバ、難有仕合奉存候以上

戌　六月（表紙嘉永三年）

不破郡室原村
願主蓮沢寺　覚　成
檀家総代　藤右衛門
同　断　文三郎
百姓代　昌　平
年　寄　宗　六
同　断　治左衛門
庄　屋　忠左衛門
同　断　兵右衛門
絵図添付
大垣　御預御役所

▲もと東光寺所蔵地蔵菩薩
足利時代のものと稱せられる。
（松岡友一宅に有り）

〔史料　六の七〕

瑞泉山　東光寺　禅宗廃寺

日吉村、豊　清水　本尊千手観世音、由緒は、永正元年本山第六世僧真源創建。その後、慶安年中の洪水により堂宇流失せり。寛文年中に浪人犬飼瀬兵衛が再建す、（養老郡志にあり）

廃寺は明治の末か、口ケ島の田中周太郎氏が購入、寺敷地一一一、六坪・寺田八畝二十一歩あった。千手観世音は元禄のもの、地蔵菩薩は鎌倉末期のものと鑑定、これは十年前に桑名市砂利会社々長が大学教授に依頼して行ったと聞く。

ここに住んでいた田中けいは、清水繁一・堀定吉・青木忠夫等に「じょうるり」を教えたと聞く。

一之瀬の桑原家祖先の像がある、桑原家や牧

田の氏家等は、昔檀家であったと聞く。

〔史料七〕

（表紙）

「

文　化　拾　年　酉

濃州不破郡室原村寺社書上帳

美濃国不破郡室原村

一、熊野大權現社　壱丈四方　桧皮葺　別当智善院

勧請年月日相知レ不申候、祭礼八月十日相勤申候

一、牛頭天王社　六尺四方　同断

右同断祭礼六月十五日相勤申候、

一、天満宮社　貳尺貳寸　壱尺五寸　板葺

右同断

一、六社權現　貳社　貳尺貳寸　壱尺六寸　板葺

勧請年月日相知レ不申候

一、數立社　貳尺貳寸　壱尺六寸　同断

同断

一、弁才天社　貳尺貳寸　壱尺六寸　同断

同断

境内　東西拾七間　南北七十八間　内壱畝歩御高壱斗貳升　其除ハ村負高ニ而御座候

拝殿　梁貳間　桁行五間　瓦葺

」

鳥　居　高壱丈貳尺　　弁才天　　灰煉像　　空海作

反　橋　巾壱間　長貳間　　但シ板　　弘法大師　　木像　　作師不知

京都山科勧修寺宮御門末　　外ニ末社

一、真　言　宗　　自性山知善院　　新宮大明神　社　貳尺貳寸　壱尺五寸　　板　葺

開基年代相知レ不申候　　但シ御年貢地

堂　梁貳間、桁行貳間半　　瓦　葺　　小栗栖大明神社　貳尺貳寸　壱尺六寸　　板　葺

但シ御年貢地

庫　裡　梁三間桁行七間半　　萱　葺　　穂落大神宮社　同　断　板　葺

本　尊　大日如来　木像　　空海作

右之通相違無御座候以上

阿弥陀如来　木像　作者親鸞上人

濃州不破郡室原村

智善院　印

当時無住ニ付寺附印形仕候

十一面観世音　木像　作師不知　　文化十酉年

京都妙心寺直末

一、禅　宗　　禅応山　福源寺

妙心寺開山関山国師拾四世的孫文華大和尚天正六年戊寅年開創にて其後法脈相続仕候

境内　東西貳拾五間　南北五拾六間　内壱畝分御高壱斗貳升其除ハ村負高にて御座候但シ墓所御座候

堂　梁六間　桁行九間　瓦葺

是は寛文十年焼失仕当時堂梁五間桁行六間半にて御座候。

本尊　正観世音　木像　恵心僧都作

脇立　不動尊　多聞天　木像　作師不知レ

開山文華郁大和尚　木像　同　断

達磨大師　木像　同　断

同　画像　絵師法橋宗仙為信

出山佛画像　同断　作

涅槃佛画像　長壱丈　巾六尺五寸　御絵所左近入道徳栄筆

地蔵菩薩　木像　空海大師作

十一面観音　木像　作師不知レ

十三佛　画像　御絵所法橋宗運筆

大　鐘　口差渡し　貳尺五寸

喚　鐘　口差渡し　壱尺三寸

雲　板　寛文十一年銘入　長壱尺七寸横壱尺七寸

桁行七間半　庫　裡　梁三間

廊　下　梁貳間　長三間瓦葺

鐘楼門　梁貳間半　桁行四間但戸開瓦葺

鎮守秋葉大權現　堂　梁九尺　長二間　瓦葺

但シ山井様祈願所勧請年月相知レ不申

祭礼三月八日霜月相勤申候

鳥　居　高壱丈

但シ額　円満院御門主御筆

外　二

一、末　寺　　同国多芸郡祖父江村
　　実　相　寺
右の通相違無御座候以上
　　濃州不破郡室原村
文化十年　酉　　福源寺　印
　　当寺無住二付寺附印形仕候

京都東本願寺末
一、本願寺宗　　瑞華山　蓮沢寺
　大永四申年実如上人之御開基龍溪
境　内　南北拾六間　東西廿五間三尺三寸　　壱反三畝拾八分八御年　高一石六斗三升五合貢地
　是ハ大垣様御領分多芸郡中村地内ニ候
堂　東西六間半　南北六間半　　瓦　葺
開基本尊阿弥陀如来絵像　　安　置
　大永四申年三月実如上人の節
本尊阿弥陀如来　木像　　安　置
　寛永十八己年三月宣如上人之節
蓮如上人　　絵像　　安　置
　宣如上人の節
六字名号　　蓮如上人真筆
経文二幅　　同
親鸞聖人絵像　　安　置
　寛文五己年　常如上人の節
聖徳太子并七高祖絵像　　安　置
　享保六丑年　真如上人の節
鐘　堂　貳間四方　鐘差渡貳尺五寸　　瓦　葺
一切経蔵　三間四方　　瓦　葺
庫　裡　梁三間半　桁行七間半　　萱　葺
廊　下　梁九尺桁行二間　瓦　葺
門　梁貳間桁行五間　萱　葺

但シ扉開戸にして御座候

右之通相違無御座候　以上

美濃国不破郡室原村

蓮沢寺

文化十酉年　住　持　印

観　成

一、本願寺宗　京都東本願寺末寺

光雲山　安福寺

河内国安福郷光雲山安福寺ハ行基菩薩畿内四十九院造立の随一天平年中の草建也　其後依無之治乱興廃及数度申候処建長六年申寅安福光雲と申者親鸞聖人門弟慶西を致招請再建仕候従夫二百廿三年の後文明八年丙申慶西より六世法西と申す僧当国室原村に移住仕候。

境　内　東西卅九間　南北卅間　内　六畝拾貳歩御高七斗六升八合　其除は村負高にて御座候

堂　東西六間五尺五寸　南北六間四尺五寸　萱　葺

本尊阿弥陀如来　行基菩薩作

此本尊宣如上人拝礼有之真筆を裏書之銘を御添候

阿弥陀如来絵像　実如上人免許

同絵像聖人画像　古法眼筆

親鸞聖人画像　一如上人免許

元来安置の画像は覚如上人免許御座候処慶長五年之火災に焼失に付其後免許

蓮如上人絵像　宣如上人免許

聖徳太子并七高祖　一如上人免許

右二幅ハ親鸞上人真筆之裏印御座候処慶長年中火難に焼亡仕候ニ付其後免許

覚如上人真影　　乗如上人免許

右画像実如上人免許に御座候処慶長年中火災ニ焼失ニ付其後免許ニ御座候

六字名號　　親鸞上人真筆大師流也

聖徳太子署絵伝　　同　聖人銘讃絵師願国法

六字名号　　良忠上人真筆　　眼

同　名号　　蓮如上人真筆

連座真影　　覚如上人真筆

六字名号　　獨〇師筆

釈迦名号　　本菴師筆

来迎三尊画像　　多田満中念持佛恵心僧都筆　甥安福満則相伝満則十世光雲

行基菩薩真影　　安福寺中興本願に御座候

武　器　　源頼光大江山悪鬼願治之武器にて御座候従弟安福満則相伝右二品当寺に安置仕候

鐘　堂　　壱間半四方高き壱丈　鐘差渡し弐尺三寸　　瓦葺

喚　鐘　　差渡壱尺五寸

鼓　楼　　東西九尺、南北七尺　　瓦葺

庫　裡　　梁三間、　桁行七間半　　萱葺

廊　下　　梁一間半　桁行二間　　瓦葺

門　　梁八尺　桁行九尺　　萱葺

（但シ扉開戸ニ而御座候

右之通相違無御座候以上

濃州不破郡室原村

安　福　寺　　当時無住付寺附印形仕候　印

文化拾年　　酉

京都本願寺末寺

一、本願寺宗　　金龍山　正　海　寺

慶長拾八年　教如上人之御開基

境内　拾八間四方　三畝貳拾七分御高四斗六升八合其除八村負高

堂　六間四方　茅葺

開基本尊阿弥陀如来絵像　安置

慶長拾八年三月教如上人の節

本尊阿弥陀如来　木像　安置

延宝五年常如上人の節

親鸞上人絵像　安置

享保元年一如上人の節

蓮如上人絵像　安置

寛永十六年宣如上人の節

聖徳太子七高祖　安置

真如上人の節

六字名号　安置

蓮如上人の真筆

善光寺三尊佛絵像　狩野筆

鐘堂　瓦葺

庫裡　貳間四方鐘差渡貳尺三寸茅葺

廊下　桁行貳間　梁貳間　瓦葺

門　桁行貳門　梁九尺　瓦葺

但し扉開戸にて御座候

右之通相違無御座候以上

濃州不破郡室原村

正海寺　㊞

文化拾年　酉　住持　周山

京都東本願寺末寺

一、本願寺宗　長願寺

永正十年実如上人の節開基

境内　東西貳拾間南北拾五間　内　壱畝五歩御高一斗四升其除八村負高二而御座候

堂　東西六間半南北六間　茅葺

開基本尊阿弥陀如来絵像　安　置

永正十年酉三月実如上人之節

本願阿弥陀如来　安　置

常如上人の節

親鸞聖人絵像　一如上人の節　安　置

蓮如上人絵像　宣如上人の節　安　置

聖徳太子并七高祖絵像　一如上人節安　置

六字名号　蓮如上人真筆

十字名号　円満院御門主真　筆

鐘　堂　八尺四方高九尺鐘二尺二寸瓦葺

庫　裡　桁行六間半梁貳間　茅　葺

廊　下　桁行貳間　梁九尺　瓦　葺

門　桁行貳間　梁九尺　瓦　葺

寺附山林無御座候以上

右之通相違無御座候　以上

濃州不破郡室原村

長　願　寺　印

文化十酉年　住　持　了　山

右之通相違無御座候　以上

濃州不破郡室原村

庄屋　勘左衛門㊞

同断　久兵衛㊞

文化十癸酉　年寄　五郎兵衛㊞

同断　太　市㊞

百姓代　俊　蔵㊞

同断　勇　八㊞

大　垣

御　預　御　役　所

四、石山合戦に信長軍と戦う室原真宗部隊、山科合戦・石山合戦。『十三日講』の起り。

室町時代の中期以後に本願寺門徒の一向一揆が各地に起った。その中で天文元年（一五三二）には六角定頼、比叡山、日蓮宗の連合軍四万と山科で戦った、この山科合戦には、本願寺総大将下間頼慶は七月三日軍令を諸国に觸れたので、美濃からも「西美濃十ケ所組」が応召した。これは僧侶・士卒合せて三二三人であった。室原からの参加者は次の通りである。

正海寺　四世賢順・士卒は金森又八・大宅治郎右衛門・宮川善十郎・安福惣内・杉野甚七雑兵二十三人。

長願寺　第二世了順・士卒は近藤源左エ門・青木徳三郎・清水半兵衛・同名庄蔵・雑兵二十七人。

山科への出発や戦争の様子については、史料　八を参照、同年八月二十四日には本願寺が兵火にて焼失したので、証如は大阪の石山へ避難した。

信長は永禄十一年に京都に入るについて石山本願寺の地が軍事上の要地であることに着眼して、寺地より退去を求めた。そこで本願寺顕如は、元亀元年（一五七〇）九月、三好・近江の六角・越前の朝倉と結び信長に戦いを挑んだ。そして信長の支配下の門徒に武装蜂起を促す。これが世に云う石山合戦である。この時の激戦に美濃勢も討死並に手疵の者少からずとあり、室原勢については記録もなくわからないが、この戦いで美濃勢全体では討死が七人・手疵を負うた者五十九人とあり。

この戦いには雑賀衆（「尻啖え孫市」司馬遼太郎 角川文庫）の鉄炮隊が本願寺軍の支えとなって信長軍を大いになやました。しかし、本願寺の味方であった、武田信玄の病死・浅井長政・浅倉義景が信長に滅ぼされ、伊勢の長島も降って、次第に戦力を失ない、天正八年七月には石山城を開城して信長に従った。そして顕如は紀州の鷺ノ森に落ちていった。

永禄一〇年（一五六七）から天正十二年（一五八四）の間の文書と思われる。「美濃惣坊主衆支配の定」は本願寺の命令の徹底と講中の団結をはかるために、そのグループ支配者をきめて、石山合戦の戦費・戦力の調達に役だてたようである。（この項　垂井町史より）

表　三

所在地	支配者	等級	備考
中ゾネ	十ケ所	中	中曽根、綾野、徳光、若森、荒川、栗原、室原
ヲサ	宝光寺	中下	表佐宝光寺
タルイ	明乗	下	垂井、永法寺
タルイ	専勝寺	中下	垂井専精寺

（垂井町史より）西円寺文書

十三日講、証如上人、天文十二年八月十三日御遷化の日と併せて石山合戦の戦歿者の供養のために講日を設定した。講は今も続く。史料八参照。

〔史料八〕　順行寺記録

御味方各寺人別記　元和二丁巳年八月十三日改之

一、勝光寺開基より第六世浄秀并新発意浄入同舎弟浄念、士卒・和田幸之丞・和田新六郎・雑兵三五人

一、光泉寺　第十一世玄良并舎弟徳丸士卒・飯沼喜

藤太・傍島八郎次・村瀬九郎兵衛・雑兵三十九人。

一、西法寺　開基順誓・栗田卯三郎・同助左衛門・雑兵十九人。

一、正海寺　四世賢順・士卒・金森又八・大宅治郎右衛門・宮川善十郎・安福惣内・杉野甚七・雑兵二十三人。

一、長源寺　第十世智円并新発意順了・士卒・羽賀半左衛門・早野兵庫・同名兵加・山内茂平次・雑兵三十八人。

一、長願寺　第二世了順・士卒・近藤源左衛門・青木徳三郎・清水半兵衛・同名庄蔵・雑兵二十七人。

一、浄宝寺　第三世・惠雲・士卒・吉田源兵衛・同名治兵衛・佐藤六良助・雑兵二十八人。

一、浄徳寺　第三世・教恩・士卒・桑原利左ヱ門・早野勘左ヱ門・雑兵十八人。

一、順行寺　第三世順行・士卒河合六太夫・同名茂平治・同名治助・雑兵二十六人。

一、西順寺　第九世了慶・士卒・渡辺甚左ヱ門・井上勇次・雑兵二十六人。

西美濃拾ケ所、御味方人数三百二十三人

内討死　九人

手疵八十六人

西美濃十ケ所御加勢来由記　元和「巳」三年八月十三日改之。

抑々浄土真宗御中興を第八世蓮如上人・山城国、山科の霊地に文明年中、一宇の御本廟御創建なし給う。第十世光養丸君御事・九条前関白尚経公御猶子とならせ給い、信受院殿証如上人と崇め奉る。御宝令十七才の御時なり。頃は天文年中、近江国の大守佐々木弾正貞頼・宗旨は天台の門流なり。然るに同国日野城主・重成娘を享禄三年の春、妾に娶り此女四方名高き美人なりしが、貞頼大いにかの婦に心を奪はれけり。此女日蓮宗に帰依せしより貞頼も同宗に隨喜深く、然るに日蓮宗より当宗門の繁栄なるをにくみ、貞頼・寺ら威勢を隣国にはびこる時節なれば、当御一宗を攻めて亡し押領の氣ざしおこり、最も先年、本願寺諸国の領地をむさぼりし故、当家荷担を乞う諸侯もあれば、日蓮宗へ申通し其の余の幕下召寄せ軍評頻りなり、此旨山科へ注進しける御門徒あり、同じ御流れ汲み奉る中にも不忠の臣もあるならいなるに、下間上野法橋頼慶と申すは、智・仁・勇・謀兼備の忠勤比類なき大将にして、敵方の実虚深く伺い、信濃巫子といつわり、敵中の様子見、聞かせらる。巡りても誰咎むるものなかりせば、彼の地に三人、是に五人と手廻し軍令を觸れしむ、文に言う。今般若様御一事の御場所被為有御座候間其国々忠勤の御末寺並篤実達者の御門徒中被示合急々出張御守護の程願入候。遠路大儀に被思召候得共早速出立参籠可被致尤道中不容易右手当被致候様御上意により余は使者に可申遣候。以上

七月三日

一、御合印　紺地金筋散蓮華に朱にて

一、御切手　一心　念弥陀名号真実報恩者

右の通り御差向への折、彼の信濃巫子と見えし女、近江路にかゝり多賀の辺りを山越えにて、美濃路へ移らんと思ひ山路にかゝりけるに十ケ所法中の中室原村正海寺門徒二人、長源寺門徒二人、荒川勝光寺門徒二人都合六人、山科の評議国元にても、まちまちなる故御機嫌伺ひかたがた参詣致すべきとて、彼の山越えに越えかゝるに山中に此の女中に出合いつるに右の婦人山科参詣の御門徒にてはなきかと問う。勿論厚信の人々と見うけし故とて、途中なかなか万事のあらましを語り合ふに当国参詣の者ども大いにあやしみ驚き「そなたはいかが」と問へば「往還むつかしき折ふしなる故北国美濃路へこの体にてたのまれし御使者なり」とこまごまと仔細をのべ御書翰をとり出し何もかも所持せしとなり、佛法力の不思議かなと大いに悦び委細拝見し忽ち本国へかえり昼夜軍兵の手当をなし劔法の志あるもの、所詮なきと入魂なる御士義者勇力あるもの手勢合せて六拾一人三手にわかり依用の武具を荷作り七月八日出立にて同月十三日山科へ参着す。同月十四日兵具并兵糧米用意し伊勢廻り伊賀越えにて、松原に移り同月卅日夜山科に到着、十ケ寺法中士卒合して三百二十三人内二十人軍上大工として召す。速かにまかり出で参籠の程、言上に及び奉られ候に上人遠国の所早速参着神明の至り、御意を蒙り奉る。御守護せし様に請け合ふ御門徒油断なく兵糧万端用意ぞなしける。既に八月二十三日に及べり、観音寺より追々に出陣しけり。山科東西北の通りは山々に砦をかまえ翌二十四日卯の刻、御築地間近く攻寄せける。先手大将畠山刑部大夫、池田主税之助其の

勢一千余騎引卒し押寄せ、大音にて呼かけ寺中の者死に場此の時に迫り早速一族首を渡すべし、さなくば一戦に討ち亡さんと罵りける然るに、御一門の御味方の面々湛えかね一同生死決すべしと切出し、勇戦すと言へども、御味方は、御少勢と言ひ、ことに多分は土民僧分、とても武器装束の者少なく、ひるまず戦うと云へども、御味方敗軍に及びける。程なく風はげしく西南に当り風上より敵方の悪党近在民家用意の薪を集め、筑地間近く積立て火をかけ、火中に毒を投入れ御味方むせ倒れしもの其の数をしらず。しばしもたまりかね下間法橋・智計を以って上人へ軍兵の僧にまぎり給ふようと、卒の甲冑を召させ奉る下間法橋同様にて戦場を凌ぎ、すき間を見合ひ、難なくしのび出でさせ給ひ、計略をあとに残し、敵の軍中へは上人いまだ御在住といつわり暫時すぎて、御輿かき寄せ今こそ上人御一事なりとて、紫綾の裳附五条の装束にて上人と見せ十方より取寄せ敵方の軍中ともいとはず御歩行お側とおぼしき衆中大音にて軍卒を拂ふに敵御輿へ八方より討ってかゝる此の時御味方討死多分なりと雖も御替りも難なく大阪さして過ぎさせける。

御合戦の前後遠近にきこえ御一大事と聞附け美濃尾張始め、つぎつぎに山科さして出陣なしける。近江路のうち諸処伏勢をおき御味方と見えし者は彼の伏勢の為所々取囲みに合うもの数を知らず其の場所によりては、観音寺山へ引つれ牢者するもの多分なり、多勢にて遠くと、御味方は容易に出でられざるものは合戦に及びはからずも討死するものあり、或は虎口の難をしのぎ山科へ参着なる族、諸堂残らず灰燼の古跡を拝し、皆々涙を流し御跡をしたい石山さして進みける。石山現に乱軍

の折からなり、跡を追来る御門徒は自然と後軍の備へとなり、表裏の戦いに敵勢大いに敗軍し散々と逃げさり、此合戦は御利運にてやみにけり。

美濃　討死　二人
并手疵　二十七人

第二

天文二年八月上旬より去りぬる意恨をさし含めしゆえに兼ねての類党石山へ押寄せ合戦に及ぶ所諸国より御常隨の御門末折詰め罷居りけれども、敵方におとり早速夫々御加勢の向き登り合戦数日に及ぶ、既に中旬に移り乱軍となりぬ、此時御一門の御滅亡ともなりばやと一味決戦の勝負數刻に及べり。その頃攝州始め近辺の御加勢討死すくなからず。美濃勢も討死并手疵の者すくなからず、多分にて敵も味方も戦労しけるに互ひにあけくれ、修羅道の有様、討死多かりける、数度の合戦も月を経、日を重ねて、同年十月中旬に至り騒動やみにけり。

其の組、其の仲間のもの其の組の戦死并びに手疵のものをかたらいけるに戦死の死骸をあつめ葬式の儀式をなせしに上人の御聴に達し御感の余り戦労のものへ御拝顔遊ばされ旧里に残せし妻子等の歎きをあわれみ給ひ是に御寿像一軸并びに御裏御真筆成し下され置、御感状二通十ケ所の御門末へ御授与なし給ふ、其の文に云く。

今度の戦場において報恩をおもい佛敵の為に莫大の信切ふかく感賞捨命の実意には往還二種の回向を具す。謝徳のおもひより我寿像を与ふものなり。

八　月　　釈　証　如　　印

西美濃十ケ所

諸　道　場　坊　主　中

門　徒　中

今度の大乱につきて、佛祖のおもい、戦功奇特の至り感にたえ候、全く弥陀願力のしからしむる懸志なりんと涕泣禁じがたくおぼえ候なほ早く一同に安養浄土の往生を目出度遂げ給ふべく候。

八　月　　釈　証　如

美濃国拾ケ所　道場坊主中

此時　御袈裟　拝領

右の通り頂戴いたし安堵のおもいをなし御暇を乞ひ帰国するなり。摂州野田福島の勢も討死あるにより別臨御書下され置其の文に云く今日の合戦に廿一討死のよし、いたはしさ是非におよばず、しかれども聖人の御かたを申され、たのもしく、ありがたく候。うちじにのかたがたは極楽の往生を遂げ候はんずることうたがいなく候。いよいよ馳走たのみ入候。此うちしふのあとへもつたへられ候べく候。

あなかしこ

証如御印

野田惣中へ

八　月

右の通り下され野田の御坊にとまりける遠近の御門末大いに悦び帰国せり。さて美濃勢本国へかえり討死の忌日を吊ひ師檀来集して昼夜の法事をいとなみ毎月同様、御影御巡在ありて通俗に「泊り」と云うて相変わらず営みつ。然るに上人天文十三年八月十三日御宝令卅九才にして御遷化なり、夫よりこのかた、御講致日なして、毎月十三日御命日を講日として十三日講と改め十ケ所会合す。その後四十余年を経て教如上人、十ケ所の御門末を召させ給ひ証如上人御真影御拝覧遊ばされしに、御合戦毎に供奉なせし年暦を遍し故、御破損あらせ給ひしを御感あらせ給ひて、御修覆をおなし下され同時に御名義調べさせ給ひ御裏書遊ばし下されしとなり。

一、拾ケ所十三日講の御影九ケ所の御門末にて御守護なせしに元和三年に宣如上人の御聴に達し御真影御覧遊ばし十三日講中へ御書下されしに東西分派の後九ケ村の御影に十ケ村と下されしは、教如上人の御裏書の例を引給ひ八拾余年の星霜を経しといえども御在世の今日をおもい、なほなほ有難く侍りぬ、さりながら御本廟御非常なりん事を御流れを汲み奉る御門末、平生にこゝろがけ御法義相続して討死の人々とおなじ浄土の往生を遂げ給ふべきことこそ肝要とぞおもひ侍りぬ。

討　死　七人

手　疵　五拾九人

天保六年末

閏七月日

この史料は安八郡平の順行寺の記録を写したものである。ついでに十ケ寺の村名を記す。

勝光寺　荒川　長願寺　室原　光泉寺　入方　淨宝寺　若森

西法寺　栗原　淨徳寺　綾野　正海寺　室原　順行寺　平

長源寺　靜里　西順寺(西)北方

第四節　室原へ移ってきた郷士達の土着

足利末期から徳川初期にかけて

一、戦国乱世と室原の近郷　応仁・文明の乱が終ると、下剋上の世、即ち戦国時代となった。不破郡には岩手彈正が岩手・府中・栗原を領し岩手山城に住していたが、永禄元年（一五五六）には竹中重元に滅された。

隣国の浅井亮政は大永五年（一五二五）に美濃に侵入し牧田の合戦を起した。亮政は同年八月の初め、不破郡や多芸郡の所々の民家に放火し、土岐氏の革手城に迫ろうとしたので、美濃勢は、栗原山に陣して、これをむかえ討とうとした。亮政は、これを知り急に牧田に退いて戦い、戦斗を有利に進めたが援兵が来るとの報に接し急に自国へ退却していった。

そして、大永七年頃から斎藤道三が美濃に勢力を得て、天文十一年（一五四二）には土岐氏を滅して美濃の国守となるが、弘治二年（一五五六）に斎藤義竜のために、ついに滅びる。

永禄七年には信長が尾張から侵入して斎藤氏を滅し美濃一国を手中におさめるがこの頃の西美濃には、加納氏・不破氏・氏家氏・稲葉氏・平塚氏等の小領主が互にしのぎを削っていた。又、栗原には栗原右衛門尉義師がいた（美濃国諸旧記）というが、くわしいことは、わからない。又、室原の領有についても何の記録もないので全く不明である。（垂井町史より）

二、農村の支配　郷士江戸時代の城下町に住む家中武士に対して郷村在住の武士を総称して郷士という、その起りは、中世の郷村在住の有力な名主であるといわれている。郷村民を分けると名主・作人・下作人である。このうち名主・作人は元来手作りをも行う地主か自作農民であった。荘園内部の土地の状況が変化し、名田の売買移動が起ったので、名主・作人の中には広い土地を所有する者が現れた。また社寺や武士が農民の土地を奪って、名主職・作人職など権利を持つ場合も多くなって、農民の上層部は荘官や名主から成長した下級武士、もしくは武士的性格をもつ豪族が出てきた。彼等を郷士または地侍とも呼んだ。このような地侍的名主は、郷村内にあっては、絶大な権力を握っていた。（垂井町史より）

頭分百姓村内の上層部に位置し強い権力をもっていた頭分百姓はいつごろ生れたか。秀吉の刀狩と検地を転機として兵農分離がおこなわれたとき、中世末から近世初期にかけて美濃に居住してい

た土豪層の中には、武士を捨てて村に土着し、村落の中心人物となった者が多かった。天正検地に彼等を百姓とした。（岐阜県の歴史）

三、室原へ移ってきた郷士達の土着　戦国の世に当地が不破郡と多芸郡の夫々の中心を離れ郡境に位置し辺鄙な土地であったのか、又有力者がいなかったのか理由は明かでないが、室原が安住の地であると考えて、（移り来る者が安住の地と称して来た記録もある）文明から戦国・徳川初期にかけて、郷士達が河内やその他の国から移り土着し下級武士の浪人的存在として高持となり地位や経済力を有し村の頭分百姓として支配力をもった。そして、それが、やがて徳川時代になって、庄屋・年寄役等の役職に就き村の権力を握って徳川の終りまで続いた。これらのことは、各家の系図や記録又福源寺の過去帳・位牌・石碑・古文書を調べたり古老の言い伝えによって、だいたいのことがわかる。その後の長い間には家系が絶えたり、移動によって、わからなくなっているがそのような家系が数家ある。彼等が室原に土着後も郷士的存在であったことは、夫々の家が武家との関係を有していたことでも明かであるが、その事例を二・三記してみよう。

寛永年間に伊勢の神戸の一柳家（五万石）へ二家から二家族が仕官している。それは、寛永七年七名の落命事件が今でも言い伝えられていることでも明らかであるし又、亀山の伊藤家に系図がある。

それ以前ではあるが、仙台の陸奥守に仕え彼の地へ移れる者もあり。石井復讐記に関係ある犬飼

瀬兵衛（慶安・延宝）は浪人として室原に高持百姓をしていたが、大垣藩の二五〇石取り石井宇ヱ門政春と義理の兄弟であった。北尾春圃氏は大垣藩の医者として仕官していた。又享保年間には江州の桃井家へ養子となり一五〇石賜っている者もある。或は田中頼助等も関ケ原合戦に西軍に属し敗走し、その後は行方がわからないが福源寺に位牌がある。

第五節　関ケ原の合戦と室原　西軍主力隊多良街道を通る

関ケ原の合戦は、慶長五年九月十五日に行われ西軍の敗退に終ったが、初め大垣城にいた西軍の主力が十四日夜陰に乗じて、ひそかに迂回して関ケ原に至り布陣した、その時、西軍の主力、第一番石田三成七〇〇〇第二番島津義弘（惟新）一五〇〇第三番小西行長四〇〇〇第四番宇喜田秀家一八〇〇〇は、野口から綾野に至り多良街道即ち、室原の中道（耕地整理以前の地図を参照綾野渡―井畑）を通り栗原の南の郷境附近を過ぎて橋爪の岡鼻に至る道路を通った、この夜行軍は、降りしきる雨に月も照さず四面暗黒の中を難行軍したという。

〔史料九の一〕

美濃明細記雑記事の四一七頁に「石田三成は其夜の戌の刻大雨を凌ぎ打立ちけり。一番に石田・其次小西・島津・備前中納言等なり。馬に縄くつわをはめて松明を灯させ、潜に栗原山に懸り、火を目当にして野口村より東海道（海道）筋を経て、関ケ原へ着陣す。

〔史料九の二〕

濃飛両国通史下巻、五一頁、「此の夜三成令を下し、守兵を大垣に留め、潜に諸隊を関ケ原に赴かしむ。第一石田、第二島津、第三小西、第四宇喜多隊、順次に行進す。会々雨降り四面暗黒、具に艱苦を嘗む。三成大垣を出で、単騎岡鼻に過ぎり、安国寺・長束等に面会し、更に松尾山麓に至り頼勝を召し、並びに明日の戦略を告げ、……

尚此頁に兵力が明らかになっている。石田三成七〇〇〇、島津惟新一五〇〇、小西行長四〇〇〇、宇喜田秀家外合せて一八〇〇〇、

又、五二頁に「南宮山の毛利秀元その南端栗原山の長曽我部盛親、同岡ケ鼻の長束正家、安国寺恵瓊

〔史料九の三〕

養老郡志、一九八～九頁、「西軍の諸将大垣城を発す」…畧…三成家康の為に本拠を奪はれん事を惧れ九月十四日（新十月二十日）午后八時潜かに東軍の耳目をさけ大垣城を発し関ケ原に向ふ。即ち大垣・青柳・野口を経て相川を渡り室原橋爪乙坂牧田を経て至る。第一番石田三成第二番島津義弘第三番小西行長第四番宇喜多秀家相踵いで発向す。三成大垣を出でんとする頃には、一天既に掻き曇り時雨篠をつくが如く、小止なく降りしきり十四日の月も為に路を照さず四面黒暗わずかに栗原山にて長曽我部等の営兵が焚く篝火を目標として次第に進めり。此街道は橋爪より東は泥濘にして段海の

辺は殊に甚だしく辷りて歩み難く、又橋爪より以西は所謂石道にして、一度注意を怠る時は、躓倒する難道なり。又乙坂関ヶ原間は道路険隘崎嶇たる山道、斯る険悪なる道を辿る事四里許全身沾鼠の如く秋の夜寒の風は肌に徹して其艱実に言語に絶せり。三成は栗原山下の正家、惠瓊に面し岡鼻を過ぎ、十五日午前一時頃関ヶ原に着けり。

〔史料九の四〕　著者の調査したもの

多良街道は関ヶ原戦争当時は、綾野渡より中道を通り室原村井畑の灯明附近を過ぎ川を渡り西南に進み郷境の川の堤が街道となり栗原村の南附近は古名「はしがまち」と称し平安朝時代よりあって大昔、家が並んでいたと伝えられている。そして、別所の附近より又南北の細い川があり堤道になって岡鼻に至る。

参考地図、左記の外三種

一、表、川除論　元禄六年癸酉六月二十五日　二、大垣城内関ヶ原合戦地図

御裁許御裏書絵図　三、関ヶ原合戦地図　県立図書館所蔵

裏、広瀬川筋御裁許　多芸郡橋爪村　村上肇所有

〔史料九の五〕

赤坂、安楽寺所有の文章は次の通り

内府公御陣場覚書　延享二年

十五日早朝に岡山へ押寄可申と十四日之夜密々に大垣を忍出可申と石田治部少輔三成・小西摂津守行長・嶋津兵庫頭義弘・備前中納言秀家等申合せ、野口村より栗原同山筋へ密に出被申、宮代村南宮山栗原村同山在陣の家中へ先を頼み之由申合従夫直ニ関ケ原へ出て松尾山に陣、以下略

「関ケ原合戦当日」　（関ケ原　藤井家で写す）

略……

一番石田二番小西三番嶋津四番浮田也……

野口村、段海を打過ぎ、牧田筋より関ケ原へ……

関ケ原合戦地図（岐阜県立図書館所蔵二〇四九の二一）右地図は年号はないが、大垣西口から室原の北を通り、栗原から山麓を抜け沢田に至り、牧田への道路に九月十四日に石田・島津・浮田等が通ったと書き入れてある。この地図は西軍主力が室原を過ぎる多良街道を通ったことが明確である。

第二章　近　世

第六節　室原の領主と領地（徳川時代となって明確となる）

一、室原の太閤検地（天正から文禄に行われる、天正の石直、文禄の検地と云う三〇〇歩を一反とし、収穫のおよそ三分二を官に納めることにした）

天正拾七己丑年、増田右衛門尉御検地

一、高千四拾九石五升、濃州不破郡室原村

此反別、九拾町貳拾六歩

史料一〇により、太閤検地は右のようになっている。石高は一反当一石一斗六升位に当る。徳川時代はこれが変更されることなく、幕末までこのまゝである。

二、徳川時代の初めは高須藩領　慶長五年から寛永五年まで約二十八年間続いた。藩主徳永式部卿法印寿昌は、はじめ尾張国丹羽郡。美濃国松木等で三万石を領していた。慶長五年（一六〇〇）関ケ原の戦いの戦功により美濃国に於いて二万石の加増をうけた。同時に尾張国の領地を改められた。多芸・不破・石津・海西の四郡の内で五万六七三石を領し、高須を居城とした。（寛政重修諸家譜）

垂井・養老地方では次の村々が高須藩領となった（県史、史料編近世一―一）、宮代村・表佐村・樽井村・綾戸村

栗原村（一三六一石二斗四升）、室原村（一〇四九石五升）

徳永寿昌は慶長十七年（一説には十六年）七月十日歿し、高須の広徳寺に葬られた。号桂厳寿昌広徳院（寛政重修諸家譜）についで寿昌の子昌重が遺領を継いだ。昌重は慶長十九年大阪冬の陣には松平忠明に属し、元和元年（一六一五）大阪夏の陣にも戦功をたてた。元和三年九月五日、新墾地を合せて五万三七〇〇石余の朱印状を与えられている。

寛永四年（一六二七）昌重は大阪城石畳普請の際、工事が遅滞したことにより、翌五年二月二十八日領地を没収された。そのため酒井忠勝に預けられ、出羽国庄内に赴き、同九年には戸沢政盛に預替となり同国新庄に於て十九年六月に歿した（寛政重修諸家譜）この時、領地は幕領に没収された。

三、幕府直轄領となる　寛永五年から寛文元年まで約三十二年間幕府直轄となった。これによって垂井地方は、岡田善同と深谷忠兵衛盛吉の支配下に入った。室原・栗原・綾戸村は岡田善同・垂井・宮代・表佐村は深谷盛吉の支配となる。（二・三項は垂井町史より）

四、室原は上州館林の徳川綱吉領となる　幕府直轄から慶安四年四月に徳川綱吉のために十五万石の所領が設置された。又寛文元年閏八月に館林宰相綱吉の領地として十万石が加増されて、二十五万石となった、この中で美濃で七万一千五百石を領した。この時、表佐・綾野・塩田村が館林領となったことは史料によってはっきりしているが、室原については直接の史料をまだ発見しないが、垂井町史・史料編一〇三頁の寛文五年「在々御地頭並石高道法付帳」によって、明かに右馬寺の領

表四

室原の領主と支配一覧表

年号	領主	支配代官	史料	
慶長5年 28ケ年	高須藩徳永寿昌 〃 昌重		天和2年 一国帳（県史）	
寛永5年 32ケ年	幕府直轄領となる	岡田善同 善政	正保2年郷帳（県史）	
寛文元年 〃 2年 〃 5年 〃 10年 〃 11年 延宝3年 23ケ年	館林宰相綱吉（右馬守）領地なり 〃 〃 〃	平岡四郎兵衛 太田小左衛門 石黒小右エ門 野田三郎右衛門 岡田五左エ門	明治14年戸長の報告書 在々御地頭並石高 熊野神社棟札 石井兄弟復讐記 仝上	
天和3年 8年 元禄元年 宝永4年 享保6年 年月不明 寛延3年 年月不明 明和7年 明治3年8月 明治4年3月 244ケ年	幕府直轄領となる 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 大政奉還 廃藩置県	長谷川六兵衛 南條金左衛門 平岡三良右衛門 辻甚太郎 多羅尾四郎右衛門 川崎平右衛門 石原清左衛門 戸田栄女正預所 大垣藩預 本県所轄	綾野 方県岩崎 方県岩崎 笠松 信楽 本巣本田 大津 大垣 大垣 笠松	垂井通史 明治 14年の村状 況報告書による

地（右馬守は綱吉のこと）となっているので（史料一〇の二）寛文元年か、又はその直後に館林領となっているのではなかろうかと考えられる。又館林領となってからでも適切とまで言えなくとも納得のゆく史料がある。それは寛文十年の熊野神社の地鎮祭の棟札に館林宰相綱吉公の武運長久を祈るとあり、その時の代官が館林領を預る表佐村の代官と同じ石黒小右衛門の名がのっている（史料五写真六九頁）又石井兄弟復讐記（石井兄弟復讐記は別項詳述す）で延宝五年頃に館林領預りの代官の野田三郎右衛門の役所へ室原関係の書類が提出されたことが記されていることから、室原が当時館林領であったことは間違いない。

館林領預り役所は、平岡道房は安八郡勝村（大榑川のそば）に陣屋を設置している。野田三郎左衛門の陣屋も同じ勝村ではないか、それは石井復

讐記で野田代官の陣屋から室原村まで道法四里とある（史料一〇の六）垂井町史二四九頁に不破郡綾野村にも寛文元年に現在の真照寺屋敷に陣屋が設けられたことがあるが、何時頃からか、はっきりしないが長谷川六兵衛安定の時は綾野村にあったことが鹿野家記録にはっきり出ている。（鹿野家記録参照）

五、室原は再び天領（幕府直轄領）となる　綱吉は延宝八年五月六日、将軍家綱の養子となり、同月八日には家綱が歿したため、同年八月二十五日に将軍となる。綱吉将軍となった後は嫡子徳松が相続したが天和三年五月二十八日西城に於いて逝去により館林領は幕府直轄領として引上げられた。（廃絶録参照）これで館林領の期間は二十三年間であった。

天領は大垣藩預所で最後まで続くが幕府領が始めて、大垣藩に預けられたのは、延享三年（一七四六）五月十六日である。その後、種々の変化があって、明和七年四月には大津代官石原清左衛門から本巣・池田・大野の三郡内で二万九九〇石余、同年六月には最寄替によって、代官石原清左衛門から不破郡内に於いて一万二六九二石余を引継いだ。この内栗原村・綾戸村・室原村・綾野村は以後大政奉還まで大垣藩の預所となった。（垂井町通史第一〇章第一節に有り）

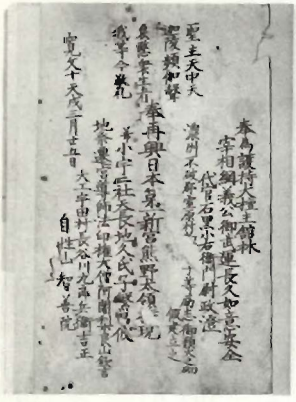

▲熊野神社焼失再建の地祭の棟札写（約三〇〇年前）

〔史料一〇の一〕（室原の領地）

県史　史料編　近世一

土地関係史料

第一部　一国郷帳

一、慶長十八年　美濃国一国郷牒

二、美濃国村高　領知改帳（五二頁）

元和貳年　美濃国村高領知改帳

高、五万六百七拾三石　徳永左馬助昌重

栗原村　壱阡参百六拾壱石貳斗四升

むろ原村　壱阡四拾九石五升

外不破郡内十八ヶ村記載を畧す

同　右　八〇頁

三、美濃国郷帳　正保二年

一、高壱千四拾九石五升御蔵入岡田将監殿（太閤検地）

室原　「水損」

八百四拾九石壱斗四升四合　田

壱百九拾九石九斗六合　畑

二、高壱千五拾参石七斗六升

御蔵入　岡田将監殿

栗　原　村

外村畧す

備　考

太閤検地天正か文禄年間に行う

元和二年は三五五年前

正保二年は三二八年前

〔史料一〇の二〕

垂井町史、史料編　一〇三頁―一〇七頁

（表紙）

「寛文五年　紙数拾枚上紙共
在々御地頭并石高道法付表
垂井町
金岩五兵衛
巳十一月　書之」
垂井町え人馬助村郷之覚
垂井町・栗原・荒川・綾戸を畧しその次に、
一、高千四拾九石五升（右馬守様御知行所）
家数五拾六軒
馬数三拾五疋
室原村（同所より壱里貳拾四町）

備考

右馬守は綱吉のことなり。この書類で右馬守様の知行になっているのは、嶋村・表佐・綾野・塩田・室原で計五ヶ村である。

〔史料一〇の三〕館林図書館より昭和四七年に提供された。

『徳川家光伝』の中の「家族」に「慶安四年二月五日近江・信濃・駿河・上野」の内で十五万石

寛文元年閏八月九日、上野館林城主となり十万石加増、九月十五日領地書出があった。美濃国で七万壱阡五百石

『廃絶録下巻』　常憲院殿（五代綱吉）の御代　天和三年

二十五万石　上州（上野）館林城地外　信州・美濃・近江之内　徳川徳松君

閏五月廿八日徳川徳松君、西城において御逝去により館林領を収められる。

備考、天和三年徳松君死によって、室原等再度直轄地となる。延宝八年八月二五日綱吉将軍宣下

〔史料一〇の四〕この史料は藤井治左エ門氏より

寛文元年閏八月九日

表佐・綾野・塩田村は上総国館林主徳川綱吉の領地となる。

『鹿野家記録』　上州館林宰相綱吉公・表佐・綾野・塩田御地行所

綾野村今真照寺屋敷御陣屋、御代官、長谷川六兵衛様御出

〔史料一〇の五〕

熊野神社棟札は「史料五」の〔棟札写二〕を参照のこと。

〔史料一〇の六〕室原が館林領（三百年前）であったことを知るため抜き書きした部分。

石井兄弟復讐記（事件は延宝元年より元禄十四年までかゝる）　石井友時自記

右より関係の部分を記す

「其後大垣ノ町口ニ源五右工門札ヲ立ル、瀬兵衛方ヘノ文言、当処ニテ、ワナヲカケ獣ヲ待ツ様成処ヘハ不被参、早ク兄弟ヲ出レヨト云趣ヲ事長ク書立テル故愈々尋ネ廻レドモ赤堀出合ズ、一両年過テ室原村支配ノ御代官野田三郎左エ門殿屋敷ヘ口上書持参ス（口上書畧ス）

右ノ趣ニテ長クカザリテ番立持参ス、三郎左エ門殿手代頭秋山武左工門直ニ様子可承トテ余程の間、待セ置キ室原村ヘ道法四里ノ処夜中早ク飛脚ヲ以テ瀬兵衛方ヘ知セ来ル、是ハ三郎左工門殿、瀬兵衛兼々懇意アル故ナリ、サテ武左工門ハ色々隙取ラセ其上ニテ出テ源五右工門ヲ呼入レテ始終ノ物語ヲ聞ク処ニ日書ノ趣ヲ色々ト演説ス。武左工門申サルルハ室原ノ儀ハ只今三郎左工門支配ニテ無之、岡田五左工門殿代官所ニテ、五左工門役所ハ江州手原村ニ有之候、只今ハ在府ニテ手代四・五人留守致サレ候口上書ハソレヘ御持参有ベキヤ御了簡次第ナリトテ口上書ヲ返ス。…以下畧

備考

①野田三郎左エ門代官は寛文十二年から延宝五年まで館林領代官である。（垂井史）
②赤堀が代官所へ口上書を提出に来たのが、延宝四年頃か（復讐記で判断して）
③室原まで道法四里とあるので、野田代官所は、綾野村ではなく、安八郡勝村（大榑川のそば）にあったではないか。（垂井町史には綾野のように書かれている。）
④石井兄弟復讐記は別に詳説する。

第七節　村方三役と五人組（徳川時代の村役の組織）

一、村の長を庄屋又名主という鎌倉将軍家の時代より、貞永の式目に名主職あり、又庄屋も式目に庄官とある。何れも一郷を奉仕する職分で士列の職なり、上世、聖武天皇の御字、吉備公、僧行基・泰澄（たい）の三人勅を奉じて郡県里を撰定し田園を点検せしめ、土民五十戸を一里とし、里毎に長一人を選び置き戸口を検校せしめらる。その時代は農兵分かれず、武士は土着して、一邑（むら）五十戸の軍役官なり一村の中で家柄正しく、田畑多く所持したる百姓を一村の長とし庄屋・名主と定め、村を支配することになれり、徳川時代はこれによって村政を行えり。

庄屋・名主の給米の先年の定め左のごとし。

一、村高一〇〇石――一五〇石　給米　二俵
一、　二〇〇石――三〇〇石　　四俵

一、　四〇〇石――六〇〇石　五俵
一、　七〇〇石―一〇〇〇石　八俵
一、　一二〇〇石　一五〇〇石　一〇俵　（以上地方凡例録より）

二、年寄（組頭）について　元来五人組の頭分を致し、今は百姓の内、筆算致し、人品宜く、高も相応に持ち用立つべき者を、村の大小によって五人三人づつ、入札か又は総百姓相談の上きめる。庄屋の下役にして、領主、地頭の用向並びに村用もつとむ。病気か子細ありて退役のときは、外の者を見立て勤めさす。給米なき村多し、又、上方や遠国の年寄・長百姓も組頭も同じ。

＊地頭＝江戸時代知行所を持つ旗本等をいう。

三、百姓代について　大高持の百姓一人―三人をおく、庄屋、年寄へ百姓よりの目附役なり。百姓代は高持ちの役にて、給米引高等なく、村入用、諸割物等の節は立合い、大高を持ちたる百姓承知の上は小高の者申分なきためなり、（庄屋・年寄・百姓代を村方三役という）

四、室原村の庄屋

1. 室原村の庄屋は南組と北組との二つに分けて置いた、古い史料がないのでわからないが文化三年以後の古文書によると三役を南組と北組において村政を行ったことがわかる。このことについては更に次の節で説明する。

2. 室原村の庄屋給米

文化十三年の村方定書（史料十二）によると、庄屋給米は南組・北組の二人の庄屋に一石五斗宛毎年総高に割出すことをきめている。天保九年の「村方差出し明細書上帳」（史料十四）によると左のようである。

一、庄屋給米　四石　壱人
一、年寄給米　三石　壱人
一、定使給米　四石　壱人

室原の南北に三役があるので二人に分けると庄屋は一人二石と云うことになる。年寄・定使も同様に考えてよいではないか。

3. 室原村の庄屋・年寄等突如退役による内輪もめ文化十三年の「村方定書」史料十二によると村方三役の給与その他の点について不平不満があって、村内役員が集り話合いによって「村方定書」を作り、之に十九人の者が署名して解決している。史料を読むとその様子がよくわかる。

4. 室原村の三役調べ。古文書の末尾に署名してあるものを古い順に記す。史料十一参照

〔史料一一〕室原の庄屋一覧表

宝永元年正月（大坪連生寺記録による）

庄屋　森右衛門

明和八年四月（当村大坪村堤江筋論所内済、証文、京都鈴木所有）

庄屋　八郎左衛門
年寄　吉十郎
百姓代　兵右衛門
同　左源太
同　為八
同　六十郎
同　藤左衛門

享和元年五月

庄屋　治左衛門
年寄　五兵衛
同断　勇八

文化三年十二月

百姓代　勘左衛門
同　平蔵
支配人　宗十郎
同　弥五郎
年寄　五郎兵衛
庄屋　治左衛門
北組庄屋　佐十郎
年寄　祐八
百姓代　久兵衛

文化十年

庄屋　勘左衛門

庄屋　久兵衛
年寄　五郎兵衛
同　太市
百姓代　俊蔵
同　勇八

文化十三年十二月

庄屋　給兵衛
同　館左衛門
非番庄屋　兵右衛門
年寄　太市
同　俊八
百姓代　佐十郎
同　治左衛門
同　東左衛門
同　五三郎
同　拾吉

同　平八郎
同　彦兵衛
同　佐賀之助
同　春甫
同　重郎右工門
同　栄治郎

天保五年五月

庄屋　館左衛門
同　俊八
同　六十郎
同　忠左衛門
年寄　治左衛門
同　利三郎
百姓代　弥六
同　源太夫
同　昌貞

天保七年十一月

庄屋　館左衛門
同　右左衛門
同　六十郎
年寄　治左衛門
百姓代　弥六
長百姓立合　慶助
同　昌貞
同　兵右衛門
同　民八
同　祥吉
同　双六

天保九年四月

西結村
兼帯庄屋　民之丞
年寄　弥六
百姓代　惣六

天保十五年二月
庄　屋　治左衛門
年　寄　宗　六
十五年九月
庄　屋　兵右衛門
年　寄　宗　六
百姓代　昌　平
弘化三年五月
百姓代　昌　平
年　寄　宗　六
同　治左衛門
庄　屋　忠左衛門
同　兵右衛門
嘉永五年二月
庄　屋　兵右衛門
年　寄　治左衛門
百姓代　昌　平
庄　屋　忠左衛門
年　寄　宗　六
嘉永六年十一月
庄　屋　宗　六
年　寄　治左衛門
同　右左衛門
百姓代　昌　平
安政四年十一月
北組庄　屋　忠左衛門
年　寄　宗　六
南組庄　屋　弥　六
同　治左衛門
年　寄　平左衛門
百姓代　昌　平
同人でも字が違う書類がある。

安政六年十二月

庄屋　治左衛門

同　弥六

同　忠左衛門

年寄　平左衛門

同　兵右衛門

万延二年

南組庄屋　弥六

年寄　治左衛門

北組庄屋　忠左衛門

年寄　宗六

慶応三年三月

庄屋　治左衛門

同　弥六

同　宗六

年寄　平左エ門

年寄　兵右衛門

百姓代　昌平

明治三年

庄屋　弥六

同　宗六

年寄　兵左衛門

百姓代　兵右衛門

同　昌平

明治四年三月

庄屋　安福宗六

同　鈴木治左衛門

同　鈴木弥六

年寄　鈴木平左衛門

同　安福兵右衛門

同　鈴木昌平

以後戸長制度となる。

〔史料一二〕　　（村の申し合せ）

表紙

「文化十三年

村方定書

子十二月　　安福兵右衛門控」

定一札之事

一、室原村庄屋、館左衛門同断給兵衛、年寄太市、右三人致退役度二付村方之改役并願書連印之相願候得共、承知無之故無拠銘銘一判之願書を以願出候処右躰、願出候儀何歟子細有之哉之旨御糺有之候得共何共、子細不申上退役被仰付度而已申上候故、何れ内輪故障も可有之哉段御賢察被下置候上立入人可申付候間、右立入を差出候、双方共熟談いたし庄屋年寄百姓代気肌を合、村方取治可申段御慈悲之上、御利解被　仰渡候付御請申上候依之、上ノ郷村庄屋、藤太夫殿之御声掛リ被成下置

候故、今般立入被下双方立会之上相談いたし、熟談相調候趣左之通。

一　北組庄屋、年寄役之儀　給兵衛　太市　忠左衛門右三人年番廻り相勤可申事。

一　南組庄屋之儀是迄兵右衛門　館左衛門両人隔年ニ相勤申候処南組之儀大高ニ有之候故、以来両人ニ而庄屋役相勤諸事相談之上万事取計ヒ可申右惣村加勢庄屋給米壱石五斗宛毎年惣高割ニ差出シ可申極且又北組庄屋、年寄年番ニ相勤申候究メニ相成申候迄ハ、南組之儀も年寄、俊八差加之右三人年番之内前文通両人ニ而相勤今壱人非番之者より年寄役年番ニ相勤可申事。

一　御用当番相勤候庄屋給米壱石惣高割ニ差出シ可申極尤諸御用ハ勿論村用共当番者引受取計ヒ臨時之儀共寄合相觸相談之上諸事取計ヒ可申候

一　金銀村入用之儀、両組惣百姓并出作惣代立會テ請取付書を以帳面エ書載月〆勘定いたし右勘定尻エ其組之入用差加エ割符高差入月々末細過不足相分り申候様勘定可致事。

附り臨時入用請取書無之分ハ相談之上両組立会取計ひ可申候

一　夫役米之儀先年定之通取計ひ可申事。

一　月勘定并寄合相觸候ハ、刻限無遅参寄合当番之庄屋より発言いたし物毎早速相決め候様取計い可申候、時刻延引又ハ無拠差支不参ノ人ハ右寄合候人人ニ相順後日少も故障申間敷事

一　御役人様御泊休之節御一人壱度諸雑用として、米貳升銭貳百文相渡シ可申候無拠酒肴入用之節ハ双方立会之上取計い可申候、且又其節立会候庄屋・年寄百姓定使等之下用ハ一人一度諸雑用共米

八合宛相渡シ可申事

附り用意いたし不用ニ相成候節ハ定銭米半減差出シ可申事

一　笠松之御用ニ付罷出候節ハ、途中支度代小遣として五百文、百姓罷出候節ハ米四升ニ五百文づつ相渡シ可申其外入用之儀ハ相談之上取計可申事。

附リ臨時之節ハ相談之上取計ひ可申事

一　田畑質流書入等致シ候節ハ、惣村庄屋、年寄・百姓代加判之証文を以其組之引入候事ハ勿論他組之御高引入度相願候ハバ其節少も故障無之様取計引入可申事

一　村用ニ而双方立会候節支度之儀、喰出立致シ可申、万一宿所え帰候事難相成時ハ下用壱人雑用共一度八合宛差出シ可申無拠酒肴入用節ハ双方相談之上取計可申候。

一　御免割引分大割之儀ハ御用当番ニ而相勤可申候支度之儀ハ壱人ニ付壱飯雑用共米八合宛相渡可申候

一　笠松出勤并関ヶ原助郷出勤之儀御用当番庄屋壱人相除残庄屋両人、年寄両人右四人之内庄屋壱人年寄壱人宛ニ而笠松出勤可申事

一　此度之書定ニ無之ヶ条先書定之通相用可申事

右箇条之通双方相談之上、相定申候上ハ互ニ相守違失無之様可致候、然上ハ諸事実意ニ取計ひ

可申若心得違之入用等有之為後年連印之定書仍而如件

文化十三年子十二月

庄屋　給兵衛　非番庄屋兵右衛門
同断　館左衛門　年寄　太　市
年寄　俊　八　百姓　佐十郎
百姓　五三郎　同　拾　吉
同　平八郎　同　彦兵衛
同　佐賀之助　同　春　圃
同　重郎右エ門同　栄治郎
出作惣代垂井村文七支配人　藤右衛門　出作惣代嶋田村支配人　幸　吉
右同　又右衛門

右ハ私立入双方相談之上相定リ候処相違無御座候然ル上ハ後年ニ至迄違変御座候間敷為証拠奥印いたし候已上

五、その他の役　定使は村方の雑務に従事し、庄屋のもとに詰めていた。組の大小によって人数も異なる給米は一石六斗～一石位であった。又各村には年貢米の郷蔵があって、その番人にも給米が支給された、又兼帯庄屋を依頼した時も給米を支給した。

六、五人組　五人組の始りは昔周の国の管仲（かんちゅう）という人が始めたが日本では庶民の隣保組織として体系化されたのは江戸時代になってからである。はじめは吉利支丹や浪人、犯罪の取締などに利用されたが、次第に構成員の連帯責任において、貢租、課役の完逐上意下達、及び相互扶助などの役割も負わされるようになった。

室原の五人組については、弘化二年巳三月「濃州不破郡室原村当巳五人組御仕置帳」によると一組五人・八人・四人・三人と数は定まっていないが、三二組、一六六人からなっている

（史料一三添付）

〔史料一三〕

弘化貳年

濃州不破郡室原村当巳五人組御仕置帳

巳三月

五人組仕置帳

庄屋　兵右衛門　年寄　忠左衛門
年寄　治左衛門　百姓　為吉
百姓　昌平
同断　民八
同断　百助　同断　才四郎
同断　祥吉　同断　治助
同断　六十郎　同断　半三郎女房
〆七人組　同断　祝右衛門
同断　弥助
庄屋　宗六　〆五人組
同断　浅右衛門
同断　左吉
同断　九平
同断　長七
〆四人組
同断　藤兵衛
同断　角蔵
同断　武平
同断　源八女房
同断　弥三松
〆五人組
同断　善七
同断　忠五郎
同断　菊八
同断　文内
同断　勝八
〆五人組
同断　權兵衛
同断　清次
同断　嘉兵衛
同断　忠右衛門
同断　惣四郎
〆五人組
同断　利八
同断　仲蔵
同断　給七母
同断　笹右衛門
同断　浅右衛門
〆五人組
同断　勘四郎
同断　甚七
同断　惣吉

〆三人組　乙松　多右エ門女房　〆六人組
同断　利助　〆五人組　文四郎　進三郎
同断　与作　龍吉　〆四人組　人助
同断　与三右エ門後家　徳右エ門　彦助　弥兵次
同断　喜三郎後家　松右エ門　多十郎　清助
同断　文六　和助　種四郎　平五郎
〆五人組　〆四人組　小十郎　〆五人組
同断　周蔵　兼七　多蔵
茂七　善十郎　重右門　藤右エ門
（以下同断ヲ略ス）
清十郎　す　ま（銀蔵娘）　〆六人組　文三郎
文蔵　義助　助八　直七
〆四人組　円次郎　咲五郎　豊助
又三郎　弥右エ門後家　与三郎　文平
喜七　〆五人組　橋右エ門　〆六人組
文四郎　喜右衛門　愛助　藤蔵女房
咲兵衛　文吉　清九郎　茂左エ門

左七　藤次郎　嘉四衛門　弥三松
久米蔵　茂蔵
嘉市後家
喜平　進蔵　孫蔵　佐六
文四郎　和右衛門　庄右衛門　加弥
進六女房　伝之助
〆七人組　〆六人組　〆九人組
菊平　武助　嘉七　与吉
忠兵衛　惣七　彦作
和八　惣右衛門　〆四人組　〆五人組　橋三郎
猪助　用蔵　権次
喜代助　嘉八　和右衛門　〆三人組
治七　甚助　増右衛門
〆五人組　清八　金兵衛　清右衛門
直八後家　のぶ　〆四人組　磯吉
左治右衛門　延吉　孫助
豊吉　源五郎　九米七　孫四郎
給八　和作　喜十郎女房　〆五人組
多作

忠　蔵　　繁　次
文右衛門　　常　七
権　七　　常　八
善兵衛　　辰右衛門
彦右エ門　　兵　蔵

〆六人組　　〆七人組

源右衛門（長八後家）
さ　と　　濃州不破郡室原村
き　せ　　庄屋　兵右衛門㊞
宗兵衛　　同断　宗　六㊞
文　次　　年寄　忠左　門㊞
治郎七　　同断　治左衛門㊞
庄三郎　　百姓代　昌　平㊞
〆七人組　　同断　民　八㊞
頼助母　大垣
豊三郎　御預御役所

第八節　庄屋の任務　（徳川時代の村政）

一、庄屋の任務　村に関する一切の行政処理であって、年貢の納入・道、橋・堤防の普請・戸籍・宗門改めに関する外に村民生活の世話にまでに及び村民の土地売買・質入にもその証印がなければ無効であった、領主に対する訴願も、その奥印が必要であった。この中で一番の仕事は年貢を一村単位に納入することであった。そして、その直接の責任を負わされていたことである。このために年貢皆済ができず手鎖をかけられたり、牢に入れられたり、皆済不能で欠落する庄屋もあったという。室原には今のところ、そのような史料も言い伝えも見当らない。

室原の村政は徳川の初中期は史料に乏しいのではっきりしないが、文化三年以後の古文書には、室原村を北組と南組とに分けて、三役を両方に置き村政を行っていたようである。而しこの北組・南組というのは、室原村が他村に較べ戸数が多いので事務処理上のためであって、大垣役所へ提出される書類等は総べて一本として出されていた。これは当時の提出書類の「控え」を見れば明か

表五

享和２年　福源寺の田畑名寄帳

高、調べ（上記帳面による）			
上田	1反6セ8分	高2石4斗	1反約1石5斗2升
中田	1反14分5厘	高1石3斗2升3合	1反1石3斗
下田	やぶれて不明なり		1反1石1斗5升
上畑	4セ19分5厘	高5斗5升8合	1反1石1斗5升
中畑	6セ3分	高6斗3升	1反1石5升
下畑	1反5セ28分	高1石2斗7升4合	1反　8斗

である。

次に室原村の庄屋の仕事については、史料ではっきりしている年貢・宗門改・助郷・高札について述べるが、農業や土木・水防・村民生活については別項に述べることにする。

二、年貢　室原村の徳川時代は殆ど天領であったがその時どれ程の年貢を納めていたか、そしてその頃室原には何町歩の水田があったか、又年貢は一反に対してどれ程であったか等は誰も知りたいことであるが史料十四の天保九年「村差出し明細書上帳」と史料十五の弘化二年「歳入と此拂」を添付したので、この史料をみれば、当時の実体がよくわかると思うので説明は畧す（史料十四・十五は末尾の「難解語の解」を参照のこと）（年貢の専門語が多いので）

天正十七年の太閤検地で室原は高千四十九石五升になった。この時の反別は九十町二十六歩である。（史料十四参照）この石高は一反歩に約一石一斗六升である、これに対して実際の上納石高は色々の割引きがあって、それを差引きし、石盛して定まる。その外、小物成と称するこまかい年貢が沢山あった。（史料十四・十五）

庄屋はこれらの年貢を責任をもって納めなければならなかった。当時現物の米俵を遠方へ送るには船であって湊までの責任を負わせられていたようである史料十四によると「御年貢米津出、居村より当村段海川迄道法拾貳町陸附仕、夫より勢州桑名迄川長拾壱里」とあるので、段海川、即ち今の養老橋附近が湊であったので、そこまで人で出し船積し、勢州桑名へ送り届けるのであった。（史料一六の一・二）

三、検見様　安政元年寅年十月九日と同三辰年九月二十九日の二度の検見様の御来村があった。その接待のメモがあるが夫れによると、御奉行衆様上下拾参人宿は治左エ門と宗六宅、宿の必要品は手洗柄杓大小三本宛、手拭三筋、たばこ貳丸、豆腐三十三丁、酒六升、茶等、又献立（省畧）等接待に万全を期して少しでも感情をわるくしないよう努力していることがわかる。これも庄屋の政治的な大きな仕事の一つであった。

年貢高の修正、史料十七を見ると享和元年に「御高入狂いの改め方」について願書を提出している、長年の間に色々変化があって、不公平の儘に放置されているので、連印をもって改め方を申立てるので庄屋はこれらの行政事務も処理せねばならなかった。

四、宗門改帳と古郷送　秀吉につゞいて家康も天主教が侵畧を目的としているという理由で信ずることを厳禁した。その後、三代将軍家光のとき島原の乱（寛永十四年一六三七年）が起り、幕府は天主教の害を一層恐れ禁教の制を布き信徒の根絶をはかった。そして賞を出し宣教師や信徒を探し、踏絵を以って信仰の真偽をたしかめた。又寺院には宗門帳を作り住民の宗教の所属を明かにし、その宗門改帳を毎年代官所へ提出させた。此の宗門改帳は宗教上の関係により設けられたものであるが今日の戸籍と性質を同じくするもので寺々が住民に対して大きい権力をもっていたということもこのことからである。

室原の宗門改帳は嘉永三年に作成せられたものが完全な形で一組あるがこれが当時の戸籍簿の役

目もして人口や戸数がよくわかる。この宗門改帳は史料として紙数が許さないので名簿の前文だけ掲げる。（史料一八）

次に「古郷送一札の事」「宗門寺送証文事」という古文書が諸家に沢山残っているが、これは住民が移動する時例えば嫁入・養子・転住等には必ずこの二通の証明書がこちらの寺と庄屋から先方の寺と庄屋へ送られなければ行くことができない。このようにしてキリスト教信者を徹底的に撲滅した。（史料一九～二二）

この頃寺が信徒に対して戸籍を握ったも同然の権力を持っていたから自分の寺から信徒が少くなるのを防ぐため他宗にかわることは勿論のこと同宗の寺をかわることも中々許されなくて、転住した人でも止むなく遠方のもとの寺に所属したまゝで不便を感じている人もあった。封建時代にはこんなところにも人間の自由を束縛していた。

五、助郷　中山道の各駅には宿人馬として五〇人五〇疋（上り下共）を置くことになっていたが、これらの人馬を宿場町で常備することは困難で、不足分を附近の村々から提出することを義務とした。この指定を受けた村が助郷であり、又その課役も助郷と称した。この助郷の起元は明かでないが美濃国では寛永十七年三月各宿駅の附近二里以内の村々を助郷と定め人馬を出させたのが始まりと云われる。（太田三郎著の「中山道」大衆書房によれば中仙道と中山道とどちらが正しいか、中山道が正しいとあり）

室原の助郷の初りは、史料がなく明かでないが垂井町の史料によれば寛文五年のもので（本書の

史料一〇の二参照）当時は垂井宿の助郷になっている。元禄七年（一六九四）には、助郷村が改正され、助郷制度として定められた。関ケ原宿は七三九一石余から八四三四石と助郷高が一割余増加し、助郷村も一か村増して十二ケ村となった。室原はこの時から関ケ原宿の助郷村にかわっている。

表六　垂井助郷一覧表　寛文5年

項目	助郷高	家数	馬数	垂井への距離
栗原村	1361石0斗0升	68軒	25足	1里07町
荒川村	1057．1．8	48	17	1．23
綾戸村	285．3．6	26	7	28
室原村	1049．0．5	56	35	1．24
島村	618．0．9	26	9	1．29
長松村	1471．3．0	91	12	1．11
表佐村	3386．4．2	148	68	23
十六村	1120．3．4	32	16	1．07
青野村	530．0．0	28	11	19
計	10878．7．4	523	200	

垂井町史通史編による

表七　関ケ原宿助郷一覧表　元禄7年

村名＼石高	助郷高
野上村	465石
伊吹村	769
岩手村	1891
大石村	552
府中村	1156
室原村	1049
敷原村	129
梅谷村	342
新井村	542
市尾村	145
平尾村	488
飯木村	906
計	8434

垂井通史編による

助郷も長い年月の間には、不参の者も生じ勘定にも困ったこともある。次にその古文書を掲げる。

飛切以急廻文得貴意候。然者御惣代御村之内、御不参之御方も有之、定例勘定未だ難出来ニ付助郷村々御役よりも差支候間、此段当九日勘定も如何可致哉、当惑仕候。附而者右ニ付種々御相談申上度候処此状御披見次第此者御同道ニ而御出張可被下様御願申上候。先ハ御案内旁如斯ニ御座候。

以上

七月三日　　関ヶ原宿助郷惣代

室原村

飯木村

右村々御庄屋中様

（養老郡志より）

又この頃中山道筋の道路掃除も分担させられていて、史料一四「天保九年、村差出し明細書上帳」によると野上附近百八拾間を担当していたようである。

六、高札　高札は今の役場の掲示板のようなもので觸を掲示して上意下達を明にするものであった。高札場はどの村でもきまっていて、室原村では今の室原簡易郵便局の北の道端にあったと云う。次に史料二三は、幕府の長州征伐軍中の住民への注意の觸を出した内容である。

「表　紙」

「天保九年
村　差　出　し　明　細　書　上　帳
戊戌四月　戸田采女正御預所
濃州　不破郡
室原村」

天正巳丑年増田右衛門尉御検地　濃州不破郡
一、高千四拾九石五升　室　原　村
此反別　九拾町貳拾六分
内
高三十石貳斗貳升三合　前々諸永引
此反別貳町六反五畝拾六分
高四拾九石三升五合　前々池成場所
此反別四町七反壱畝貳拾八分三厘　押堀川欠砂入引

残高九百六拾九石七斗九升貳合
此反別八拾貳町六反三畝拾壱分七厘
此　訳
田反別六拾三町壱反貳畝拾壱分五厘
此高七百八拾三石四斗四升四合　石盛　上十五、中十二、下十一
畑反別拾八町壱反四畝貳拾七分貳厘　石盛上十二、中十ヲ、下八ツ
此高百七拾石貳升八合
屋敷反別壱町三反六畝分
此高拾貳石三斗貳升　石盛十二
但し　私領入会無御座候
一、御　廻　末
御　膳　籾　相納米申候

御廻籾
太餅米

一、別上納御膳籾貳石五斗
右御料所より永続仕候処去る天保貳卯年より御願奉申上為御冥加年々御年貢米ノ外上納仕候

一、出水ノ節、畑方不残水下ニ相成申候

一、当村田反別不残用水場ニ御座候

一、小物成　無御座候

一、秣　場　無御座候

一、鳥札運上金壱分永百貳拾五文　年々上納候

一、釜　役　無御座候

一、農業間稼　男ハ作専一ニ仕諸色売買不仕候　女ハ布木綿漸々着用程仕候

一、古城跡名有人の屋敷　無御座候

一、家数百七拾貳軒　内　六軒　寺　拾壱軒　高持百姓　百五拾軒　水呑

一、人数六百七拾三人　内　僧　男　女　三百五拾貳人　九人　三百拾貳人

一、家一軒　男　三人

一、寺六ケ寺

真言宗	京都山科勧修寺御門末	知善院
禅　宗	妙心寺末寺	福源寺
東本願寺宗	東本願寺末寺	安福寺
同　断	同　断	長願寺
同　断	同　断	正海寺
同　断	同　断	蓮沢寺

一、宮拾壱ケ所　御年貢地

熊野大権現　壱社　別当知善院

祭礼ハ　八月十日

鳥居　一ケ所　拝殿一ケ所

牛頭天王　壱社
　但シ　神事祭礼六月十五日
十二社権現　貳社
　但シ　神事祭礼八月十日
天満宮　壱社
　但シ　神事祭礼八月十日
数立社　壱社
　但シ　神事祭礼八月十日
金昆羅大権現壱社
　但シ　神事祭礼十月十日
小栗栖大明神壱社
　但シ　神事祭礼八月十日
新宮大明神　壱社
藤宮大権現　壱社
穂落大神宮　壱社
　但シ　神事祭礼八月二十四日

一、御高礼場壱ケ所　切し丹御高札　壱枚
　徒黨御高札　壱枚
　火附御高札　壱枚
　野火御制札　壱枚
一、郷　蔵　貳ケ所　御高引ニ御座候
一、御　林　無御座候
一、御水帳　名寄帳　無御座候
一、堤長延長　貳千貳百間　前々より御入用御預役所
　此　訳
　長　千三百間　泥川通・段海川通水除
　長　九百間　色目川通水除
一、堤長四百五拾間　泥川通色目川通　水除
　右ハ前々より自普請御場所
一、悪水堀長九百八拾間
　悪水流除小堤長　九百八拾間
　右ハ寛政元西年御入用を以新規御普請被仰付其後も御入用御普請被　仰付候

一、泥川段海川通巾常水六間より八間まで満水
八丁程

右ハ川の水元江州伊吹山より当村迄川道凡拾里程当地内ニテ大谷川・相川落合夫ヨリ色目川赤坂川落合川下多芝郡鳥江村にて牧田川エ落合申候

一、橋三拾五ケ所　板橋貳拾五ケ所　石橋拾ケ所
一、溜　池　無御座候
一、用水圦樋　貳ケ所
悪水吐圦樋　貳ケ所　御座候
但し　御普請所
一、用水圦樋　四ケ所
悪水吐圦樋　五ケ所　御座候
但し　自普請所
一、悪水堀長九百間
用水路分小堤長七百五拾間
用水路長貳千五百間
但し　自普請所

一、井　堰　拾ケ所　御座候
一、往還筋掃除場中仙道野上附百八拾間
一、助郷人馬中仙道関ケ原宿エ指出定助相勤
申候
一、田方稲草　八穂・弥六・近江子・大坂籾蔵
等作申候
一、田畑こやし　菜種糟・錦実糟用申候
一、造酒屋　無御座候
一、油　屋　同
一、大工・木挽　同
一、鍛　冶　屋　同
一、医　師　壱人　昌貞　御座候
一、山　伏　無御座候
一、御年貢米津出居村より当村段海川迄道法
拾貳丁陸附仕夫より勢州桑名迄川長拾壱里
夫より江戸まで百五拾貳里余

一、当村近郷　南八高田村・豊村・中村・大壇村　西八栗原村　北八島村・十六村・表佐村　東八綾野村・野口村

一、最寄町場　高田へ一里大垣へ二里　垂井へ二里

一、庄屋給米　四石　壱人

一、年寄給米　三石　壱人

一、定使給米　四石　壱人

一、当村里方にて土地砂真土・そぶ土ニ御座候

一、薪柴ハ高田町乙坂牧田沢田ニテ相調申候

右ハ当村高反別并前々より有来候品明細書上申候処相違無御座候已上

濃州不破郡室原村

百姓代　惣　六　㊞

年　寄　弥　六　㊞

天保九戌年四月　兼帯庄屋（西結村）　民之丞

歳　入　　濃州不破郡　室原村

一、高千四拾九石五斗

此御取米三百貳拾五石六斗壱升八合五勺

外

一、米六斗貳升九合　御伝馬宿入用

内　米壱斗壱升七合　宿　囲

米五斗壱升貳合　石　代

此永八百七拾文六分（但金壱両に付米五斗八升八合九才）

一、米算不掛　六尺給

一、永弐分　御蔵前入用

一、永九百五拾貳文六分八厘　夫食種代返納

一、永三百七拾五文　鳥猟稼

一、永拾壱文三分　　同御口永

一、米四石貳斗四升九合　　米五斗五升　　同割増被下米

此籾八石四斗九升八合笠松御膳籾代米　　米貳石壱斗七升　　太餅米江戸買納

戌

一、米四石七斗貳升五合　　米六斗五升六合　　同三割増被下米

戌

此籾九石四斗五升　　子熱田御膳籾代米　　米四石貳斗四升九合　　笠松御詰籾代米

一、米九石七斗六升九合　　御口米　　米四石七斗貳升五合　　子熱田御詰籾代米

此永拾七〆四百四拾九文　但金壱両に付米五斗五升九合八勺　　此籾八石四斗九升八合

此籾九石四斗五升

納　合　米三百三拾四石七斗九合五勺　　米貳石五斗三合壱勺　　五里外運賃被下米

永拾九貫六百五拾八文六分八厘　　内　九升六合　　籾の分

貳石四斗七合三勺　米の分

米三百石八斗八升壱合四勺御廻米江戸御蔵納

永拾九貫六百五拾八文六分八厘　　諸金納

此　拂

米七石　　此籾拾四石　　御膳籾代米

一、御籾貳石五斗　　別上納

米拾壱石四斗八升　　同割増被下米

是は天保貳卯年より年々上納仕候

米五斗　　此籾一石　　御廻籾代米

右之通去辰御年貢米金高掛物納拂小手形を
以御勘定仕上申候処高面之通相違無御座候
以上

送　状

一、御膳籾三拾三俵
　　内　貳拾八俵　　室原村分
　　五俵　　嶋　村分
一、御廻米四拾五俵

右ハ去巳御年貢米之内書面之通今十四日津出
し川下り仕候此段乍恐書付を以奉申上候以上

濃州不破郡室原村
庄屋　兵右衛門㊞
同断　宗　六㊞
年寄　忠左エ門㊞
同断　治左エ門㊞
百姓代　昌　平㊞
同断　民　八㊞

弘化貳巳年三月

大垣
御預御役所

濃州不破郡室原村
庄屋　兵右衛門

弘化三丙午年正月十四日

桑名湊
船積
御奉行所

〔史料十六の二〕

送　状

太神宮

一、御初穂米五俵　　但四斗二升五合入

右之通り四月十五日栗笠湊船之積入差送り申候間着之砌御改り請取可成候以上

嘉永三年戌三月十五日　　濃州不破郡室原村

勢州桑名湊　　庄屋兵右衛門

熊野屋源助殿

同川

辻村屋藤兵衛殿

同山郷堤瀬古

松本庄左衛門殿　行人上乗善十郎

〔史料十七〕　室原村の高の入狂いの訂正願

一　札　之　事

一、室原村之儀御高入狂ひ之儀、此度及出入候処、先年相改候絵図帳面を以村方より御糺奉願上八郎左門親子持高之分ハ御高反別相当ニ仕候趣ニ而内済ニ罷成一同承知事済いたし候外百姓出作之分も廿貳ケ年後御高入狂ひ之作所等も有之候趣ニ御座候間卅貳ケ年以前相渡ル帳面通相違無之者ハ、是迫之通リ入狂ひ候者ハ証文面を以室原村書上惣町歩ヱ引合候、此度相当ニ相均シ候間、其節違乱申間敷候、尤此度改及高百姓方ハ不及申出作至口以来急度相守可申候村方改名寄帳出来いたし候上、惣連印仮証文仍而如件

享和元年　百姓　兵右衛門　十六村　善吉　同人六預り
西五月　同断　勘左衛門　宮代　弥平次　七郎右エ門　預り
（右の頁の連署名）　〃　平蔵　同　預り　壱預り
蓮沢寺　〃　牛之助　中村　弥曽七　貳預り
長願寺　〃　治左衛門　〃　預り　三預り
兵右エ門　預り　〃　五兵衛　牧田村　友助　九預り
勘左エ門　預り　〃　七郎治　十六村　常八　左源太　預り
五兵衛　預り　〃　春圃　表佐　玄実　栄次郎　預り
七郎治　預り　〃　七郎左エ門　東光寺　安福寺　預り
長願寺　壱預り　〃　左源太　牧田村　文吉　大坪寺　朝右エ門
同　寺　貳預り　〃　久兵衛　表佐　治助　法立
春甫　壱預り　〃　祐八　庄屋　預り　高田　彦右衛門
同　人　貳預り　〃　栄次郎　藤太郎　〃　勘左郎
同　人　三預り　福源寺　安久　和三郎　〃　権九郎
同　人　四預り　安福寺　伊兵衛　垂井　文七
同　人　五預り　正海寺　宮代村　平蔵　久七　預り

宇田村　代次郎　宮代村　九蔵　十六村　宮吉　牧田七預り
大垣　新蔵　高田半蔵　表佐友蔵　橋爪又右衛門
沢田　惣吉　飯田又次郎　高田治助　同人預り
高田又兵衛　宮代村平吉　大塚利兵衛　高田喜預り
同　友次　沓村弥吉　嶋田嘉吉　安久源李
真助　鉄蔵　同伊兵衛　沢田八次郎
林右衛門　拐伐村安左衛門　和三郎分　平尾太七
善兵衛　高田八十郎　三預り　蓮沢寺預り
壱預り　南宮　綾野村平吉　忠吉
貳預り　南宮預り　林村藤八
左右衛門　表佐庄助　十六三次
牧田村　右左衛門　久瀬川主馬之助　高田繁次
烏江村　善兵衛　同人預り　下高田半平
表佐次助　高田久兵衛　大垣文蔵
同預り　同預り　高田材弥
牧田左右衛門　宇田村八兵衛　同所茂兵衛

右之通故障無御座候ニ付小前一同連印之一札村役人奥印仕奉差上候以上

室原村庄屋　治左衛門

兼帯庄屋　藤太夫

享和元年　同断　六之亟

酉　五月　同断　忠次郎

同断　五兵衛

同断　勇八

大垣

御預御役所

〔史料十八〕

「表紙」

嘉永五年

禅宗

真言宗

濃州　不破郡室原村当子宗門人別御改帳

子三月

定

きりしたん宗門ハ累年御制禁たり自然不審如もの有之ハ申出べし御ほうびとして

ばてれんの訴人　銀五百枚

いるまんの訴人　同三百枚

立帰者の訴人　同断

同宿並宗門の訴人　銀百枚

右之通下さるべしたとひ同宿宗門の内たりというとも申し出る品により銀五百枚下さるべし。かくし置他所よりあらはるゝにおいてハ其所之名主五人組一類ともに罪科におこなはるべき者也

正徳元年五月　　奉　行

差上申一札之事

一、切支丹宗門之儀累年御制禁被　仰付候へ共弥以此度御穿さくニ付村中大小百姓召遣の男女門家借家并出家・社人・山伏・行人・虚無僧・博士・太夫其外穢多・乞食・非人等に至迄悉吟味可仕旨被仰付当村住居之者一人も不残明細ニ吟味仕候處、右宗門ハ不及申前々邪宗門ニてころび候者并類族之者曽而無御座候、依之銘々檀那寺請判為仕申候、猶又自今以後無断絶五人組限りニ相改疑敷宗門之者御座候ハヾ早速御注進可申上旨被仰付奉畏候、依之村中人別寺請判形差上申候事。

一、何れの門派とも誰弟子とも不知僧尼有之は可申出候、僧俗とも尋常に替り勤行仕候か、佛具其外あやしき道具所持仕候者有之ハ可申出候事

一、面々宗旨檀那寺判形仕候ニ付新檀那之儀は猶以念を入他所之者ハ古郷檀那寺委細吟味仕尤先祖より之檀那は勿論疑敷もの無御座候ニ付判形仕候事

一、他国他村より縁付罷越或は養子并入百姓之儀は其者之古郷先祖よりの宗旨名主五人組立会切支

丹宗門之類族ニ而無御座候哉委細遂吟味其者之古郷より証文取置候事。

一、久年他所に罷在古郷へ罷帰候者　前之宗旨と当然之宗旨と相違仕候か、尤他所ニて之檀那寺迄委細相改、御奉行所之古郷帰之御断申上其上ニ而差置可申候事

一、此帳面連判外之もの一人も村中ニ住居為仕間敷候事。

一、他所より召抱候、奉公人男女とも半季節たりとも寺請状、庄屋方へ取置可申候事。

一、切支丹宗門御制禁之御高札損し候か文字見え兼候はゞ可申出候事

右之趣、庄屋・年寄・五人組・惣百姓常々無断絶吟味仕候、尤切支丹宗門御制禁之御高札之趣村中男女下々に至迄弥以　可奉相守　候為後日仍如件

以下省略

（次頁より各寺ごとに各家ごとに記名し名簿になっている。）

〔史料十九〕　（嫁入のため）

古郷送一札の事

美濃国不破郡垂井村
半平妹
里都　当貳拾貳歳

一、右の者其御村兵右衛門方え縁付参申候ニ付当村の御改帳面相除差遣申候、此者宗旨は代々禅宗当村玉泉寺檀那ニ紛無御座候、則別紙寺手形差添遣申候、然上ハ己來其御村御改帳面ニ御書載可被成候勿論御法度之宗門筋目之者親類縁者にも無御座候其御村方え罷越候已後為其御村法ニ御取計可被成候為後日古郷送手形差遣申候処仍如件

天保七年申正月

戸田采女正御預所
同国同郡同村
庄屋　半平㊞
同断　善五郎㊞

不破郡室原村
御役人衆中

〔史料二〇〕（嫁入のため寺送証文）

宗門寺送証文之事

一、当国不破郡垂井村半平妹里都儀禅宗当寺檀那ニ紛無御座候、若切支丹宗門之訴人有之御僉儀之節ハ拙僧速可申明候、今般其御村、兵右衛門方え縁付罷越候ニ付向後其御村福源寺檀那ニ御書載可被成候、後年聊故障無御座候為後日寺送証文差遣申候処仍如件

天保七年申正月

戸田采女正御預所
不破郡垂井村
玉泉寺

不破郡室原村
御役人衆中

〔史料二一の一〕（転居のためのもの）

古郷送り証文之事

一

濃州不破郡室原村春甫家頼多作弟弥七ト申もの其御村喜右衛門方由緒有之ニ付同人引請ニ而其御町へ引越百姓仕度願出候、右之者生所慥成者ニて村方故障之儀少も無御座候其御町住人ニ被成可被下候右之者宗旨ハ代々東本願寺宗不破郡塩田村正専寺旦那ニ紛無御座候別宗門寺手形取之差添遣し申候勿論御法度之切支丹宗門之類ハ親類ニモ無御座候事。

一鉄炮之儀ハ不及申其外御停止之諸道具所持不仕候事

一其御村住人ニ罷成候上ハ自今不依何事御勝手次弟ニ御取計可被成候右之者於古郷古今之悪事無御座候己後御法度相背　何様之御仕置被　仰付候共此方エ不及御届候万一〇〇之儀御座候段外依申出候ハバ各々方に少も御苦労かけ不申我等何方迄も罷出屹(きっと)埒(らち)明可申候為其古郷送り証文仍如件

弘化三年午閏五月

不破郡室原村
庄屋 兵右衛門
年寄 治左衛門

濃州多芸郡嶋田村内高田町
御庄屋衆中
御年寄衆中

〔史料二一の二〕　（転居のため役所へ届け）

乍恐書付を以奉願上候

不破郡室原村春甫家頼多作弟弥七義多芸郡嶋田村之内高田町喜右エ門方由緒御座候処此度同人引請右村へ罷越以百姓為仕度奉願上候尤双方村方并親類共故障之義無御座候ニ付乍恐連印書付以奉願上候右願之通御聞済被成下置候ハバ一同難有仕合奉存候己上

不破郡室原村

願主　多　作

親類　善兵衛

百姓代　昌　平

年寄　宗　六　治左エ門

庄屋　忠左エ門

同断　兵右エ門

弘化三午年

閏五月

大垣

御預御役所

〔史料二二〕　（金昆羅参りの証明書）

古郷送り手形之事

戸田采女正御預所美濃国不破郡室原村左六と申者今般讃岐国金昆羅山エ志願御座候ニて参詣仕度段願出候ニ付古郷送り一札差遣申候此者宗旨ハ代々東本願寺宗同村、連沢寺旦那ニ紛無御座候別寺手形取之相添遣申候、若途中ニて病気相顕候欤又は行暮候節ハ御目登儀宜奉願上候、万一病死仕候ハヾ此方エハ不及御届、其所之御作法通可然御取計被成下追而幸便之節書状を以御知らせ可被下候為其古郷送り手形仍而如件

弘化三午年七月

戸田采女正御預役所
濃州不破郡室原村
庄屋
兵右衛門
年寄
宗郎九

諸国　宿、町、在々
御役衆中

証人治左衛門

〔史料二三〕（長州征伐行軍中の住民への注意）

表紙

就長防御征伐

（京都伏見　鈴木保和所有）

御軍令并御下知状御道中御手続

條々

一 今度毛利大膳為征伐進ニ付旗本并諸勢相慎不作法之儀無之様下々ニ至迄入念可申事

一 喧嘩口論堅停止之若違背之輩有之ニ於ハ理非を論せす双方成敗すべし或は親類縁者之因を存し或は傍輩知音之好身依り荷擔之族是あるニ於てハ其科本人より重かるべき之旨急度是を申付べし自然用捨せしむるにおいてハ後日相聞くといへども其主人重科たるべき事

一 軍中相討堅禁制たるべし若不得止事相対する時ハ慥成証人を立可申事

一 先手を差越仮令高名をせしむるといへども軍法に背候上ハ重科ニ処すべき事

但先手へ相断すして物見に出ずべからざる事

一 子細なくして他之備へ相交る輩於有之ハ武具馬具とも是を取べし若其主人異儀及ハヾ可為曲事(くせごと)事

一 人数押候時不可脇道之旨堅申付若猥に通輩ハ曲事たるべき事。

一 地形又は敵之機ニ応じ時宜之指揮可有之間兼而可心得事

一 降人生捕候者猥ニ不可殺害候事

一　諸事奉行人之申旨不可違背事
一　時之使として如何様之者差遣といへども不可違背事
一　持鎗持筒ハ可為軍役之外長柄とし置持すべからざる事
　　但長柄之外持するにおいてハ主人馬廻り壱本たるべきこと
一　陣中において馬を取放すべからざる事
一　田畑作毛を或ハ竹木切り取事堅く停止附押買狼籍すべからず若違背之族有之ニおいては可為曲事事。
一　小荷〇押は右之方ニ付可相〇輩勢ニ交らざる様兼而より堅可申付事
一　舟渡之儀他之備ニ相交らず一手越たるべき事
一　下知なくして陣払并人返之儀一切停止之事

右条々堅可守此旨此外戴下知状者也

慶応元年五月四日

御　黒　印

下知状省署

第九節　米作農業と治水への努力　徳川時代の村の生業

一、稲作と治水　天正十七年（一五八九）の太閤検地によると室原村は、高千四拾九石五升でその耕地は九拾町二十六歩になっているが、この頃は勿論それ以前から室原の人達は、住居や耕地を水害から守るための苦心は並たいていのものではなかったに違いない。古い記録が無いので当時の様子を知ることは困難であるが、元禄・宝永頃になると僅かに次のような史料によって、その当時の様子を多少うかがうことが出来る。

「蓮生寺記録」が大坪の蓮生寺にあり、それによると、

「元　禄　十　三庚辰年　（一七〇〇）

「室原村南堤切戸築溜ニ付出入」

「宝　永　元　年甲申年　正　月　（一七〇四）

濃洲水吐願　江戸ニ下向

室原村　森右衛門

大坪村　又　蔵」

こんな記録を見ると、室原村の南の堤防が切れて困ったことや、水吐願いにわざわざ江戸へ陳情

に下向したことは容易ならんことであったにちがいない。又、宝暦治水工事の薩摩藩の御手伝普請の記録、養老町関係「薩摩義士覚元帳」を昭和四六年印刷配布のものにも、左記の様に牧田川の氾濫を防ぎ室原の水害を守るべく陳情に加わっている。

「一、去月二六日別紙を以申上候、祖父江、金屋、飯積、直江四ケ村願小畑川之川替並に右四ケ村と大坪、室原、綾野、飯田、蛇持共九ケ村牧田川通洲浚並砂石留、烏江、高渕之間川広願等之義申上候処　御承知被下候由依って再（不明）文署仕候以上

四月十四日

（宝暦年間）

吉田久左衛門（代官）
倉橋武右衛門（総場所見廻御勘定組頭）
青木次郎九郎（笠松郡代）
高木　玄　蕃（水行奉行）
高木　内　膳
高木　新兵衛

一色周防守様

又、大坪村と室原村は隣合って水の関係が密接であって、昔から水論の絶え間がない。史料二四によると今より二百余年前に不破郡と当時の多芸郡との境をなす川の水防や大坪村・室原村の浸水

予防等についての和解の証文であるが、この地区の水防は昔より今日に至っても尚、色々の問題が生じて、昭和四〇年には、大坪村の西堤（郷境川が色目川へ落るために南へ曲っている堤）の北隅に増水の時の室原沖へ水を落す水越場をセメントで設備している。

二、室原輪中の守り。室原の堤防の延長は史料十四によると天保九年では、延長二二〇〇間（約四粁）御預役所。内訳一三〇〇間（二、三四粁）泥川通・段海川通水除。長九〇〇間（一、六二〇粁）色目川通水除・

堤長　四五〇間（八八四米）泥川通 色目川通 水除、右は前々より自普請場所。悪水堀長、九八〇間（一七六四米）悪水流除　小堤長九八〇間右は寛政元年御入用を以て新規御普請仰付其後も御入用御普請被仰付候。

以上堤防については、泥川通・段海川の除（堤防）と色目川堤防は御預役所とあるので、お上の管轄で今で言う建設省所管と同じことになる。又昔の堤防の長さについても色々と尋ねられるが、天保年間では今の堤長とそんな大きな違いはない。然しその頃の堤防は今より貧弱で度々欠壊して困ったことは想像にがたくはない。昔は堤防普譜には人力に頼よるより外なく実に難儀をして、堤防普譜に明け暮れしていたに違いない。史料二四・二五を見ても村政の仕事として、大きな分野をしめていた事がよくわかる。

泥川筋の柳刈りを栗原・表佐・十六・室原の四ヶ村共同で行い通水をよくし、水害予防に備え最

大の努力をしていたことも史料二五によってよくわかる。

又史料によれば、毎年のように水害になやまされているが、特に嘉永三年の笠松堤方御役所へ届けた史料二六によると、この年は、泥川や段海川の堤防が八ヶ所も欠壊して、足も腰も立たぬ程いたみつけられている。このようにひどい時でも、村民は黙々として復旧にはげみ堤防を守った。

三、十六村の築き立て中の新堤破壊事件。嘉永二年、十六村は水下の村々に連絡了解なしに村内の大谷川通りに新堤防を築き初めた。室原村庄屋忠左エ門は、その風聞を聞き同宗六に話し二人は三月二十五日大坪村の役人をさそい、綾野村庄屋八之丞方へ行き相談の上、関係近村の庄屋衆に連絡し十名程で二十六日早朝、十六村庄屋嘉六郎方へ参り、新堤築立ては水下の村々の水害が一層大となるので中止するよう申入れたが嘉六郎は言を左右にして、この掛合いに応じないので、皆は止む得ず引きあげた。その引揚げ途中の頃百姓達がどこからともなく鍬・鋤・竹鎗を持って集り、新堤を掻き散らし破壊した。その勢は制することもできず、村役人達は早速御支配役所へ訴えた。この時の様子を、史料「勤書一番」によると早鐘を撞いて二千人程も押寄せたとあり。又この時新堤は既に二百間も築かれていたと記してある。

この事件は訴えによって、江戸表沙汰となり、寺社奉行脇坂淡路守の裁きを受けることになった。

これは、水場地帯に於ける治水上の大事件であるが、この外、小事件は屢々起って、その度毎に話合いや証文の取替によって和解されている。

この事件については裁判沙汰となったので左記のような史料があるが、膨大で到底これを全部掲載することは紙片が許さないので、事件全体の様子がわかる内容を三点程摘出し（史料二五の一、二、三）て掲載し全般把握を便にした。尚この事件についての判決の史料は無いのが残念である。

このような事件が起きたことはふだんから治水と云うことにどれ程真剣であったかと云うことがよくわかる。一つ間違えばこのような大事件にまで発展すると云うことを事実をもって証明している。

○十六村一件記（三六頁）
○一番　勤書（二月五日記）（一六頁）
○二番　勤書（嘉永三戌二月二、八日大垣にて写）（一八頁）
○三番　勤書（一八頁）
○四番　勤書（三月六日御記）（一〇頁）
○五番　勤書（三月十四日）（四二頁）
○六番　三月廿一日御呼出し
村役人御吟味仮口書聞え（八頁）
○三月廿一日小前惣代一同呼出し勤書（八頁）
戌　五月六日　勤書（一二頁）
○五月十二日白洲
勤書（三四頁）
○於　江戸表（一〇頁）

八之丞子九月二日出立ニテ同十月二日祐平江戸恙御届申上同八日御呼出し御尋ニ付巨細申上候、宿付同廿一日御呼出し御宿付惣代一同衆中より申上候勤書

四、室原村は借金をする、史料二八によれば嘉永三年には、田普請を致したいが、寿明姫様の御下向や十六村一件により江戸へ出張した等その外諸入用の出費がかさんで、金貳拾五両を借り受けたい書類が提出されている。徳川時代の農民は、過大な年貢と毎年のような天災で、貧困にあえいでいた。従って村自体も同様に財政は極めて貧困であったことがよくわかる。

又、史料二九―三一は当時は米作農業で、田植の終った届けや、いもち病送りの届けから雀おどしの鉄砲借用に至るまで、一つ一つ届け書が提出されたが、これにより当時は米作農業一本であって増産に努力工夫していたことがよくわかる。

〔史料二四〕　（大坪と室原の水論証文）

京都鈴木保和蔵

済口証文之事

一石原清左衛門様御支配所多芸郡大坪村、戸田采女正様御預所不破郡室原村と郷境江通り用水掛り并悪水落ノ儀、及争論　大坪村より出訴被致候趣は郷境江通り先規より当村地内用水通ニテ有之所、去寅四月室原村より猥ニ江通リ堀揚候ニ付用水懸リ不申、殊ニ雨天ノ節右江通リエ水引落多ク其上堀揚土ニテ道通築上ヶ室原村エ溢候水相除村内悪水迚大坪村御田所エ落し候何方旱水損共難儀ノ由被申上候、室原村より被申候ハ江通ノ儀ハ定例四月中江浚仕来り殊ニ宇田村地内江筋迚モ江領米古来より宇田村地主方エ年々差出シ来候得共、右江筋室原村用水通ニ紛無之候、尤出水ノ節溢候水ハ先規より大坪村エ落来候由、返答書被差上候、因茲祖父江村庄屋彦兵衛、綾野村庄屋元右衛門取曖被　仰付内済仕候趣左之通。

一用水江通ノ儀、是迚及水論　候程ノ差支モ無之候得バ、向後とても前々仕来ノ通、御田地旱損不致候様申合セ勿論旱魃ノ節ハ相互ニ立用いたし故障無之様水引取勝手ヶ間敷儀致間敷候事

一悪水落ノ儀、東光寺川下モ江筋ハ前々ノ通、雨天ノ節溜水色目川エ可落だけハ落シ可申候、尤出水ニ而川水差込候節ハ東光寺川出合ノ所前々ノ通室原村より差留可申候、若留方不足ニ候バ大坪村より勝手次第ニ丈夫ニ相防可申事

一室原村吉十郎屋敷前江通ニ差留ノ儀、堀底より道迚深貳尺五寸ノ所七分三分と相極、差留

高堀底より壱尺七寸五分当時ノ道より七寸五分低ニ定杭致置出水ノ節ハ大坪村より差留番人付置可申候、尤右差留場所後年損シ候節ハ大坪村より修覆可致候其節室原村の役人立合可申事

一用水江筋悪水落等向後新規ノ儀堅致間敷候、若亦双方宜敷存寄在之節ハ両村相談ノ上争論無之様取計可申事

右之通双方納得致内済候上ハ以来少モ申分無御座候為後証之、為取替証文以如件

多芸郡大坪村

明治八辛卯四月

庄屋　太兵衛㊞
同断　浅右衛門㊞
年寄　源右衛門㊞
百姓代　紋右衛門㊞
同断　長左衛門㊞
同断　甚兵衛㊞

不破郡室原村

庄屋　八郎左衛門㊞
年寄　吉十郎㊞
百姓代　兵右衛門
同断　左源太㊞
同断　為八㊞
同断　六十郎㊞
同断　藤左衛門㊞

右ノ通両人取曖致内済候ニ付為後証之致加判候以上

石原清左衛門様御支配所
多芸郡祖父江村
庄屋　彦兵衛㊞
戸田采女正様御預所
不破郡綾野村

庄屋　元右衛門㊞

〔史料二五〕一（泥川の柳刈を四村で行う）

差上申請書之事

覚　（附録証文）

一東光寺川出合堰所之儀其御村より御堰被成候処不丈夫之節ハ此方よりも為堰申筈候、其御村井番ノ者エ被付置可被下候以上

多芸郡大坪村
庄屋
明和八年卯四月　太兵衛
同断　朝右衛門
年寄　源右衛門

不破郡室原村
庄屋
年寄　衆中

泥川通、今般栗原村より表佐村・室原村・十六村迄水行障り成、竹木・葭・柳不残伐払被仰付、水行一際宜罷成難有仕合奉存候。然上ハ、折角御取払被仰付村々に於ても出精仕取払候儀付一旦伐拂候共右伐株より再芽吹出、又々生茂り、水行障り成候儀ハ眼前ニ付以来村毎ニ相互心附、吹芽等出候節ハ四ヶ村共一村同様之心得を以無隔意申合直様伐拂可申ハ勿論、新規杭出し等一切致間敷、若杭出し等不致候ハて難叶場所は堤方御役之御屆御見分の上御差図次第ニ仕聊之儀ニても、村々心儘ニ取計申上間敷段是亦御仰渡、承知奉畏候。依て村々一同連印御請奉申上処如

件。

戸田采正御預所
栗原村　庄屋　主　輔
年寄　九郎右エ門
右同断同州同郡
表佐村　庄屋　周　平
年寄　武　一　郎
右同断
室原村　庄屋　兵右エ門
年寄　宗　六
尾張候同州同郡
十六村　庄屋　新　十　郎
御見分
御役人中様　栗原村御泊りにおいて
右村々御請印形仕候、
嘉永三年庚戌三月九日夜兵右エ門・宗六罷

出済申候

〔史料二六〕　（堤防八ヶ所切れた届け）

笠松堤方御役所へ書上候箇所

西の壱番
字宮北浦一切り所　長三拾間　壱ヶ所
同所貳番一同　長拾参間　壱ヶ所
同所三番一同　長貳拾間　壱ヶ所
同所四番大野前一同　長拾九間　壱ヶ所
同所五番一同　長拾七間　壱ヶ所
字愛助前六番一水越所　長貳拾間　壱ヶ所
字ぼけ原七番一切け所　長九拾間　壱ヶ所
字御厨宮東一水越所　長拾八間　壱ヶ所
〆　貳百廿七間

右ハ当月七日八日大雨ニて泥川通并段海川御堤を数ヶ所難所出水仕候間、書面之通御届奉申上

候以上

嘉永三庚戌年八月

不破郡室原村　　濃州綾野村

庄屋　兵右エ門　　医師　恕　庵

百姓代昌　平　　百姓　仲　平

笠松　　半兵衛

堰方御役所　　外九人

一件之者衆

〔史料二七の一〕　（裁判のため呼出）

「表紙　　右之もの尋儀有之間明十四日四時召れ可罷出者也

十六村一件記」

差紙　　馬喰町二町目　　脇坂淡路守

紀伊国屋

栄次郎方　　三月十三日　役人

戸田采女正御役所

右　宿

馬喰町貳町目

紀伊国屋

栄次郎

乍恐以書付奉申上候

濃州不破郡綾野外四ヶ村、左のもの共奉申上候、今般右村之役人共、両三人小前惣代両三人づつ且綾野村百姓仲平外三人、室原村年寄、治左衛門ハ病気にてかごにて成とも一同早々可罷出旨之　御差紙頂戴拝見承知奉畏候依之村役人・小前之儀ハ惣代として出府宿御訴　御差紙ハ先達而宿一同罷出奉返上尤御尋筋之儀ハ聊無御差支御請答可仕候間何卒以御慈悲右ノ段御聞済被成下置候様奉願上候以上

酉　十二月廿九日　濃州不破郡綾野村

百姓　仲　平

百姓医師恕　庵

庄屋　八之丞

庄屋　村右衛門

役人惣代

小前惣代

百姓　伊　助

栗原村役人惣代

同村兼帯

年寄　只越村庄屋

助左エ門　祐　平

小前惣代

右綾の村小前惣代

百姓　伊　蔵　百姓　半兵衛

同州多芸郡直江村　表佐村役人惣代

役人惣代　庄左エ門

庄屋　弥右エ門　小前惣代

小前惣代　百姓　孫三郎

百姓　半右エ門　　室原村

右表佐村　百姓代　　年寄　治左エ門

差添人　大右エ門　　役人惣代

寺社　　庄屋　忠左エ門

御奉行所様

〔史料二七の二〕　（牢屋へ差入れ）

乍恐奉願上候

一、海苔飯　　貳桶

一、煮染　　三桶

旦鯛　さけ　竹の子

一、菓子　　貳箱

一、干魚　　五百枚

一、奈良漬　　壱桶

但瓜漬　守口大根取合せ

〆五品

右ハ御吟味中入牢被仰付候、濃州不破郡綾野村庄屋八之丞同村右エ門・只越村同祐平・表佐村同庄左エ門・室原村年寄治左エ門・庄屋忠左エ門・栗原村年寄助左エ門・同州多芸郡直江村庄屋弥右エ門・宮村名主市左エ門・多芸嶋村同源四郎・難波野村同四郎左エ門・入方村同利兵衛・大塚村年寄林左エ門・飯積村庄屋左兵衛右拾四人のもの共へ書面の品々送り遣し度奉存候間何卒以御慈悲右の段御聞済被成下置度奉願上候以上

戸田采女正御預所

〔史料二七の三〕

「表」

「五月十二日御白洲

勤　書

濃州多芸郡金屋村

庄屋　十左エ門

右　宿

神田小柳町二丁目

伊勢屋

浅二郎

戌三月十三日

寺社

御奉行所様

表書の通可被相届旨

淡路守被申上候　以上

脇坂淡路守内

塩山諦之助　印

戌　三月十三日

牢　屋

鍵　番　中

室　原　村」

一九頁

室原村宗六外九人より奉申上候始末書写

室　原　村　控

乍恐書付を以奉申上候

濃州十六村一件之内、室原村年寄、宗六外九人奉申上候、私共儀御吟味中之処、去酉年中右十六村ニ於て水除新堤築掛候ニ付障リ村々役人共相談之上十六村庄屋嘉六郎方へ罷越右新堤築止方掛合仕候節之始末有躰可奉申上之旨被　仰渡承知奉畏、則左ニ奉申上候。

此段右十六村ニ而築立候新堤之場所ハ大谷川通ニ而是迄度々新規ノ儀取計差入組御上様エ奉掛御苦労、聢と御規定有之場所ニ付、決て新堤築立候儀相成不申、然ル処同村ニ而多人数を以新堤築之候趣、室原村庄屋忠左衛門、風聞承り候旨、同役宗六エ申聞候間、両人同道にて西三月廿五日夜、大坪村庄屋領平方へ罷越　林右衛門呼出右趣咄合仕候処、何分ニも綾野村へ罷越相談可致、依ては隣村飯田村・蛇持村祖父江村へ其段申遣置右四人ニ而綾野村庄屋八之丞方へ罷越、十六村へ明廿六日早朝より新堤築立候越承り候段申聞候ニ付、八之丞儀も村内右庄屋林右エ門同栄助呼出し候処早速罷越、猶又　父江村庄屋彦兵衛伜八木蔵并飯田村庄屋代右エ門同左吾兵衛同金右エ門、蛇持村組頭権之右エ門儀も八之丞方へ罷越候ニ付右拾貳人相談之上外障り村組合野口村・江月村・飯積村・直江村・宇田村・栗原村・表佐村右八ヶ村へ廻文を以十六村ノ新堤築立候風聞承り候間右掛合方相談致し度披見次第綾野村八之丞方エ罷越候様申遣置大坪村領平室原村忠左エ門儀ハ笠松堤方御役所へ御届ヶ罷越無程江月村庄屋市兵エ衛伜民吉、直江村庄屋休三郎・飯積村庄屋茂兵衛・金屋村百姓代仲右エ門・野口村組頭嘉助・栗原村庄屋主輔同九郎右門罷越一同相談仕候

処、古来より御規定も有之候場所之儀付、十六村へ早速掛合ニ及ひ候筈ニ評決いたし、飯田村・蛇持村・江月村之儀ハ十六村と同御領之儀ニ付、私共村々より先エ罷越掛合旨申之則三村役人共儀ハ二十六日朝十六村庄屋嘉六郎方へ参り候処何之訳ニ候哉、右之もの共及遅刻候故、室原村治左エ門呼に遣し置同村宗六、綾里村栄助両人ニ而支配御預御役所へ御届ニ罷越且九ツ半時頃、綾野村八之丞・村右エ門・栗原村主助九郎右エ門・大坪村林左エ門・野口村嘉助・祖父江村八木蔵・直江村休三郎・飯積村茂兵衛・金屋村仲右エ門拾人ニ而十六村へ罷越候、途中より見請候処㕝早新堤は凡長貳百間程も築立有之、其上綾野村より十六村へ之道筋築立居候間、通交難ニ成ニ付、廻り道を致し罷越候、同村南堤ニ而右飯田村・蛇持村江月村三ヶ村役人へ出合様子承候処、差止メ方之儀嘉六郎へ種々及掛合ニ候得共彼是申張り何分差止不申候旨申聞候付其儘右三ヶ村役人と引別れ栗原村主助・九郎右エ門両人は村方へ相談ニ立帰り残り八人ニ而嘉六郎方へ罷越候処尚後より室原村治左エ門罷越候ニ付九人ニ而面会仕候処、酒肴等差出し饗応仕候故、新堤之儀ニ付掛合参り候間饗応ニ預り候筋無之旨申聞辞退ニ及ひ候処、強テ進メ候得共相断、則一同より嘉六郎へ申談候へバ其地先村々へ無沙汰ニ水除新堤築立候テハ水行差支甚難渋致し候間、早速人足為引取新堤土普請差止メ呉る様掛合ニ及ひ候処嘉六郎相答候バ其方村々差障りハ兼て承知罷在候得共、互水損相遁候様伊尾川、牧田川水行立直し御普請御願之儀相談致シ度候間、何分ニも新堤築立方両三日見合呉候様仕度、左も無之候てハ万一水下の

もの共人気立出入等ニ相成候テハ水損難渋之村々弥増難儀相嵩候段申聞候処、嘉六郎儀申聞候ハ此度水除土手築立ニ取掛り候ニ付右様銘々掛合ニ被参今一応強く人気立候程之儀無之ては弥水行立直し御普請願一致之場合ニ至り兼候抔不当之儀申之候ニ付口若出入等に相成候テハ村々難渋及ひ候間一日にても見合呉候様申遣候処免角強情而己申募り其上差図ニハ無之候得共笠松御役所より御沙汰無之而ハ見合不申旨申之掛合方一円取敢不申候ニ付取早御出訴申上候より無御座候と一同立戻り候処嘉六郎十六村出口迫追掛来り呼戻し候ニ付八之亟立戻り候処、嘉六郎申候ハ只今迫水除土手と申候得共堤方御役所へ訴上候ハバ重田畑と申立呉候様相頼候得共、八之丞より申聞候ハ一旦村々一同之席ニ而水除土手と申聞候儀を重田畑と申直し候儀ハ不承知ノ旨相答夫々引取右之始末柄直江村久三郎・室原村治左エ門両人儀ハ直ニ大垣表、支配御役所へ御届ニ罷出、其余ノもの共儀ハ右十六村東はづれまで罷帰候処新堤築掛居候場所へ何方のものに候哉追々人集り候様子見請候間、不取、支配役所へ御訴へ罷出候ものも有之又ハ臨村仕る者も御座候、然ル処今般御糺し奉請候テハ水下差障り村々之儀ニ付小前のもの右新堤掻散し二罷出候儀と奉存候得共誰参り候哉名前一向相辨へ不申段ハ奉恐入候此上、幾重にも御慈悲之程只管奉願上候

右ハ御尋付奉申上候通相違無御座候以上

戸田娶女正御預所

濃州不破郡　室原村

嘉永三戌年　　年寄　宗　六

五月

綾野村　庄屋　栄助
栗原村　庄屋　主助
同　九郎右エ門
同州多芸郡　直江村　庄屋　休三郎
柴田善之丞代官所　祖父江村　八木蔵代兼
大坪村庄屋　領平
飯積村　庄屋　茂兵衛
金屋村　百姓代　仲右エ門
野口村　組頭　嘉助

寺社

御奉行所様

〔史料二八〕　（金廿五両の借金願）

奉差上御請書事

当村儀、年々水損仕、必至極難付、低所分田普請仕度奉存候処、去酉年、寿明姫様御下向并十六村一件出府何用と其外諸入用多分相懸り、高持一同十方ニ暮罷在候得共、低所之分、田普請不仕、其儘差置候而ハ、追々川底高く相成、年々水腐相増ハ眼前ニ御座得共前顕申上候、直、高、入用相嵩右同普請金、手段無之候間、何卒、御上様之御慈悲を以金廿五両御拝借被成下置候様奉願上候処、格別之御慈悲を以右願之通御聞済被成下置、高持并小前一同難有仕合奉存候依之御請書奉差上候以上　不破郡室原村

嘉永三戌年二月　　庄屋　兵右衛門　印
大垣御預御役所　　同断　忠左エ門　印
右二月二日宗六罷出　年寄　宗　六　印

〔史料二九〕　（田植完了報告）

午恐書付を以御届奉申上候

一当村田方植付之儀当月朔日より植始め来廿日迄ニ一畝壱分も不残作付仕候依之午恐書付を以御届奉申候已上

不破郡室原村
弘化三年　　庄屋　兵右エ門
午閏五月　　年寄　治左エ門
御預御役所

〔史料二九の二〕　（水害の届）

午恐書付を以御届奉申上候

一此廿日より大雨ニ而段海川通八合目余出水仕猶又……以下略

〔史料三〇〕　（いもち送り願い）

午恐書付を以奉願上候

一当村田方立毛之儀、犬母血虫付ニ相成、日々相増候間相送り申度奉願上候、午併此節毎々雷雨ニ而内溜り深相成道筋通路も出来兼候場所も御座候得共天気都合ニ而一日も早行相送り申度奉致候間此段奉願上候右願之通御聞済ニ成下置候ハバ難有仕合奉存候已上

不破郡室原村

庄屋　兵右エ門
同断　忠左エ門

弘化三丙午年六月

大垣御預御役所　（廿九日届け）

〔史料三〇の二〕

尾州様御領十六村地内相川通ハ堤切当村御堤へ水一旦ニ押掛難所出来仕候得共囲防申候堤内田方之分凡八分通も水下ニ相成堤外畑方之分不残水下ニ相成申痛し程未ダ相知不申候得共此段乍恐書付を以御届奉申上候已上

弘化三年　不破郡室原村
午六月　庄屋　兵右エ門
年寄　治左エ門

大垣
御預御役所

〔史料三一〕　（雀おどし鉄炮借受証文）

奉差上一札之事

一、鉄炮貳挺　室原村
一、同　壱挺　七月廿日取入辰　荒川村
一、同　壱挺　七月廿日　桧　村
一、同　壱挺　七月廿日　久徳村
一、同　壱挺　七月廿日　綾戸村
一、同　壱挺　七月廿日　綾野村
一、同　壱挺　七月廿日　塩田村
〆　八挺

右ハ私共村々ノ儀去申巳来違作困窮ニ付、鳥類迚食物乏敷此節麦作出穂其外作物等喰荒し候ニ付威鉄炮拝借ノ儀奉願上候処御聞済被成下置御

貸渡シ被下置難有奉存候、然ル上ハ威之外此鉄炮を以諸殺生一切仕間敷候、依テ拝借証文差上申処仍テ如件

天保八丁酉年　　右村々

四月　　庄屋武八郎

同　為右衛門

同　仲右衛門

同　彖

同　小忠太

同　庄左衛門

同　次郎左エ門

大垣

御預御役所

〔史料参考〕　（南宮山流木の件）

相渡申金子之事

一、金　四両也

右ハ南宮山より仕出の流木七本之内此度貳本川出仕候ニ付書面之通御当村綾野村分共相渡申候以上

嘉永三年戌三月晦日　　勢州山田　天野治平　加藤長蔵

室原村　　御役人衆中

〔史料参考〕　（右領収書全文省略）

一、金四両也　の領収書

濃州不破郡室原村

天野治平殿　　庄屋　兵右衛門

第一〇節戸口と住民

徳川時代の住民生活

一、戸口　江戸時代の戸数や人口の史料が乏しく、これを系統的に説明することは困難であるが、史料十三の天保九年「村差出明細書上帳」によれば、家数は一七三戸、内訳は寺六軒、地主十一軒、百姓が一五五軒その他が一軒。人口は、六七三人内訳は僧九人、男三五五人、女三一二人となっている。住民は農業が主で、酒屋・油屋・大工・木挽・鍛治屋・山伏もなく医師昌貞一人あったのみ。

二、生活、農業が主で殆どが小作百姓であった。年貢は「表」のように過大で生活は苦しかった。史料十三天保九年の「村差出明細書上帳」によれば農業間稼の欄で「男は作専一に仕諸色売買不仕候。女ハ布木綿漸々着用程仕候」とありて、男は農業を専心とし女子は極めて質素な服装で生活していたことがよくわかる年貢が高く、おまけに水害が多く、その頃の農民は殆ど麦食であった。

表八 掟田畑名寄取調帳　弘化元年

区別	小字	畝歩	高	掟	1反換算	
					高	掟
上田	北井領	8	12斗	15斗4升	15斗	19斗2升
上田	〃	4.10	6斗5升	10斗5升	15斗	24斗
上畑	屋　敷	9.06	11斗	18斗9升	12斗	21斗
中畑	北　浦	3.	3斗	5斗3升	10斗	17斗
下田	藤之宮	55	5斗5升	9斗4升	11斗	18斗8升

稗・黍も栽培して食糧にしていたことがその後も続いていたことは、明治十四年の県への村報告書（史料三五）によってもよくわかる。又天保九年の村の書上帳によれば、稲の品種は八穂・弥六・近江子等であり、肥料は菜種粕・綿実粕・人糞等があげてある。病虫害防除については犬母血送り、虫送り等の迷信的行事を行っていたのみで何の予防策も持っていなかったようである。

史料三二の一・二は天保十五年（一八三二）に段海の藪に捨子があって、それを拾い育てた届けの書類であるが、これを見ても当時の農村社会の一断面を窺うことができる。又史料三三は享和二年（一八〇二）の質流しの証文である。田畑を借金のかたに取られる。地主は夫によって、だんだん土地がふえていく。史料三四は氏神祭礼の水害で延引願いであるが昔は堤防が貧弱で度々切れて水害をこうむった。そして、ついお祭も延引せねばならなかった。尚明治十四年の村の報告書によれば、荷車五輌、船三間に三尺のものが一〇艘とあるが当時の貧困さを示している。参考に文化三年に米一升三三文、大工日当一五〇文であったことも附記しておく。

〔史料三二の一〕　（捨て子の届）

乍恐書付を以御届奉申上候

一、当村御堤通り上段海、渡船場藪中ニ今日昼後、出生七・八日も相立候、男子壱人むつき包捨有之候ニ付、拾ひ揚げ水呑百姓長五郎女房乳御座候ニ付、右同人ニ預け養育為仕置候、依之乍恐書付を以御届奉申上候已上

天保拾五年辰七月廿六日

不破郡室原村

庄屋　兵右衛門

年寄　宗　六

大垣御預御役所

〔史料三二の二〕　（捨て子の始末）

乍恐書付を以奉願上候

先達御届ヶ奉申上候、当村御堤通り上段海、渡船場上藪中ニ捨有之候男子拾ひ揚げ、水呑百姓長五郎方ニ乳御座候ニ付、預ヶ置養育為仕置候処、今般村方水呑百姓茂七ト申者養子ニ貰ひ度段申出候付差出し申度候、此段乍恐書付を以奉願上候尤村方無御座候ニ付村役人一同連印之書付を以奉願上候右願上通り御聞済被成下候一同難有仕合候已上

庄屋　兵右エ門

天保十五年辰八月七日　年寄　宗　六

百姓代　昌　平

大垣

御預御役所

〔史料二三〕　（帳面の表紙）

「　享和二年

質流相渡田地証文之事

戌五月　」

松木
一下田　三畝拾七分　千七百七拾七　儀八

高四斗三合

同所
一下田　拾五分　千九百十壱

高五升五合

同所
一下田　壱畝五分　千七百八十　源蔵

高壱斗貳升八合

同所
一下田　三畝廿三歩　千七百八十壱

高四斗一升七合

同所
一下田　三畝拾五分　千七百六十

高三斗八升五合

右ハ八郎左衛門・官次・又左衛門御年貢、諸役ニ差詰り村方エ振而候地所内濱致し候上ハ村方惣立合を以此度入札以て落札ニ罷成、書面之金子たしかに受取り質流ニ相渡申候、右於田地他之講無之依之為後日村役人連印証文仍如件

享和二年　戌五月　兼帯庄屋　藤太夫

同　断　六之丞
同　断　忠次郎
庄　屋　治左衛門
年　寄　五兵衛
同　断　勇八
同　断　勘左衛門
同　断　平蔵
同　断　休兵衛
同　断　佐源太

兵右衛門殿

〔史料三四〕（熊野神社祭礼の届）

乍恐書付を以御願申上候

当村氏神熊野大権現祭礼之儀、例年通当月九日十日先達而御願奉申上置候処、御聞済被成下置難有奉存候然ル処、去ル六日より大雨降続大洪水ニ而差支候間、来ル十四日十五日迄延引仕度、此段乍恐書付を以奉願上候、右願を聞済被成下置候ハバ難有仕合奉存候以上

不破郡室原村

庄屋　兵右エ門

百姓代昌　平

嘉永三庚戌年

八　月

大垣

御預御役所

八月十一日兵衛門罷出候

〔史料〕米価表（一俵六〇kg単価）四八年（円銭に換算）

年号	年前	単価	元治	一一〇	〇円七七
天保一	一四四	円二九銭七	慶応一	一〇九	一、四二
〃五	一四〇	二〇、〇	〃三	一〇七	一、四五
〃一〇	一三五	三六、〇	明治一	一〇六	一、六九
弘化一	一三〇	三九、〇	〃五	一〇二	一、八〇
〃三	一二八	三四、七	〃一〇	九七	一、三七
嘉永一	一二六	三五、三	〃一五	九二	二、〇八
〃五	一二二	四六、二	〃三八	七九	二、九二
安政一	一二〇	三九、五	〃三〇	七七	五、七二
〃三	一一八	三二、〇	〃三八	六九	五、二八
〃五	一一六	五四、〇	大正一	六二	八、三二
万延一	一一四	七九、〇	〃八	五五	二〇、〇〇
文久二	一一二	五五、五	〃九	五四	一〇、〇〇

大垣市林松一氏調査

三、室原の返り討事件と石井兄弟復讐記（三〇〇年前の事件）

福源寺に石井三之丞の墓がある。これは三之丞の父正春を殺害して逃げ去った赤堀源五右エ門を復讐しようとして、逆に室原に於いて返り討ちにあった、その悲劇の主である。

この事件は、石井兄弟復讐記として小説に書かれ劇に仕組まれ、世に宣伝されているが、その間に話が色々と変っているので、最も信頼できる石井友時自記の石井兄弟復讐記をもとにして、この事件の様子をわかりやすくした。幸い「亀山地方郷土史」の石井兄弟の仇討の記事と事実が一致しているので、自信をもって記すことができた。

一、殺害された石井三之丞の父政春はもと大垣藩士であった。

石井宇右エ門政春（初め宗勝）と云う者あり。政春は広島の浅野幸長に千石で仕える石井正友の三男に生れた。初めは松江の京極高次に仕え、その後大垣城主戸田左門に二五〇石で召抱えられたがその後、辞して浪人となり、又寛文二年（一六六二）八月十六日、浜松の青山因幡守宗俊に先知二百五十石で抱えらる。

政春は、大垣時代に、戸田左門殿士島木如犬の四女をめとる。そして其の妹が室原の浪人犬飼瀬兵衛の妻になっている。

大垣在中に男子二人を産む、長男を三之丞・次男を彦七と云う。大阪で三男を生み、寛文九年十二月八日に妻病死する。

二、石井政春は大阪へ移る、事件はここで起る。

主の青山因幡守宗俊は大阪城代を命ぜられた。それは寛文二年で石井政春が仕えた年であったが、政春も大阪へお伴し仕えることになった。

大阪で男子二人産れる。三男を十三郎と云い亀山仇討ちの時は源蔵吉時と改めた。母は寛文九年二才の時死す。四男亀之助は仇討ちの時は半蔵吉政と呼び寛文十二年に生れ母は大阪の女である。

三、仇の赤堀源五右エ門は石井政春の甥である。

大垣藩士時代の政春の同僚である青木六左ェ門（百五十石取）は暇を取り赤堀遊閑と改名し大津で針医を業とする。遊閑は大垣藩士島木三郎ェ門家（政春の妻の兄）から娘の養子に迎え赤堀源五右ェ門と称した。源五右ェ門は政春の甥に当る。

石井復讐記は次の四つの事件からなる。

㈠大阪で叔父殺害事件、延宝元年十月十八日

赤堀源五右ェ門は、大阪で世話になっていた叔父石井政春から槍術指南の未熟さを注意されて立腹のあまり、これを闇討ちして逃げ去った。

㈡大津で仇の父遊閑殺害事件、天和元年十二月六日

石井政春の長男三之丞、次男彦七は仇討ちのため旅立ち処々を探したが、赤堀源右ェ門が見当らず、遂に源五右ェ門の養父赤堀遊閑（針医）も同腹なりと考え、これを大津で討った。

㈢室原での返り討ち事件、天和元年一月二十八日

石井兄弟の三之丞・彦七及僕の孫助等は、室原の叔父の犬飼瀬兵衛家を宿として、引続き仇の源五右ェ門を探すが、逆にそのすきをねらわれて、兄の三之丞は返り討ちにあう。石井三之丞は、室原の福源寺に葬る。この霊の供養は、現在も室原の犬飼家によってなされている。

㈣亀山での仇討事件、元禄十四年五月九日

三男石井源蔵吉時、四男半蔵吉政が長年機会をうかがって、遂に亀山で赤堀源五右ェ門を討ち取る。

石井兄弟復讐記の詳細について

一、大阪での叔父殺害事件　延宝元年十月十八日

①大阪で石井政春は甥の赤堀源五右ェ門の面倒をみていた。政春の主の青山因幡守宗勝が大阪城代となられてから、政春も大阪へ来て勤めていたが、大垣時代の知友であった赤堀遊閑の頼みにより、浪人の身であり又、甥にも当る赤堀源五右ェ門の面倒をみることになった。特に政春は浪人をした苦労人であり又、姻戚関係にもあるので格別に好意的であった。ところが、主が城代中は、家来共は、浪人を抱えることを許されない。したがって、政春も止むなく、源五右ェ門を天満辺に寺奉公させた。本人は合力もして二・三年過したが、源五右ェ門はそれに満足せず、槍の指南も致すようにもなった。

②政春は源五右ェ門に対して槍術指南の未熟であることを注意したのが仇。政春は槍術の名人であった。或る日源五右ェ門に対して「お前は槍術が未熟でおぼつかない、今少し練習してから指南せよ」と意見した。源五右ェ門は高慢な性格で自分の武芸を自慢し相変らず指南する。政春は重ねて注意したので源五右ェ門は立腹し、私の槍に非を入れたと顔色をかえて腹立ちの余り、政春に対して「では一度小子と仕合いをして腕を見られては」と申入れた。政春「たつての望みならば止むを得ない、仕合いをしよう」と受けた。政春は木刀を持ち突けという。源五右ェ門、素槍で突込むと政春これを軽く押さえる。こゝで政春は真実を語り聞かせる。そしてこの仕合いのこと二人だけの秘密にしておこうと約束をした。ところが、このことがもれ弟子の間に広がった。そして、それが源五右ェ門の耳に入り、甚しく立腹し無念に思う。

③源五右ェ門は政春を殺害し無念を晴そうとした。源五右ェ門は叔父の政春を討うとすきをうかがっていた。たまたま、延宝元年十月十八日政春が、友人へ話しに行った。その時はからずも源五右ェ門も政春家へ遊びに来て五ッ時まで下女と雑談していた。折しも三之丞は城詰め、次男彦七は病で長屋に寝る。三男十三郎（五才）は乳母のふところで眠っていた。四男の亀之助（二才）は母と町へ、若党二人の内、小倉伝兵衛は長屋、佐々ェ門は町へ使い、下人は三人の内、仁左ェ門は政春の供、もう一人は飛脚、仙助は小僕で下女の間で寝ていた。源五右ェ門はよき機会と思い政春を討つ用意をした。源五右ェ門は五ッ過ぎて帰るから硯かせと、片脇で何やら書いて、もう暇申さんと

台所を出る。下女たちは、帰ったと思っていたが、源五右ェ門はひそかに玄関へ忍び入り槍の十文字を取り、台所へ身をひそめ、政春の外出帰りを待った。

④政春は赤堀源右ェ門の闇討にあった。(六一才) 政春は帰宅し何げなしに台所へ入ると、声もかけずに槍にて、ふいに突く。政春は何者ぞと刀を抜いたが、槍の十文字で近寄れず、そのまゝ倒れた。源五右ェ門は刀を抜きて更に一刀を加えて、外へ駈け出ようとする、おともをしていた仁左ェ門も何者ぞと出たところ、これも拂い切って門外へ逃げる。仁左ェ門の声に彦七も駈付けたが門外から鍵をかけて出られず、小倉伝兵衛も外に出ようとしたが戸があかず、彦七は遂に戸を破って出た。仁左ェ門に様子を聞いて追いかけたが姿は見えなかった。三之丞は城へ使いが来て、直ちに帰ったが、逃げた後であった、これによって、政春は即死、仁左ェ門もしばらくして死す。赤堀は姿をくらましたが、農人橋筋へ落文をしていった。その内容は、政春に後妻の世話をしたが、話がきまってから理由もなくことわられて、仲人として、先方へ辯明ができない苦境におち入ったから殺したと。政春闇殺の動機は槍術の未熟さに対する注意やら、後妻の世話のことやら色々と複雑なものがあったのではないか。何れにしても、源五右ェ門の政春闇殺と言う仕業は許しがたい罪悪である。

二、大津で仇の父赤堀遊閑を殺害する延宝元年十二月六日

①三之丞は翌十九日、永暇を賜り赤堀源五右ェ門の仇討ちに出発する。年十八才なり。屋敷は同輩に頼み、役人に渡す。内証事は政春の甥丹羽孫之進にたのむ。又、三之丞は、市瀬伊左ェ門の娘と

結納済であったが、これをことわり、三男十三郎（五才）は芸州へ、四男の亀之助（二才）は母と共に大阪の縁者へ預け、家来は暇を出し、三之丞は弟彦七と僕の孫助をつれて伏見方面へ仇探しに旅立った。一方赤堀は政春殺害後、農人橋方面より何処へ逃げたともわからないが、三之丞等は京都・大津・近江・坂本・美濃を探したが敵はいっこうに姿を現わさない。

②大義をたてて仇の養父赤堀遊閑を討つ。

仇が若し遠方へ逃げていれば、いくら探しても見当るものではない。遊閑は養子の源五ェ門が叔父の政春を殺しても、大垣の叔父や従兄弟方へ一通の書面も出しておらぬ故、今度の事件は父子同腹の暗殺であるにちがいない。養父の遊閑を討つことも止む得ないと道理をたてて、年の瀬も迫る延宝元年十二月六日に三之丞等は大津に至り、僕の孫助を腹痛といつわり宿へ針医の赤堀遊閑を往診に呼び出し闇討ちにした。

③三之丞は遊閑を討った理由の立札を立て源五右ェ門の出るのを待った。

遊閑を討って、本望を遂げたと大義をたてた立札を伏見・京都・大津に立て、又死骸の上にも同様のことを書き置きして仇の出るのを待った。しかし源五右エ門は姿を現わさなかった。

④仇の赤堀源五右ェ門も立札で逆襲してきた。

翌二月になって、赤堀は大垣の町・垂井宿・大津八町に立札をたてた。その文は、勘忍できないことがあって、彦七と話合っている処、政春が帰るのを待って討った。又父遊閑もだまして殺したと、

石井三之丞の悪を責めた立札であった。これによって赤堀が近くにいることがわかって、極力この近辺を探し赤坂の安楽寺の住職も叔父に当るので、これにも協力を頼んだが、遂に見当らなかった。

三、三之丞は悲運にも室原で返討ちに合う、天和元年一月二十八日

①室原の犬飼瀬兵衛は、三之丞の叔父にて頼母しく、自分の子供にも探させたが、中々見当らない。瀬兵衛はここをしばらく宿として探すがよいと石井兄弟をはげました。三之丞は一旦広島（石井本家あり）へ下り翌二月再び大阪までもどり探し、三月に再び室原へ来る。瀬兵衛は長屋を建て、こゝに石井兄弟を住まわせて、仇敵捜査に協力した。

②源五右エ門も父遊閑が殺されてからは石井兄弟の逆襲を考えた。赤堀は瀬兵衛宛の立札を大垣の町口に立てる。文面は「獣を待つような処へは行けない、石井兄弟を出せ」と長々と書いてあった。又、赤堀は一両年過ぎて、石井兄弟を討つべく口上書を室原支配の代官野田三郎左ェ門殿へ差出す。手代頭の秋山武左ェ門は、様子を承ると言い長く待たせ、その間にこっそり室原（四里）へ飛脚を出し瀬兵衛に知らせた。これは代官と犬飼とは懇意の間柄であるから秋山が配意した。秋山は赤堀より色々と聞いた後で「今、室原村支配は岡田五左ェ門代官所で役所は江州手原村にあるので、口上書はそちらへ提出されよ」と、一方瀬兵衛は飛脚が来ると直ちに先人を出して、つけたが何方へ立隠れたのか見えずその後源五右エ門は長松の者を使いとして、一通は瀬兵衛宛一通は石井兄弟宛の手紙を出して石井兄弟を逆襲する機をうかがっていた。

③石井三之丞は風呂から出たところ突然赤堀に討たれる。天和元年正月二十八日、瀬兵衛は老後の名を清雲と改める。清雲の妻は、延宝八年十二月五日病死し皆は憂いに沈んでいた正月二十八日、子供は他村へ用事、弟彦七は不和となり立退いていた。僕の孫助は芸州へ行き、手薄な時であった。三之丞が風呂から出て戸口を出ようとした時、すばやく源五右ェ門は首を切りつけ、さらに二の太刀で右手を切った。その時三之丞が左手で脇差を抜き、切りつけて来たがなぎ倒して死亡させ、更に犬飼茂七(清雲の甥)が書状を書いている室へ飛込み右手を切る。茂七は生気を失った。清雲はこれを知って、十文字の槍(大阪で赤堀が宇右ェ門を突いた槍)で突くが源五右ェ門は刀であしらう、茂七は生気づいて清雲と協同で討とうとしたが、逆に清雲は眉間を切られた。源五右ェ門は逃げたが、その時二尺五寸の刀を落していった。清雲の嫡子新五右ェ門等は、月明りで山手を探したが見あたらなかった。夜が明けて見れば、宵より藪にかくれていた跡があり、又小川づたいに下の方へ逃げた様子がわかった。

清雲は剛なる男で七十三才であった、傷は手当よく治る。三之丞は福源寺に葬むられ法名「梅屋道芳信士」とおくられた。弟彦七は不明であったが、これを知って帰り一人でも討つと、用金を伊予の一類に頼る途中船旅で難破して死ぬ。僕の孫助は事件の翌日広島から帰って、いかにも残念に思い、一人でも仇を討つと決心した。

四、二十八年目亀山で仇討ちに成功　元禄十四年五月九日

①赤堀源五右ェ門は石井三之丞を討って、その後逃げて亀山の叔父を頼よる。

源五右エ門はその夜、川づたいに鳥江に行って、船で亀山に行き、板倉隠岐守内の青山安右ェ門（叔父二百石取）にこの事を話すと、よろこんで、かくまってくれた。そしてこの話を聞いた板倉氏は勇ましく思い、百五十石で召抱えて、無役で城内の安全な屋敷を与え、城外へは出ないことにした。後になって馬廻り役で二の丸に勤めるが、妻は浪人中、安右ェ門方へ預けおいたので幸いこゝで巡り会う、又赤堀は復讐を恐れて、しばしば改名して、初めは赤堀与助—源助—水之助と呼んだ。

石井三之丞の墓
（室原で返り討ちにあった）福源寺裏有

②石井政春の三男の十三郎・四男の亀之助の養育とその成長。三男の十三郎は政春が討たれてからは、丹羽孫之進へ引取られていたが、その翌年（延宝三年）芸州一家の甥田中左近右ェ門石井左太夫が引取り六才にて広島へ来り広島の政春の妹婿丹羽三太夫方で養育する。三太夫の妻は十三郎の伯母で、十三才まで養育するが伯母は、かいがいしい性質で、

十三郎に赤堀を討つべしとねんごろに諭し、今から武芸を習い討つことを片時も忘れてならぬと涙ながらに教え、十二才より達人川瀬加左工門に武芸を習わした。亀之助は、母と共に大阪の縁者に預けられていたが、その後九才の時、広島の田中左近エ門が迎えて養育する。左近エ門死後十才の時に石井弥兵衛方へ引取り、武芸を習わせ仇を討つことを言い聞かせ、一族は兄弟を激励し大切に育てた。

僕の孫助は三之丞が返り討ちにあった後、直ちに広島に帰り報告したが、孫助もともと三之丞に助けられたことがあって恩を感じていたので、三之丞の仇討ちに九年間もお伴をした。結果は遂いに主が返り討ちにあうというきめをみた。孫助の無念はやるせなく、仇の源五右エ門を一人でも討つと石井・丹羽両家に志を告げ、大阪方面へ探しに出た。その後源五右エ門が亀山に居るとわかり、鏡磨き、小間物売り、塩肴売り等に身をやつし様子を探ぐったが、何れも警戒きびしく、なかなか近かよれなかった。

③源蔵（十三郎改名）天和二年九月六日十五才の時仇討ちに出発。〃源蔵は仇が亀山にいることを聞き「我既に年十五才とならん、亀山に行きて父の仇を報ずべし」と忍びても安芸を出で立たんと決心せり。さて思うに亀山にもいか程かの侍ありて、殿の仰せにより源五右エ門に合すべければ幸にして天運強く父の仇は討ち果すものと、幼少より育くまれし厚恩の叔母といかでか、このまゝにして別れんと叔母より盃賜り、落す涙を祝にかくし、遺書を叔母に託し、半蔵を残して唯一人安芸

を出で仇討ちの途につけり。〃と、原文に記してある。

④源蔵は亀山へ入込み僕の孫助と連絡をとる。

源蔵は海上四日で岡山の田上何某へ尋ねつく、田上氏は極めて協力的でゆるゆる逗留されよと、源蔵暫くこゝに逗留し翌三年大阪に至り、更に進み、伏見の野田四郎左エ門方へ寄る。こゝで勢州山田へ手紙をもって使いに行くことになった。好機とばかりに途中関の旅宿より亀山の様子を探ぐるが警戒きびしく中々近寄れない。その後又、亀山に至り僕の孫助に会って連絡し様子を探ぐった。孫助は様々に身をやつし城内に入ろうとしたが、城では源五右エ門を付け狙う者があろうと、他国者は一夜たりとも宿を禁じ、見知らぬ者は一切城内に入らせずと用心甚だ堅固である。孫助の城内へ入ることは絶望的であった。

⑤足立忠助は源蔵等にとって従兄弟であるが薄情であった。このような時に足立忠助と言う者板倉の家士で二百石取り、郡代奉行の要職にあるが、この人は石井宇右エ門政春の妹聟、足立小左エ門の子である。だから源蔵にとっては従兄弟に当るのであり又仇の源五右エ門は伯父の仇になる。この関係を知っている孫助は、忠助を訪づれて、便宜を頼んだ、ところが、忠助日く、「そなたの志尤も至極の事、気の毒なことと言い乍ら然れども主人の大事に御囲いある赤堀を狙う手引きはできぬ」と断わられたので、孫助返す言葉もなくその後は二度と足を運ぶことはなかったと言う。仇の赤堀は亀山藩士である叔父青木安右エ門にかくまわれ推挙され板倉殿の家臣となり一五〇石賜るに較べ

て石井兄弟に対する足立忠助の人情のうすさを、しみじみと感ぜずにはいられなかったことだろう。

⑥源蔵は困苦欠乏におちいる。このような次第で復讐の目途もつかないまゝ、徒らに七年の歳月も過ぎ、健康にもすぐれず、旅の疲れに足も痛み、苦労も重り甚だ痛ましい状態である。半蔵も漸く成長し、敵を狙いたく相談したが、今の処とてもむづかしいので一族の者に暫く待てと差止められる。

⑦元禄元年に一族の者が集り漸く復讐計画をたつ。その案は弟半蔵（亀之助改名）は江戸に行き日庸になっても、敵の主の板倉に入り込む。兄は亀山で手をかえて取り入り近寄り様子を探る。

⑧半蔵幸運に巡り合う。半蔵江戸へ出て機会をうかがっていたが、元禄九年初めて、板倉周防守の家来平井才右エ門家へ不思議にも手伝奉公をすることになった。才右エ門は赤堀源五右エ門の叔父の青木安江門の甥で、赤堀とは従兄弟に当る。赤堀は安江門の世話になっている為、才右エ門には極めて親切である。好機が来た。平井才右エ門は主人の供をして亀山へ来ることになった。才右エ門は亀山への道中、痢病にかゝり半蔵は看病しつゝ来た。これを聞き赤堀も看病に来る。はからずも本望を遂げる好機は次第と近寄ってくる。或る時は半蔵腹痛をおこし、赤堀は針医だったので診療もたのんだ。この時などは簡単に討ち取ることが出来たが、兄が居合せず涙を呑んで思い止まった。平井は終いに病死する。忌中には赤堀も度々来るので機会はいくらもあるが兄弟揃わず苦しむこと度々で残念至極であった。これは兄弟揃って見事な復讐をしようと約束をしていたからである。

⑨半蔵と兄の源蔵は苦難に陥いる。

翌春平井家は半蔵の暇を出し、同藩の辻四郎兵衛（百石取り南野村に屋敷）に奉公された。そして、しばらくすると辻は江戸詰めとなって、半蔵も江戸へお伴することになった。源蔵も一人で勢州に居ることは無益と考え、ひそかに江戸へ下った。そして、その後は大阪へも行き来して旅にも疲れ、眼病もわずらい、又旅の途中落馬もして難儀を重ねた。遂に路銀も欠乏して言語につくせぬ苦難に陥いった。その中に年も経て、広島の一族も死んだり隠居したりして世はうつり変る。おうかたの人は、仇のことも復讐のことも忘れてしまったようだ。なんとなく前途は暗かった。

半蔵は江戸から帰り、亀山にて仇を窮っていたが機を得ず、その中に又、江戸へ出向くことになり中々思うようにならない。源蔵も離れていては、連絡もとれないので又、江戸へ行くと言うわけで、仇を討つ機会は、中々得られないまゝ年月は過ぎる。

⑩公儀へ口上書を差出し記帳してもらう。仇討ちをするには、公儀へ届けておかねばならぬ、源蔵は江戸奉行川口摂津守の役宅へ次の仇討願書を差出す。

乍恐口上書

私儀石井源蔵ト申者ニ而御座候。私、親石井宇右エ門ト申者、青山因幡守殿ニ知行二百五十石被下奉公相勤罷在候処ニ二十五年次前摂津大坂ニ而赤堀源五右エ門ト申牢人私父宇右エ門ヲ暗討ニ致シ

立退申候、其ノ時分私五才、一人弟二才ニ而御座候故延々ニ罷成候夫ヨリ以来心掛ケ罷在候得共彼赤堀源五右エ門有リ所知不申候、此頃御当地ニモ住来仕候由承候ニ付今明年ノ内ニ尋出シ遂本意度奉存候、乍恐御帳面ニ被為留置被下候ハバ難有可奉存候　以上

元禄十一寅年十一月十六日　　石井半蔵
　　石井源蔵

御奉行様

摂津守願書ヲ見テ「仇討ヲ志シテカラ年久クナレリ、ドウシテ今迄ニ申シ出デザリシカ」又、「ナゼ二人デコナカッタカ」、右ノ御下問があったが、御願いの趣、心よく聞き下され、役人達は吉報を待つと挨拶された。源蔵は奉行所へ届け終って、弟に知らせるため早速、亀山へ来た。

⑪その後も中々敵に近寄れない。源蔵又江戸へ出て、今度は幸い半蔵の世話で遂に元禄十三年三月、周防守の鼓打ち夏目八兵衛の僕として仕えることができた。給金はいらない。伊勢参宮がしたいとの願いがあると申し上げたので、早速その年の七月下旬勢州に行けるようになった。

⑫幸運に恵ぐまれる。源蔵、半蔵揃って亀山で板倉の家臣の僕となる。この頃半蔵は辻家を出て亀山で板倉の家士である下村一角（源左エ門一五〇石南野村に屋敷あり）の僕となりその後、取り立てられ若黨として仕える。源蔵は夏目家より体裁よく暇を取り、鈴木志右エ門にやっと仕えることができた。そこには屋敷の内に仁木圧蔵と云う物頭役がいて、赤堀が碁の会へ度々来る。これは願ってもない好機である。兄

弟はひそかに、これをねらって、或る時は待ち伏せたがその時は、都合悪くこなかったり又大勢の友人が居て、中々機会に恵ぐまれず、気はあせるばかりであった。

⑬愈々長年の無念を晴らす時がきた。

いつでも兄弟揃って仇に向うことは、余程の事前連絡がなくてはならぬ。ましてや、二人共奉公人の身で、この大事をなすには一方ならぬことであった。

こんどは、城当番の日をねらうことにした。年は既に元禄十四年五月となった。八日は赤堀が当番と云うことがわかった。ところが当日は赤堀が早退したので志を遂げることは出来なかった。止むなく翌朝の帰路を狙うことにした。源蔵は宵のうちに少し暇をもらい、八幡様に着込みを着て、神前に父の仇を討たせ給えと祈り、夜明方二の丸の腰掛石に至り半蔵を待った。半蔵は、約束の明け六つの太鼓がなるのにおくれまいと家を出ようとすると、主人の用事ができ遅れ、その上友人が来て、さらに遅れ着込を着る間もなく隠しておいた太刀を取り出して馳せ参じ二人は漸く一緒になり、仇敵赤堀の下城を待った。源五右エ門この日は唯一人草履取りのみ召連れて退下し二の丸石坂門にさしかゝった。兄弟はこれを見て、二十間程門を下がったところで、源蔵は駈けて、赤堀の前に出て半蔵は後より敵を挾んで立ち名乗りかけ、半蔵まず後より切りつける。源蔵この太刀と挾みたてゝ切ったので、流石の源五右エ門も七ヶ所の傷で遂に倒れた。源蔵はす早く体に乗りかかり止めを刺した。赤堀に連れられた草履取りは刀の光に驚いて逃げ、後から来た若党も兄弟が其の方の

主人は我等の親の仇敵であるから仇を取るのだ、その方も腕立てば討ち取ると申せば、うろたえて、陰にかくれ妨げる者なし、兄弟は鞘に刀を収め、そして、これまで帯に挟んでいた仇討書を源五右エ門の袴の紐に結びつけた。時は辰の刻（午前八時）過であった。兄弟は、「今に追手来たらん、年頃思い暮せし仇を討ちとめたれば思い残すことなし、刀の目釘の続かん限り切り合って屍の山を築き年久しく赤堀を疵護せられし恨にも報いん」としばし待ったが追手はなし、黒門を通り京口を出て野尻村の、のんこ茶屋まで駈けたが追う者なく、関川を渡って、山より見渡すも追い駈る人もない。更に道を違えて北野に掛り食事して、伊賀上野に来て、山城の笠置に出る道を聞き、伏見を経て京に至り、一族の者へ仇討成功の手紙を送り江戸へ出発した。

江戸ではまず第一に保田越前守奉行に報告すると、殿自ら出で聞かれ兄弟を賞せられ、膳を賜わった。更に青山安芸守の屋敷に至り石井清太夫の許でしばらく滞留することになった。

⑭源蔵・半蔵兄弟の帰参

江戸逗留の間に青山家より五月二十九日、木綿蒲団、小蚊帳、小袖　晦日に髪道具、剃刀箱、砥石その他を戴く。

青山下野守嫡子筑後守は、これを聞き兄弟を召された。源蔵は三十四才・半蔵は三十一才であった。下野守は浜松で兄弟の節義を賞して、源蔵に二百五十石・半蔵に百五十石を賜り屋敷その他を給せらる

両人とも改名、源蔵は熊之丞・半蔵は左中と呼ぶ

⑮仇討現場の後始末

赤堀が討たれ石井兄弟は遠く遁げた頃、従者共赤堀の家に逃げ帰り報告すると家人達大いに驚き掛けつけて、袴の紐に結びつけられた書付を見ると、

一、此赤堀水之助儀、我々之父並兄之重敵タルニ依テ討チ捨遂本望候也。則於江戸表御公儀様エ奉訴何方ニ而モ遂本望候様ニト蒙御免如斯御座候。

一、右之望御座候故当分主人へ深々包、数年渡り並ノ賤敷奉公人ニ身ヲヤツシ今日ノ奉公大切ニ相勤候故歟念頃ニ召仕被申候段添次第ニ存候。毛頭主人方ニ被存知候御儀ニ無之候間後日ニ主人越度ニ思召候事モ蒙御免度奉存候事。

一、我々父石井宇右エ門ト申者ハ青山因幡守方ニ知行二百五十石給罷在候テ因幡守大坂城代相勤被申候時分私ノ親モ大坂ニ相詰居申候処ニ、此水之助儀其頃ハ赤堀源五右エ門ト申浪人ニテ罷在候。源五右エ門親ヲ赤堀遊閑ト申江州大津ニテ浪人居申候、此遊閑ト私共親宇右エ門ト由緒有之故源五右エ門コトヲ頼越候ニ付、則カクマイ置、色々便ヲ加ヘ武芸等励マセ此者ノ身上ノ事ヲ致苦労居申候処ニ其時分ニ源五右エ門儀、方々ニテ槍ノ師ヲ致廻リ候ニ付宇右エ門申ハ其方槍ニテ師ヲ致候事無心元今少被致稽古其上ニテ指南尤候由申聞ケ候ヘバ源五右エ門却テ、致立腹左程無心元思ハレ候ハバ、先仕合見申度由達テ望申ニ付無是非仕合致シ候。源五右エ門ハ直槍ノ竹刀、宇右エ門ハ木刀

ニテ仕相何ノ手モナク源五右エ門槍ヘ入付テ少モ働き不申仕負セ又異見ヲ申、其分ニテ事過ギ候、其後源五右エ門弟子共、一両人承之無面目存候故歟深ク宇右エ門ヲ恨ミ夜中ニ他処ヨリ罷帰候処ヲ闇キ処ヨリ詞モカケズ槍ニテ突申候。宇右工門槍ヲタクリ候ヘバ日頃ノ様子ニオクレ候ヤ突捨立退申候。其時分私共兄兵左エ門因幡守近習相勤メ罷在、泊番ニテ居合不申尤我々五才二才ノ時ニテ源五右エ門落延申候其節、源五右エ門書置候バ宇右エ門妻致病死無之ニ付縁辺ノ取組仕京ヨリ呼寄申筈ニ申立致候処ニ宇右エ門分別替変替仕候ニ付先様ヘ申分無之故如此杯書置申候。定メテ御家ニテモ左様ニ申成候ニテ可有之候夫ヨリ兄暇ヲ取リネライ廻り候ヘドモ深ク隠シ行方不知ニ付右ノ遊閑ヲ討候バ無是非行逢可申ト存、兄大津ニテ遊閑ヲ討取申候夫ヨリ相ネライニ成テ八ケ年間過於美濃兄由緒ノ者方ニ暫ク逼留仕候事ヲ源五右エ門承之彼宅ヘ忍入後ヨリダマシ切ニ仕候、兄モ漸ク源五右エ門が股ヲ突候ヘドモ深手負終ニ討レ申候夫ヨリ此様ヲ以テ御家ヘ被召抱御城内ヘ被差置町々御領分ノ在方迠彼者方人仕候様被仰付候事千万無是非義ニ御座候。其後我我兄弟年立仕寄ネライ廻リ候ヘ共堅密ノ御囲厳敷或商人・非人体ニモ身ヲヤツシ爰カシコ俳廻仕候ヘドモ終ニ不得折甲斐ナクシテ漸ク四・五年以前一人ハ御家中ヘ草履取奉公人トナリ深ク包心掛候ヘ共今一人兄源蔵一所ニ難成漸只今迠相待一所ニ罷成兄弟共只今年来ノ本望ヲ遂、雪会稽恥者也。悪筆故アラマシ如斯御座候以上。

月　日　　石井半蔵　吉政　判

石井源蔵　吉時　判

板倉周防守殿
御家中御披見可被下候

水之助（源五右エ門）、の死骸は野村の照光寺に葬った。法名「心性院道源日母」同寺に碑石あり。

⑯江戸着後廿七日早朝御奉行御用番保田越前守殿へ兄弟揃って口上書を持参す。

乍恐口上書　亡父石井宇右エ門伜　石井源蔵・半蔵

一、私共親兄之敵討申度候ニ付、元禄十一寅年十一月十七日ニ奉願御帳ニ被為記被下候両人ノ者共達本望候ニ付奉存候

一、右敵赤堀源五右エ門儀赤堀水之助ト名ヲ改メ板倉周防守様ニ年来被召抱置勢州亀山ニ罷在候由承候ニ付彼家中へ賤敷奉公人罷出当月九日、三ノ郭石坂門之下ニテ辰ノ刻彼者番帰ヲ待請、私共兄弟ニテ討取申候。

御公儀様蒙　御威光多年冠懐ヲ解散仕難有奉存候、因茲乍恐為御礼罷出候　以上、

石井半蔵
石井源蔵

元禄十四巳年五月廿七日

御奉行所様

⑰この仇討は、父が殺されてから二十九年目、兄三之丞が返り討ちにあってから十九年目、よくもこの長年月を費して初志をつらぬいたものだ。時あたかも元禄十四年、忠臣蔵討入りの半年前、四十七士はこの快擧を聞いて勇気百倍したという。

⑱帰参後の兄弟の生活

青山下野守は丹羽の亀山（亀岡）へ国替えとなる。元禄十六年九月五日下命、二月十三日亀山受取り。両人は同十七年正月亀山入り勤務する（同年三月十三日宝永と改まる）宝永五年四月、熊野丞は、取次役長柄奉行、組四十人支配、左仲は物頭となる。以後重役

熊之丞の結婚、正徳四年二月、前に三之丞が仇討ちのため破約した市之瀬家より縁組む、弟（半蔵吉政）左仲は病身にて永暇を賜り大阪へ転住す。熊之丞（兄源蔵吉時、又友時とも言う）享保六年七月二十五日、五十四才で病死す。亀山、古世町、宗堅寺に葬る。同年十二月、一子源太（四才）二十五人扶持を賜わる。

参考史料

●「石井兄弟復讐記」石井友時（吉時）自記（三万二千字）の写（明治十四年安福慶作が亀山に至り筆写せり）

●「常山紀談」岡山藩士湯山常山著（宝永五年頃）県立図書館に有り、復讐記と内容同じ、

●福源寺の過去帳と位牌・墓

梅屋道芳信士　天和元年辛酉正月二十八日

石井三之丞事　丹羽上林　施主石井半蔵

鉄叟清心居士　天和四年甲子正月十六日

犬飼瀬兵衛事　施主　石井半蔵

●著書　一、亀山地方郷土史第二巻に十七頁に渡って詳記、石井友時自記の復讐記と内容同じ

二、二十九年目の仇討、大佛次郎　二冊

その他十九種の著書あり。（亀山郷土史に目録あり）

遺　跡

一、室原、福源寺に石井三之丞の墓、位牌がある

二、石井源蔵の墓、京都府亀岡市西堅町宗堅寺

三、石井半蔵の墓　京都府何鹿郡中上林
四、父の宇右エ門の墓、大阪谷町大仙寺の墓地
五、赤堀水之助の墓、亀山市野村照光寺
六、仇討現場、亀山西之丸石坂に仇討の遺跡碑あり（昭和七年建立）
遺族　京都府綾部市八津合町石井邦夫（昭和二十一年死亡）妻松枝生存

亀山探訪記

福源寺石井三之丞の墓に因んで

安福彦七

私は最近、この石井兄弟の復讐記を調べていて、石井兄弟は父が殺害されてから二十九年目、この長い年月を経て遂に父と兄の仇を討った。大方の人は、このように長い年月を経ると、たいてい初心がくじけてしまうのに、よくもこの困難事をなし遂げたものだ。私はこの執念に強く打たれ、そして一度は亀山の地を訪れ、復讐の跡を探訪したいと思っていた。

今度、漸くその機会を得た。七月十九日やっと、つゆも明けて、まことに気持ちのよい日であった。十時十分亀山駅に着いた。駅から亀山城址まで西へ真直にのぼり坂を歩いて七・八分、城近くなると急な坂になった。昔の城内への道らしく、右手は深い濠である。そこに大きな自然石の碑が

立っている。それは復讐記の碑である。文字に見入った。そしてそのあたりの風景もおもむろに眺めながら、坂を登り詰めた。城址は左手が小学校、右手が市役所と鉄筋の建物が並んでいる。それを通り抜けて、町筋となった。こゝに文化財の委員長加藤文郎氏の宅があって訪問をした。午前中ぽつりぽつりと、石井兄弟の復讐の苦心談や、亀山騒動、或は元岐阜県知事の小崎利準のお話を聞いた。又亀山地方郷土史の二巻を拝見し、二十頁に渡って石井兄弟復讐記が掲げてあったが、とてもよく調べてあって、小生所有の史料の友時自記と全く同じで自信を深めることができた。

午后は現地案内をしていたゞき、復讐の地の石坂門とその坂道を下り、赤堀源五右エ門の屋敷跡や又その屋敷の動静を時々うかがった僕の孫助がかくれ見した位置、それに復讐の時半蔵がかくれていた深い溝（谷）の石垣等を実際に見学させていたゞいて、彼等兄弟の復讐の苦心を偲び感極まるものがあった。又最後に武家屋敷の廻った道を通り抜けて、照光寺（日蓮宗）の墓地についた。東北隅に仇敵水之助（赤堀源五右エ門が改名）の墓が淋しく立っていたのも人の運命のあわれさを感ぜずにはいられなかった。城主はもと六万石の大名であった。深い壕に巡ぐらされた高台に亀山城の多門が残り三百七十年の歴史を物語っていて、石井兄弟復讐の苦心を偲ぶに充分であった。

昭和四七・七・二〇　記

第一一節　室原の交通

一、多良街道　養老町の北端である室原地区の中央を東西に貫ぬいて、東は綾野村より大垣へ、西方は橋爪の北端に至り、そこから岡山（象鼻山）麓添いに西へ曲って乙坂・一之瀬・多良に通ずる狭い曲りくねった道を昔は多良街道（山家街道ともいい、道巾二・五米、町内分約五粁（略図参照）といった。この道は、多良方面の人が大垣へ出る重要な道路であった。しかし、室原地内は大正三年の耕地整理によって一直線の農道にかわった。今回また日吉地区の耕地整理で新宮・橋爪分が消えようとしていることは名残りおしいことである。

今、昔の多良街道を思い浮べると、町内の東端は大垣市との境（現在、相川にかゝる養老橋

室原附近の街道略図

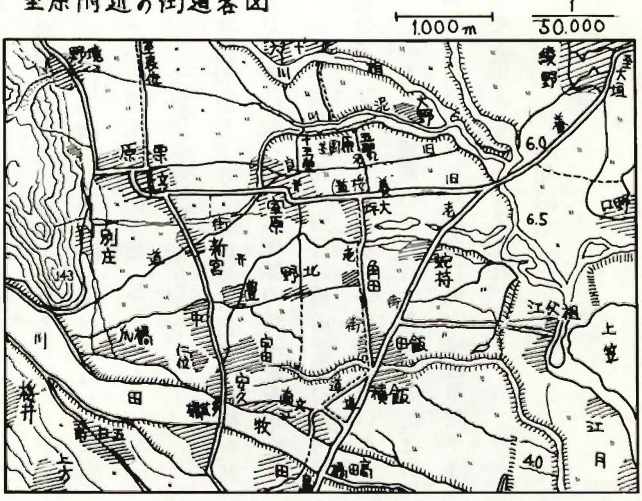

の上流約百米）になっているが昔は綾野村であった。そこは相川と大谷川の合流点のすぐ上で二つの川を別々に渡る「綾野渡」があったという。それが明治十年頃になると十間に六尺の土橋がかゝった、これを段海橋と稱した。（史料四一参照）更に明治四五年頃になって、現在の養老街道ができ養老橋がかゝって、それ以来、人通りは全くなくなって廃道も同然となった。

さて綾野渡であるが、この附近は濃尾平野の一角で眺望がとてもよく、堤防上の景色は格別で、春は菜の花やれんげの花が美しく、じゅうたんを敷きつめたように一面に咲き、旅人をうっとりさせた程であったと。又山家の人達がこの道を炭俵二俵づつを背にして大垣へ歩いて行く姿もめづらしくはなかったし、多良の殿様も通られたことを聞いていると古老は語る。

こゝから大垣の西口までは綾野村を通り抜けて二粁程であるが、これと反対に西へ田の中の低い道を一粁程進んだところに「五郎丸」と「茶園原」と云う小字名が残っている。室原の人達は、この五郎丸には昔、城があったとか五郎丸様がいたとか言い伝えている。そして、この隣の茶園原も含めて、こゝら附近から須恵器の破片が出る。又小さい墳のようなものが三・四ヶ所あったと言い伝えている（耕地整理にこわした人が今、生存していて語られる）。だからこの附近は可成り古くから人が住んでいたにちがいない。綾野渡からこゝまでは低い水田地帯でちょっと雨が降ると、たちまち浸水道路と化す悪道であったらしい。今でもこの地域は大雨には稲がしばしば冠水する。室原の人達はこの部分の道を広い沖の田の真中を通るので中道と呼んでいた。そして今もその名が通用

している。

この道をこゝから更に西へ五百米程進むと室原部落の東北口に入るが、こゝは谷汲街道の分岐点になっていた。そしてここに図のように明治十七年に建てた道標があったが耕地整理で除去された。

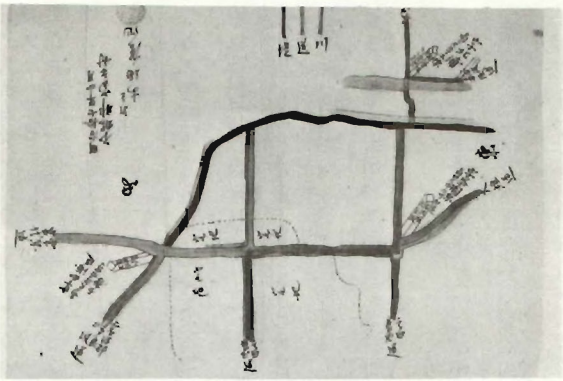

明治17年の室原の道路多良・谷汲・栗原宮代道

こゝから更に部落の中央に来ると四つ辻があって、この角に辻屋（つじや）と云う店屋があった、豆腐や酒を売って茶屋のような役目もしていたと云う。庶民には親しみのある店で明治の末まであったから村の老人達はよく知っていて時々話題にされることがある。

こゝから部落を西へ通り抜けて堤道を西南へ三百米程進むと当時の多芸郡へ入り新宮地内を約千米西進し一本松を通り、岡山の東下で南宮道と合し岡鼻に至る。

この岡山は標高一一四米で頂上には十数個の古墳があり、山麓にも数個点在している。慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦には、西軍の長曽我部盛親が陣したと稱して、地元民達はこの岡山の頂上を城跡と呼んでいる。

この山麓を西へ廻わると牧田川の清流を眺めて景勝の地で

ある。そして、ちょっと小高い道端に句碑が目につく。

「杜鵑(ほとゝぎす)声横たふや水農(の)上」

これは芭蕉の元禄六年（二八〇年前）の吟で出典は「藤の実」、碑は明治二年十月に地元俳人達で建立、高さ一・八米、徳利を思わせるような自然石である。碑の裏には「牧田川や螢の送る戻牛」麦庵其鶴建立とあり。ついでに芭蕉の句碑と云えば、この道を更に西進して一之瀬の勝地峠にもある。

「山地来て何やら床し菫草」

これは、貞享二年三月頃の吟で文政十三年に一之瀬社中が建立したということである。この多良街道は西は多良より伊賀上野へ通ずる最短巨離で貞享・元禄の頃には、おそらく芭蕉もこの道を通ったにちがいない。又戦国の世には武士達が迂回路として、この道をひそかに利用したことが想像できる。慶長五年（三七三年前）の関ヶ原合戦には九月十四日夜八時、石田三成が令を下し、急遽大垣城を引払って、第一石田隊七千・第二島津隊千五百・第三小西隊四千・第四浮喜多隊一万八千の順に迂回し多良街道より牧田を抜け関ヶ原に至り陣した。この時たまたま雨が降り、ぬかるみの道を暗黒の中に

多良街道絵図（元禄年間の絵図）

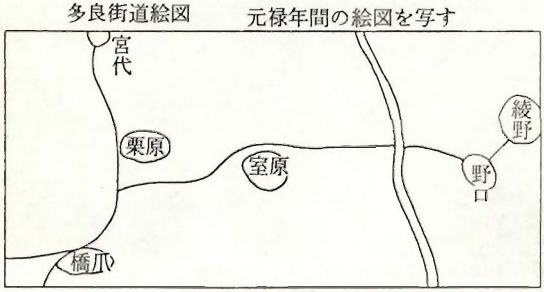

関ヶ原藤井家で昭和48・3・16写す

難行軍したことが養老郡志にくわしくある。

こゝでちょっと附言しておくが、当時の多良街道は室原の西端から栗原にかけては、今の新宮道より少し北の小川が郷境になっているが、その除道が多良街道であったのではないか。栗原では、この道の近くの今の八幡神社の南附近で「はしがまち」と言う地名が残っている。そこには町のように家が並んでいて平安朝時代からあったと言い伝えている。又、正徳年間以前の地図（挿絵図は元禄年間のもの）を見るとだいたいそのようになっている。したがって新宮を通る道は、ずっと後になって出来たのではないか。古老達の話によれば、およそ百余年前だろうと云われる。その理由は度重る牧田川のはんらんによって今の新宮と稱する地域は川原や野とも山ともわからない土地であったと云う

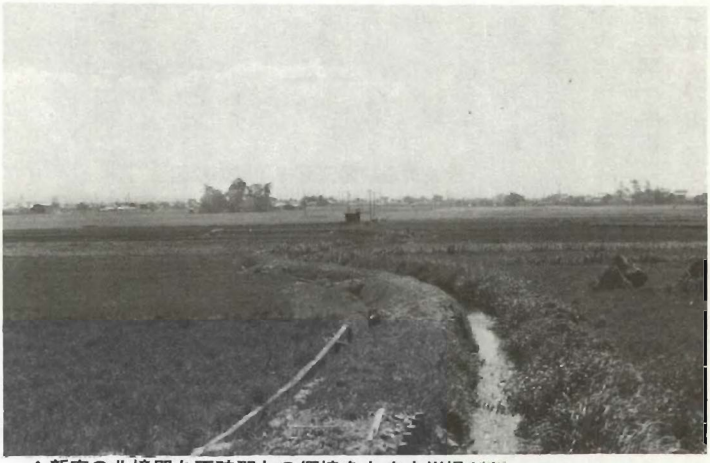

▲新宮の北境即ち不破郡との郷境をなす小川堤が新宮道のできる前の多良街道であったと思考する。

聞き伝えがあるからだ。

又、太閤記によれば、木下藤吉郎が墨俣から栗原山へ竹中半兵衛を迎えに来ているが、その時も多分この多良街道を通ったのではないかと想像ができる。

以上のように、昔は重要な街道であった。そしてこの道から谷汲道や平尾街道・南宮街道と分岐しているが時代の発展と共に消えてゆくのは残念である。

史料　濃飛両国通史　養老郡志　岐阜県芭蕉の句碑（小瀬渺美）元禄六年癸酉六月二十五日川除論御裁許絵図、正徳五年乙未十一月二十八日井堰論御裁許絵図　古い地図（関ヶ原藤井氏所有）三種　古老の話　現地調査　写真撮影

二、櫻道は昔の養老街道　現在の櫻道は昔の養老街道であった。今の養老街道は、大垣・綾野・養老橋・蛇持・飯田・高田橋・石畑を経て養老に至るが、この街道の出来る前は、徒歩を主とした道巾は二米半以内で大垣より綾野・綾野渡・上段海（現在の養老橋附近）それから現在の櫻道（排水路の除道）一・五粁を経て大坪、それから南へ色目川を渡り角田・飯田（現小学校の西側を通り現小畑橋の上手を渡る）・直江を抜け現在の高田橋の約二百米上で牧田川を渡渉し嶋田に渡り押越・石畑・養老に至った。これが昔の養老街道であった。

室原地内である櫻道を皇太子（大正天皇）が御通りになった。今の養老街道は明治四十五年にできたがその二年前の四十三年四月十三日に皇太子は名古屋の共進会に御出席され、その折に養老の瀧へ行啓されたが、その時は人力車の二人引きで奥大将の案内であった。この時、合原小学校児童

は旧除にならび奉迎した。（田中三好談話　多和田宗五郎記録帳）

三、谷汲街道　昔は谷汲様へ参拝する者が多かったのだろうか。谷汲を目標として、谷汲街道と言った。明治十七年に十王堂に立てた道標にも「谷汲街道荒尾およそ一り、赤坂およそ二り」としるしてある。室原からは、多良街道の字十王堂（室原の字の地図参照）から北へ分れ、北浦（きとら）に至り相川を渡って十六より荒尾・赤坂・谷汲に至る街道を谷汲街道と云った。内沖から泥川を渡り北浦地内は道巾二米位の低湿地帯で余りよい道ではなかったように聞いている。

栗原道、耕地整理前は、今の三昧のすぐ南側を通って栗原に至ったと言う、勿論道巾狭く、路面もわるく、現道路から想像も及ばぬ貧弱な道であっただろう。栗原からは更に境野を抜けて宮代・垂井に至る山すそを通る道と、表佐に通ずる道もあった。

四、段海湊と段海川　徳川時代には現在の養老橋附近が港で堤を下へ百米は船着場であって年貢の廻米などは、こゝから船積され桑名港へ送られた。桑名には湊奉行がいて、これを処理した。此頃船積するために湊へ品物を出すことを「津出し」と稱した。（史料十六の一　史料十四）

段海は、上、下にあって、現養老橋附近を上段海祖父江の川の上の曲り角附近には、この頃野口への渡しがあったと聞くが、ここらを下段海と稱した。（養老町史、史料編正徳五年井堰論裁許絵図　元禄六年川除論全裁許絵図ヲ参照）

又室原では相川と泥川、更に大谷川が合流して一つの川になったところから下を段海川と呼んでいた。そしてこの川の増・減水を計るために標識柱が立ててあって七合目以上増水すると警戒を要

したと言う。（史料安福保存）、この川は室原の水害に深い関係があるので今でも、標識柱を立て、洪水に備えていることは昔と同様である。

この段海に橋がかけられたのは、明治十年頃で養老街道が現在の道筋にかわって、道巾も広く養老橋も立派になったのは明治四十五年であると聞く。

五、小栗栖の湊　泥川の小栗栖附近に土場（川の岸に杭を打ちて土どめをつくり船をつける設備）があって船付場になっていた。こゝから明治の中頃まで表佐の瓦等が積み出されたことを八十才以上の人達は今もはっきり記憶しておられる。この頃の泥川は史料十四の天保九年「村の差出し明細書上帳」によると、「泥川・段海川通巾常水六間より八間まで満水八丁程」とあるので水は豊富で船のゆききが容易であったことがよくわかる。

尚附言しておくが、豊臣秀吉は、天正十四年に京都に大佛殿を営造するため表佐港（相川）へ陸上げした巨材を陸送せしめた文章が垂井町史の通史編にのっている。昔の交通は川が重要な位置をしめていたことがよくわかる。

第一二節　室原字（あざ）の由来

室原の現在の農地は大正三年の耕地整理によって旧字名を廃し新たに小栗栖（西北方）新宮（西南）住吉（東方）の三つの字名に整理された。この地名は三瀬古の神様の名を取ったものである。

耕地整理以前には三十二の小字に分けていた。そして今でも農家の人々は永年使いなれた名稱でよくわかるので、もとの字名を呼んでいる人が多い、このような字と、その地名（室原村字畧図明治三十一年十月調参照）は、我々祖先の努力によって開拓され、永年耕作のためにその地にゆききしている間に自然に人々が土地の符調として呼ぶようになった言葉が長い間かゝって、字名として通用するようになったのではないか、この字名は多くの農民そのもの、声であって、その土地の印象や由緒を具体的に表している。そして実に興味深いものがある。この字名は名前そのものが既に我々に何かを語ってくれている程具体的で、これを調べることによって、村の歴史の一端を知ることもできるのである。

しかし、この字名の由緒については、記録がないので古老達の伝説を綜合して納得する程度である。

次に古老達に聞いた話や、地理や歴史的に見た判断で字名の由緒について、最もだと思われるものを説明しよう。地図二を参照のこと。

○五郎丸　第一節の三の古墳文化時代のところを参照されたい。この名が残ったのもかゝる言い伝えからであろう。

又この地には須恵器が出るので八百年又はそれ以前から人が住んでいたことが推測できる。

○茶園原、橋爪にも茶園原と云う地名がある。こゝには昔、茶店があって旅人の休憩所だったと云う。又、境野には南宮道脇に佛堂があって、そこを茶所と稱して旅人が休憩所にしていた。室

原の茶園原はどうか、今、私は由緒を知らない。古老達に聞いても、昔こゝに茶店あったと云うことは聞いたことがないと答えられる。

第一節の三に茶園原には須恵器の出土品があることが述べてあるが、この地も五郎丸の隣り続きで八〇〇年それ以前から人が住んでいたこともわかる。又、重要な多良街道筋でもあって、谷汲街道の分岐点も近いので、或る時代には茶店か休憩所ぐらいがあって、それが字名になったかもしれない。

○じょうど（十王堂）　こゝには、もと「じょうど三昧」と稱し東向の禅宗檀家等の先祖の埋葬墓地があったが、大正三年の耕地整理で福源寺裏へ移動させた。この墓地には、十王堂があったので、「じょうど三昧」と呼んだ。従って地名も「じょうど」と云うようになったのではないか。この地名の始まりは三百五・六十年前からであるが年数を経て十王堂をなまって「じょうど」と呼び、それが字の呼び名として固定したのではないか。なお、この墓を十王堂三昧と三百年前に呼んでいたことは、福源寺の過去帳に左記のような法名がある。

『当所支配代官岡田五右衛門、鈴木勘左門宅ニ而頓死墓十王堂ニ在

澄月院内譽難心居士　　赤坂安楽寺檀家同寺祠堂

涼　澤院澄月軟心居士延宝六戊午八月十八日

葬送焼香当寺　　岡田五右衛門　陣屋江州手原』

ついでに、この十王堂の佛は久瀬川へいっていると云うので、正覚寺を二回訪問し調査した結果、正覚寺の十王堂は江州長岡から移つされたものだと云うことが由緒の額に明記してあった。尚、十王堂と云うのは焔魔王を中心に冥界の罪を問う十人の王を祀った御堂のことである。

○藤之宮、史料一四、に「藤之宮大権現」と載っているので、昔から祀ってあったことは明かである。今の伊藤政雄氏の田で一畝程小高くしてあって神様を祀り藤の木があったと云う。明治二七年の大洪水のとき流失し、高渕で拾いあげられ、氏神として現在祀らせている。昨年高渕へ出張し氏子総代に尋ねたところ、堤の欅の枝にかゝっていたので拾い祀っていると云われた。

○小栗栖　一千年程前の神名帳にあって、古くから祀られている。字名も自然に生れたと思う

○新　宮　新宮大明神を祀り地名もそこから出た。

○北井領　荘園時代に何々領と言ったので、その頃の名が残っているかと推測する

○北　蒲　北蒲「きとら」と言う。元禄十一年の地図（県図所蔵）に「キトラ川」とでている。

○一本杉　一本の大杉があったと聞いている。

○大河原　昔は時々牧田川が氾濫して新宮方面へ流れて、河原や堆土ができて、雑木林や荒地になっていたと言う。

○綾野渡　昔綾野渡があった。多良街道に詳記した。

○安田の田の一部に俗稱伊勢田と云う土地があった。これは勢州神戸の一柳監物に仕える室原村出身の六郎左衛門の所有で毎年年貢を送っていたと言う。寛永七年落命した。このようなことから伊勢田と言う言葉も残っている。

○西海道、西方海道筋でかゝる字名ができたのだろう。街道を昔は海と云う字を書いた。

○千代松、は人の名前で開拓したか所有していたかに関係がある。

○阿　原、濕地帯で葦が密生していたにちがいない。

○松之木、松の木があって、この名稱が生れたのだろう。

○中　嶋、川の中で嶋になっている

○川　田、川に沿って細長い地

○鯰　池、どじょ池、どじょうが多くいたにちがいない。

○柳　原、柳の多い土地だったと思う。

○梨子笠・五島・大廻戸・落合・平ヶ町・花子・畑田・米野・桑島・壱丁子・小道・正尺・曽畑等の字があるが、地形とか生物等に関係して名前がついている場合が多いと思う。

室原の瀬古　室原には井畑・色目・東向の三つの瀬古がある。これは別段、字とは関係なく、住民が祭行事の奉仕等をするに便利に区域を三つに分けて、行事の運営をはかったのだろう。その区域が所謂瀬古であって、これこそ、住民の必要から生れたにちがいない。

それでは、この三瀬古が何時頃からできたかと云うと、それは、記録も言い伝えもないが色目の年行事記録は宝暦一一年（一七六一）から「寄せ銭」やその他が記録されている。しかし瀬古の起りは、これよりはるか古いと思われる。

次に色目瀬古と郷境（郡境）について色々考えて見よう。

色目瀬古の南は小川と道路で、それが即ち郷境である。郷境の南地区は昔は多芸郡であった。長い年月の間に住民がだんだん増えて、郷境の北と南の二つに色目ができた。

この郷境の南地区の色目は、昔橋爪・中・豊・宇田・の人達が開拓したのだろう。この四ヶ村の地番が入り組んでいる。そこへ、だんだん農家が増えて、一つのまとまった部落を形成していった。

さてこゝで養老郡側に立って、この色目と云う名稱が何時頃から呼ばれたかを探って見ると、蓮沢寺は石津郡多芸郡色目に在り、開基は大永四年（一五二四）実如聖人のときとあり、又同寺の往生日記（過去帳）は延宝八年（一六八〇）から、書き始めてあるがこれには、多芸郡安久庄色目とある。この色目と云う呼び名はそんな程度でなく、もっと古いものと考えられるが、今のところ、これ以上の記録が見当らない。又色目の由来については、七つの字が進出し入組んでいるので色目と云うことも聞いているが、これは後で説明づけた名前の感じがする。

明治二二年の町村合併の時には、日吉村へ合併となり、日吉色目と云う言葉が使われるようになった。其の後昭和二九年に室原が養老町へ合併し村境がなくなった。

第三章　近代・現代

第一三節　明治維新以後の近代政治と室原

一、明治新政後の室原歴代首長

明治五年五月十五日に庄屋・名主・年寄が廃止され、戸長・副戸長を置くことになった。

明治三年十月には笠松県支配となり、同四年十一月に岐阜県管轄となる。同じく六年には大小区制を布き、室原は第四大区第十四小区となり戸長役場を廃寺となった熊野神社境内知善院のあとに置いた。そして同十八年一月栗原外一箇村組合設立まで続いた。歴代戸長は、次表の通りである。

明治十八年一月より栗原村外一箇村組合役場を栗原に設け、三十年四月町村分合により合原村となる。明治二二年市町村制がしかれ、官選戸長から市町村会の行う選挙による首長が生れた。

有給村長にするか、無給つまり名誉職の村長するかは論議され、表佐村では年俸百円を支給したと垂井町史にあるが合原村にはその記録がない。

第九表　室原村戸長一覧表（書類の署名あるものを拾った）

明治五年　（掟米県へ報告）
〃　六年十二月　（借用証文署名）
戸　長　安福民之助
副戸長　鈴木弥六
同　断　安福兵右衛門
明治七年六月三十日（寄留券に署名）
戸　長　安福民之助
副戸長　鈴木弥六

明治九年一月二十日（借用証署名）
戸　長　中村啓二
明治十年（土取地の判決書）
〃十一年（〃）
戸　長　中村啓二
副戸長　安福兵右衛門
仝　伊藤為右エ門
明治十三年五月二十三日（氏神棟札）
戸　長　横山周治

明治十四年六月（県へ村勢報告）
戸　長　横山周治
明治十七年一月二十八日（納税書）
四月十一日
戸　長　和田民之助
明治十八年一月二十八日（税令書）
戸　長　永長静衛（青柳）
明治十八年五月三十一日（税令書）
戸　長　和田民之助

大小区制は明治五年四月に制定され、不破郡は第四大区になり、それを五の小区（第一〇～一四区）に分けられ室原は第一四小区に組入れられた。これは明治一二年二月まで続いたが、この年から郡制が施行されて、不破郡管下に入いった。

第一〇表　戸長・町長一覧表

栗原村外一ヶ村戸長（明治十八年）同二十二年より村長

上田篤太郎	明治一九・八・二八	（納税書署名）
林　亮吉	〃二二・一〇・	（　〃　）
栗田幸太郎	〃二六・一・一七	（村長・垂井町史）
栗田勝夫	〃二九・一二・一七	（選挙告知書）

合原村（明治三十年四月）歴代村長

栗田勝夫（栗原）	明三〇・七・二七―三三・七・二〇	
高木茂雄	明三三・七―三五・二・一	
栗田粂四郎代理	明三五・九・九―三六・六・五	
山田桂太郎	明三六・六・六―三六・一一・一一	
山田桂太郎（表佐）	明三六・一一・一一―四〇・一一・一〇	
西脇仙太郎代理	明四〇・一一―四一・一一	
西脇仙太郎	明四一・一一・一三―四四・二・二〇	
堀嘉明代理（室原）	明四四・三―四四・九	
柳瀬謹之助	明四四・九―大正六・九・二六	
堀嘉明	大六・九・二六―七・五	
西善太郎	大七・五・九―一〇・二・一四	
鈴木愛吉（室原）	大一〇・四・二七―昭一六・八・二五	
西脇信一（栗原）	昭一六・九・一三―二一・二・一一	
西脇敏男代理（〃）	昭二一・二・一一―二一・七・二三	
三輪次郎（室原）	昭二一・七・二三―二二・四・四	
多賀　静（栗原）	昭二二・四・五―二九・一一・三〇	

養老町（昭和二十九年十二月一日分村合併）歴代町長

山田良三（高田）	昭二九・一二・一―三七・一二・一四
成瀬信之（〃）	昭三七・一二・一五―四一・一二・一四
津田　絜（〃）	昭四一・三・一四―現在

明治二十二年市町村制がしかれ、官選戸長から市町村会の選挙による首長町村長が生まれた。

明治三十年四月、栗原村と室原村合して合原村となる。

二、町村会と郡制。明治一二年に町村会規則を布達し、各町村は数町村を連合して町村会を組織させたが更に翌年政府は、区町村会議法を発布した。明治一七年には区町村会法を改正。同二七年にも改正し市町村制を実施し完全に自治権を得た。選挙は大正一三年に普選が実施され平等選挙となった。

郡制を布く、明治十二年二月十八日従来の大小区制を廃して郡制を布き、垂井に不破郡役所を設置し室原村はその管下に入った。この郡役所には官選の郡長がいて郡行政を行っていたが、明治三十年に郡の自治制が布かれ各町村より一名宛の郡会議員が選出された。そして三十二年に選出法が改正された室原出身の郡会議員は、第三期（明治三六年 同 四〇年）、鈴木保之第五期（明治四四年 大正四年）鈴木保之第七期（大正八年 同一二年）鈴木治左エ門、大正一二年三月に郡制廃止となる。

県会議員。明治一一年七月府県会規則の公布ありて、翌一二年三月岐阜県内の各郡に於いて総選挙を行い、不破郡では二名を選出した。同三〇年一〇月県の自治拡大、同年より不破郡の定員は一名となった。室原出身の県会議員は、昭和四年に当選し同五年に死亡された冨長静丸（長願寺住職）がある。

三　明治以後の人口動態

第十一表

明治14年６月（戸長横山周治が県へ報告書、史料41号）

人口９３７（男 459女 478）出寄留16人　入寄留４人

戸主１９４（男 191女３）

明治30年４月１日　室原と栗原が合併し合原村となる。

当時人口９３７　戸数１９４　室原

〃　８９６　〃２１３　栗原

合原村の国勢調査

大正９年

世帯 人口	農	水	工	商	交通	公務自由
322	男 363	1	24	9	2	19
1445	女 312	0	14	6	1	12

昭和５年

306	363	0	15	8	3	24
1481	350	0	5	8	0	4

昭和25年

		(建設)	(売業)	(運輸通信)	(サービス)	(公務)
—	359	49	29	16	24	25
1759	395	1	3	0	8	4

最近の室原人口の動き（42～47年）

年度	月	人口	戸数	年度	月	人口	戸数
42	3	778	156	45	12	966	192
	12	763	154	46	6	962	195
43 色目加う	1	955	192	三菱社宅入	12	992	195
	12	981	194	47	4	1022	204
44	1	983	194		5	1034	207
	12	962	192				
45	6	962	193				

四、農地の改正による地券発行と除税通達

王制維新は幕政の弊を改革するために大きな意義をもっていた。新政府がまず第一に改正に着眼したのは当然農地であった。そのため、明治五年には、農地の高と掟米の報告を求めている。室原に於いては、史料三五のように岐阜県知事に報告しているが、この農地面積や石高については、史料四一の報告と比較研究するとよい。

明治八年には土地に関する改正があって、土地の所有権に対し、県が地券を発行し所有権の所在を明確化した。（地券の写真図参照）

又、この年の十月に岐阜県第二六三号達（史料三六）によって、用悪水路・溜池敷地の類は地租改正によって除税されることになり、又この種の土地を官有地と民有地に分け、民有地となるものは第三種に編入されることになった。

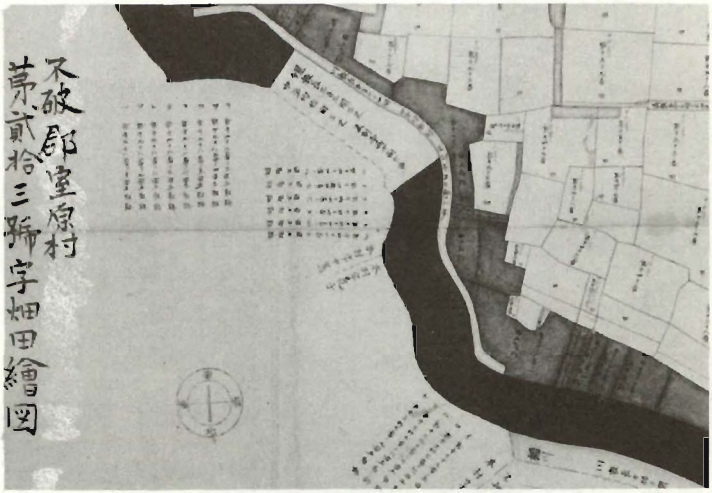

土取跡を示す絵図（明治21年の室原絵図）

そして従来江代米（水路等の年貢）等の年貢を差出していた分については、その必要がなくなったから、よく話合って異論なきようすること。又、同九年には、この民有地になったものは、取調べるから申し出よとの通牒が出されている。（史料三六）

不合理な土取米の廃止（史料三六）、史料三六によってこの土取米と稱する不合理な年貢が廃止され農民達はこの新政に対して喜びと感謝であった。しかし、まだこの趣旨はよく徹底せず室原に於いては、次のような事件が起きた。

土取米請求のため室原村は裁判所へ訴えられる。原告は多芸郡田村松永繁右エ門、被告室原村、訴えたのは明治十年四月、訴えの理由は、彼が明治元年と三年に室原地内の土取米（土取米の説明は史料三七）を質流しで買い受けた。ところが明治八年に岐阜県第二百六十三号達（史料三六）が出て、堤敷等所謂土取米は支払う必要がなくなった。併し相手の原告は支払うべきなりと主張して米六石九斗五升六合六勺（明治八・九年延滞分）の請求訴訟を起した。これは被告の室原村が勝訴（史料三九判決文）となった。併し相手は納得せず同十四年に更に控訴に踏切った。

さて、この裁判のことは別として、徳川時代には農民に土取米と稱するものがあったことや、これに対する負担の仕方等について、

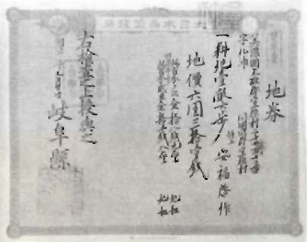

明治八年に地券が発行され所有権が明らかとなる

史料三六―四〇により徳川時代の農民が重税に苦しんだ実態の一部を知ることができる。

史料四〇の一・二は、農地改正によって起ったもので参考とされたい。

〔史料三五〕

不破郡室原村掟米総計帳

美濃国不破郡室原村

一、上田　十三町三反六畝八歩三厘
　　高　二百石四斗四升一合
　　掟米二百七十六石五斗七合五勺
一、中田　十八町三反二畝二十八歩九厘
　　高　二百三十八石二斗八升五合
　　掟米三百十四石四斗七升四合
一、下田　三十一町七反七畝十五歩六厘
　　高　三百四十九石五斗二升七合
　　掟米五百十三石八斗四合四勺
一、上畑　三町九畝十五歩
　　高　三十七石一斗四升
　　掟米六十三石二斗七合二勺
一、中畑　八町七反二畝二十四歩六厘
　　高　八十七石二斗八升二合
　　掟米百二十一石五斗六合八勺
一、下畑　八町六反三歩六厘
　　高　六八石八斗壱升
　　掟米百二十七石四斗一升四合七勺
一、屋敷　高　壱町三反六畝歩
　　高　十六石三斗二升
　　掟米三十二石二斗七升
総計　田六三町四反六畝二十一分七八八石一斗
　　畑二一町四反二四歩　一九三石一斗
　　計八四町八反七畝一五分　九八一石一斗
　　掟米総計　一四四九石二斗一升五合

右通相違無御座候以上

右村　副戸長　安福兵右エ門
明治五年　同　断　安福民之助
戸　長　鈴木弥六
長谷部岐阜県令殿

〔史料三六〕　池、水路の除税通牒

（京都鈴木保和所有三七まで）

明治八年十月岐阜県第貳百六拾参号達

従前高内引ニ不相至貢租弁納致来候、用悪水路・溝地溜池敷地之類地租改正の上ハ、除税相成、民有地第三種ニ編入相成候儀ニ付、従来江代米等差出来候分ハ右ノ内貢租高掛リヲ除キ全ク作徳米而已ヲ相渡候儀ト心得将来異論不相生様更ニ結約可致置候此旨相達候条区内村々、無洩可觸示者也

岐阜県県令　小崎利準

明治九年三月廿七日岐阜県第八十七号達

堤敷・道敷・河敷・井溝敷・用悪水路等官民区別取調候ニ付テハ右之内民有之証有之分ニ限り事実詳細取調確証書類相添来四月二十日迄ニ可申出此旨相達候事。但本文ヶ所無之分ハ其段右日限迄之可届出事

岐阜県県令　小崎利準

〔史料三七〕

土取米、及びそれについての用語説明

十町歩の堤を築カンニ十町歩の土を要ス。而〆十町歩ノ堤ヲ築ク為メニ堀取リタル所ノ田場則チ之ヲ土取跡、潰レ地ニ〆之ヲ称シテ土取蹟ト云ウ、又之ニ相当スルノ徳米ヲ称シテ土取米ト云ウ。而〆コノ十町歩ノ土ヲ運搬シテ一ノ田場囲ヲ築立テタル地モ亦潰レ地ニ〆堤敷ト稱ス、右堀潰地及ヒ堤敷トナリタル地ハ何レモ人民各所有地ナレバ貢租諸役（高掛ノ類）ハ勿論其潰

レ地ノ所有者ニ対シ所謂土取米ヲ償ハザルヲ得ス依テ該潰地ノ如キハ高内引ケニナラン事ヲ当時領主ニ懇願スレド領主曰ク高ハ地味ノ善悪ニ依テ最初高受ノ砌地味相当ノ高ヲ附シタル者ナレバ故ニ該潰地ヲ高内引トナシ一村ノ租額ヲ減スルヲ得サルハ勿論潰地徳米ノ如キモ其一村惣高ニ負担シ之ヲ償フヲ以テ至当ナリトス。依テ村民ハ此論理ニ服シ其潰地ニ就テノ貢租及ヒ其徳米ニ当ル土取米モ一村惣高ニ負担シ予メ徳米ノ額ヲ定メ之一村惣高ニ賦課徴集シ各潰地所有者エ償来リシ者ニテ潰地ヲ所有スル者ハ所謂入額所得ノ権ヲ有スルモノノ如シ。而〆其所有者ノ身代盛衰或ハ便利ニ依テ其入額所得ノ権（土得取米ヲル権ナリ）ヲ甲ニ譲リ甲ハ又乙ニ売ル等ニヨリ星移り物換リ事蹟自ラ煙滅シテ其実地ノ何レニ適スル哉ヲ知ルニ由ナシ是レ乙第三号名古屋裁判所岐阜支庁裁判、判文中ニ明記アル所ナリ

この史料は明治十四年六月十三日「土取米請求之訴答書」一部写（京都鈴木保和所有四〇まで）

〔史料三八〕

約　定　証

不破郡室原村ニ而貴殿御所有土取米一昨八年分不足壱石九斗八升七合六勺并ニ昨九年分米四石九斗六升九合米六石九斗五升六合六勺不渡御勧解御願相成候ニ付御説諭ニ基キ本県エ明後廿日双方連印ヲ以相伺御指令之通り請算相立、本月廿八日限り徳米相渡可申候為其約定証一札仍而如件

第四大区十四小区

明治十年四月十八日不破郡室原村

副戸長代理　安福豊太

戸長　中村啓二

多芸郡田村
松永繁右エ門殿

〔史料三九〕　土取場の淹滞米請求訴訟の判決文

明治十年第三百八十六号（赤字）

申　渡

岐阜県美濃国多芸郡嶋田村
平民　佐竹藤松
代人
同県同国同郡栗笠村
平民
原告　大橋新七
岐阜県美濃国多芸郡飯田村
平民　佐藤梅之丞
同　県同国同郡田村
平民　松永繁右衛門
同県同国不破郡室原村
被告　戸長　中村啓二
被告　副戸長　伊藤為右衛門
仝　安福兵右衛門

原告提供セル甲第壱号甲第貳号甲第三号甲第四号証ハ最初質地或ハ年季譲渡シノ契約ニシテ尓後流地トナリ明治五年地券発行ノ砌リ甲第五号甲第六号甲第七号ノ如ク各自ニ地券証ヲ受ケタル処地租改正後ノ新地券不相渡且其徳米モ淹滞スルニ因リ新地券并淹滞米ヲ要求スト虽モ該地ノ売買タルヤ売主買主トモ実地何レニ適スルヲ知ラス只従来土取跡ノ称呼ヲ以テ被告室原村ニテ負担セル償米ヲ売買シ來レルモノナリ而シテ原告該地ノ証拠トシテ提供セル甲第三拾壱号証ニ登記アル井溝敷ハ乃チ土取跡ニ適イルモノト認メサル可カラスト虽モ百数十年ノ久シキ地形

自ラ変換シテ現今ノ図面ニ適セサル所アリ其適スル所ハ乙第十八号証ノ如ク既ニ悉ク官有トナレリ其中乙第十号証ノ通リ壱町五反六畝五歩ヲ民有地ニ改訂アリテ原告請求地ノ内字畑田下畑六歩貳千百三拾六番ノ地ハ右改訂地ノ中ニ通スル所アリト虽モ其経界ヲ定ムルニ由ナク其余ノ土取跡ハ右改訂ノ地所及ヒ甲第三拾壱号証現今官有ノ溝敷中ニ渾同シ居リ自他ノ経界アラサレバ被告之ヲ処分スルノ権無キモノトス然レバ原告此所有権ヲ得ント欲スルニ於テハ其筋ヘ請願及フ可キモノニシテ被告ニ対シ請求スルヲ得サル儀ト可心得候事。

但淹滞米ハ該地所有権確定セサレハ請求ノ権無キモノニ付裁判ニ及バス且該訴ノ入費ハ規則ノ通リ原告ヨリ償却スヘシ

名古屋裁判所

一九〇

名古屋

明治十一年七月五日　岐阜支庁　裁判所

岐阜支庁

〔史料四〇の一〕官有地を民有地へ編入願

謹而奉願候

第四大区十四小区不破郡

室原村

一池反別壱町六反壱畝三歩

内

四畝廿八歩　全官有地

残池反別壱町五反六畝五歩

此訳

字柳原千九百七十八番　池五畝三歩

字米野千九百七十九番　池四畝五歩
仝　二千十五番　池三畝歩
仝　二千十八番　池五畝二歩
仝　二千二十四番　池四畝四歩
字畑田二千三十七番　池壱反六畝十五歩
仝　二千四十四番　池八畝貳歩
仝　二千九十八番　池壱反十二歩
仝　二千百九番　池八畝五歩
二千十二番　池六畝貳十五歩
二千百三十一番　池三畝二十六歩
二千百三十三番　池五畝廿五歩
字中島二千百四十一番　池七畝歩
二千百四十六番　池五畝二十七歩
二千百九十五番　池田畝二歩
字落合二千二百七十三番　池二反歩
二千二百九十番　池三七廿二歩
二千二百九十六番　池二七二一歩
二千三百三番　池二七十五歩
二千三百九番　池壱七二十四歩
字鯰池一千七百七十番　池壱反壱一六歩
字柳原千七百八十番　地壱反九歩
〃　千七百八十九　池五七廿五歩

右者去ル壬申年地券御授与奉願置一昨九年官有地江御編入奉願上候段不都合之次第ニ付何卒右官有地御願之義御消被成下民有地へ御編入被成下度此段謹而奉懇願候以上

不破郡室原村

地持惣代川　地　繁　造
副戸長　伊藤為右エ門
同　安福兵右衛門
戸　長　中　村　啓　二

岐阜県県令　小崎利準殿

前書之通奉願候ニ付奥印仕候也

右区　副区長心得　桑原愛蔵

（朱字）

書面願之趣関届候條本年ヨリ民有地第一種ヘ引戻地目土取跡ニ編入可致事

明治十一年二月二日

岐阜県県令　小崎利準　印

〔史料四〇の二〕

土取米所有者協議決定取調帳

一銭　印紙　証

一、土取米百拾七石壱斗三合壱勺

右を室原住人五四人、他村人一二人が所有権を有す（こ帳面に全部記載せり署す）

〔史料四一〕室原村の概要報告（県図所蔵）

美濃国不破郡室原村

彊域　東ハ不破郡綾野村、西ハ同郡栗原村、南ハ多芸郡大坪村、宇田村、中村、橋爪村、北ハ不破郡表佐村、島村、十六村、東西凡廿二町、南北凡六町

沿革　寛文元丑年　平岡四郎兵衛・同二寅年　太田小左衛門・同十一年　野田三郎右衛門・延宝三卯年　岡田五衛門・同八年申年　長谷川六兵衛・元禄元辰年　南條金左衛門宝永四亥年　平岡三良右衛門・享保六丑年辻甚太郎・年月未詳　多羅尾四郎右衛門・寛延三午年十

一月　川崎平右衛門預所　年月未詳
石原清左衛門支配所　明和七寅年六月
戸田采女正預所・明治三庚午年八月
大垣藩預　同四未年三月　本県所轄ニ
属

旧石高
千四拾九石五升

反別
百八拾三町六反六畝歩（官有地十八町九反一畝廿四歩　民有地百六十四町七反四畝六歩）

農時
田植初六月廿日前後、盛同月廿五日前後終三十日前後○稻苅初九月廿五日前后盛十一月十日前後終十二月廿三日後○麦蒔始十月廿五日前後盛十一月一日前後終同月十日前後○麦苅六月八日前後○小麦蒔大麦に同じ○小麦苅六月十五日前後○菜種蒔十月一日前後○菜種苅六月十日前後○藍蒔四月廿五日前後○藍苅八月一日前後

巨離
岐阜県庁へ七里、不破郡役所へ一里十八町

河渠
泥川　村内流域凡十八町　川巾六間上流当郡栗原村・表佐村下流相川へ合併、三間以下の船ヲ通ス○相川村内流域九—八町巾八間上流ハ当郡十六村、下流大坪村五十石船通

道路
多良道（安八郡大垣ヨリ上石津郡多良郷ヘノ通路ナリ）村内里程廿町、道巾八尺、牛馬荷車ヲ通シ運輸便ナリ

橋梁
段海橋、相川岸字綾野渡ヨリ綾野村地内へ架板橋長サ拾間、巾六尺、修繕民費橋銭無

津渡
段海渡シ相川岸字畑田堤塘ヨリ多芸郡野口村堤塘ニ達ス巾凡六十間但平水ニ

ハ渡サス

堤　塘　泥川通及相川添字北堤村内長サ凡千六百間字南堤ト稱ス中堤長サ凡九百間

吠　樋　悪水吐吠樋ニ艘相川筋字畑田ニ設置ス長サ十三間内法高四尺横九尺○用水吠樋泥川筋字鮒池ニ設置ス長サ七間内法三尺横六尺○用悪水樋字北井領ニ設置ス長サ五間内法高サ二尺二寸横四尺

井　堰　泥川筋字北浦ニ設置ス長サ七間但六月中旬ヨリ八月中旬マデ

用水路　泥川筋ヨリ引キ水田凡五十町歩ノ灌養トシ末泥川、相川ノ下流ニ合併ス

民　林　総反別ニ反四畝廿六歩、十ヶ所、雑木薪用

古墳墓　丹波国條山藩士石井三之丞ノ墓福源寺裏ノ埋葬所ニアリ

戸　数　百九十四戸、寄留二戸○社壱社○寺五寺

学　校　原生小学校生徒五十八人

神　社　村社熊野神社祭神○伊邪那美神○速玉男之神○子母部事解之神

例祭九月廿日字千代松ニ鎮座、創建年月末詳○無格社国内帳小栗栖神社、祭神末詳字小栗栖ニ鎮座創建年月末詳○無格社新宮神社○同住吉神社○同大年神社

寺　堂　山城国葛野郡花園村禅宗妙心寺末寺福源寺開基人及創建年月日未詳○山城国愛宕郡下京区常葉町東本願寺末寺蓮沢寺竜溪開基創建年月未詳○同末寺安福寺行基菩薩開基創建天平年中○同末寺長願寺開基人及創建年月未詳○同末寺正海寺開基人及創建未詳

人口　九百三十七人（男四百五十九人　女四百七十八人）○出寄留十六人（男十一人　女五人）○入寄留四人（男三人　女一人）

族別　平民戸主百九十四人（男百九十一人　女三人）○同家族七百四十三人（男二百六十八人　女四百六十五人）

職別　兵隊四人○農九百三人（男四百三十九人　女四百六十三人）○授業師三人男○僧四人○雑業廿三人（男八人　女十五人）

共有財産　田三畝廿歩地価六円三十七銭○畑二畝四歩地価四円三拾六銭○宅地二反六畝四歩地価百三拾五円四十九銭○池壱町五反廿歩地価六円七十八銭○秣場壱町十五歩地価十壱銭備荒貯金百円○米拾五石○倉庫壱棟此坪十坪○学校壱棟此坪四十坪

協議費　明治十二年度協議費収入、千百七十二円八銭八厘

支出金　千百七十貳円八銭八厘

民有地価　田反別百三拾七町三反四畝十歩、此地価七万二百八拾五円三十六銭

畑反別十二町九反七畝六歩、此地価四千三百八拾八円四十九銭

宅地反別八町九反壱畝十五歩、此地価五千百四十九円九十四銭

林反別二反四畝廿六歩　此地価九円九五銭藪反別八畝十歩　此地価六円六十七銭

秣場壱畝十五歩此地価十壱銭

池反別壱町八反三畝六歩　此地価八円廿銭

所有地券　地価百円以上ノ者十九人○同二百円以上ノ者七人○同三百円以上ノ者十二人○同五百円以上ノ者七人○同七百円以

上ノ者四人〇同千円以上ノ者六人〇同千五百円以上ノ者二人〇同二千円以上ノ者三人〇同三千円以上ノ者壱人〇同七千円以上ノ者一人〇同一万円以上ノ者壱人

民有家畜馬二十壱頭牡

民有船舶三間三尺以下農業舟十艘

民有車輌人力車二輌〇荷車五輌

水　車　精米用壱ヶ所

労力費　農夫上、廿五銭　中　廿銭　下十五銭

大工　三十銭

僕半季　十二円　日給十五銭

婢半季　六円五十銭　日給八銭

物　産　米一ヶ年産出凡千三百九十七石〇大麦凡百三十石〇小麦凡六十石〇黍凡十二石〇稗凡十石〇大豆凡七石〇蜀黍四石

右之通相違無御座候也

明治十四年六月　戸長　横山周治㊞

大正四年合原小学校六年卒業

五、室原原生小学校から日吉小学校へ

明治七年一一月、自性山知善院を廃院之上、第二大学区、第三十一番中学区、第百七番小学区、原生義校ニナル。(この事、室原村神社畧縁起にあり史料の五)

明治一四年六月、県への村報告書(史料四一)に原生小学校生徒数五十八人とあり。

明治一八年、省成(栗原)小学校と原生小学校と合併、両原小学校と改称、授業料中等科月五銭初等科月一銭

明治一九年度の授業料納入切符を史料として二種類を参考とした。

明治二二年、両原小学校を改め、栗原簡易小学校と室原簡易小学校と改称。

明治二六年、新小学校令実施により、栗原尋常小学校・室原尋常小学校を置き修業四年とした。

室原学校の思い出で話

四年制の学校で、校長先生は横山孝次郎先生だった。子孫は今、名古屋や岐阜に住む。福源寺に墓あり。金屋の伊藤愛之丞先生も、こゝに学んだ老人達はよく知っている。伊藤先生は引続き合原小学校にも長く勤められて大正末年退職された。

高木格次郎さんの当時の学校生活は、明治二二年生れで明治三〇年に室原小学校四年卒業、垂井小学校へ一年、合原小学校(三三年合併)へ一年、又垂井小学校へ二年計八年間勉強したと。又川地真二さんの場合は、明治二二年生れで明治三〇年に室原小学校四年卒業、宇田学校一年、合原小学校一年計六年間在学、この頃の室原小学校の校友は、伊藤東弥さん・清水繁一さん・鈴木

保男（京都伏見）さん・三輪しよぶさん等で約四・五〇人の生徒がいたと。

明治三〇年四月　町村廃止分合の結果、合原村と称す。

〃　三二年　合原尋常小学校建築許可。

〃　三二年一一月本科正教員馬渕秋四郎訓導八級上俸。

〃　三三年三月　右校長に任命す。

〃　三四年四月　高等科二年を置く。尋常高等小学校と改める。

〃　三八年四月　本科正教員、百々信治訓導兼校長七級下。

〃　四二年四月　尋常科四年、旧高等科二年消滅、尋常科六年と高等科一年を置く。

〃　四二年度　増築――東へ敷地一三二坪増加、高等科二年設置、垂井小学校から四名収容。

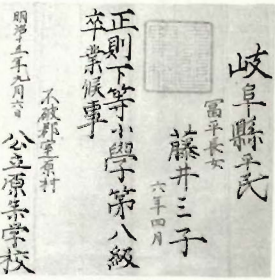

大正五年　高等科授業料月一五銭なり。

合原村立農業補習学校設置。大正一一年に教育機関として施設要項並に準則が定まる。

〃　一五年四月　合原村立青年訓練所が開設される。

昭和一〇年三月　合原村立青年学校が設置され前の二施設は廃止される。男子五年制、女子二年制とした。

〃　一四年　右青年学校は義務となった。一二才以上二〇才以下で他の学校に籍のない者は総

て入学することになった。

昭和一六年四月　国民学校令により合原国民学校となる。

〃　二一年　教育改革により合原小学校六年制と新制中学校令（三年制）により、合日中学校（日吉と合原組合）が新設ちれる。

〃　二二年　合日中学校を廃止して不破中学校組合へ加入し不破中学校へ入学することになった。

〃　二七年一一月合原村教育委員会設置、教育長に栗田将（助役）委員は、・鈴木治左衛門・安福杵子・水野種吉・水野秀吉（村議会代表）西脇敏男

〃　二九年一二月一日町村合併により、室原は分村して養老町へ合併した。室原は養老町立日吉小学校へ統合された。この時、教育委員会の意見は、分村合併反対であって、学校も二つに割ることを反対したが、大勢は分村方向に進んだ。

昭和二九年室原は分村し養老町へ合併したことにより、同三〇年四月一日より小学生は全学年日吉小学校へ転校し、中学生は、不破中学校在校生はそのまゝとし逐次卒業させ、新入生のみ高田中学校へ進学させた。

分村には学校の設備、財産等は放棄して、転校したので、分村に当って合原村より受取った七〇万円は日吉小学校の設備・備品費として提出した。

日吉小学校は老朽校舎で改築の急務と室原児童転入による学校位置の中央への変更問題がやかましくなってきた。しかし現在地（豊）へ移転することについては一部反対があって、何回か区長会を開いてもまとまらず七・八年の長きを費やし、やっと現在地に校舎がたつことになった。昭和四四年、日吉小学校は、鉄筋校舎が現在地に竣工す。当時校長、藤塚功氏であった。

第十三表　合原小学校年別児童数

年　別	児童数	年　別	児童数
明治 33 尋 4	133人	昭和17	342人
〃 34 高 2	188	〃 18	333
〃 42 6年高2	226	〃 20	376
〃 44	244	〃 21	332
大正 2	255	小 23 6	217
〃 5	270	24	264
〃 10	266	26	211
〃 15	257	27	207
昭和 2	254	28	221
〃 4	259	29	228
〃 5	268	分村 30	123
〃 10	301	31	129
〃 15	327	32	142
〃 16	334	33	147

十二表　合原小学校歴代校長

校長氏名	就任年月日
馬渕秋四郎	明治32.11.29
百々信治	〃 38. 4.26
桑原精一	大正 3. 9.31
高木勘四郎	〃 7. 2.28
宇佐美綱雄	〃 11. 3.31
山中鉱一	〃 14. 3.31
桐山通二	昭和 4. 3.31
市川文一	〃 13. 3.31
西村正己	〃 15. 8.31
長沢寛司	〃 17.10.31
堤　潤	〃 21. 3.31
広瀬得威智良	〃 22. 4.26
臼井春一	〃 30. 4. 1
桐山時雄	〃 30. 4. 1

▲養老町日吉地区青年研修会

第十四表日吉小　室原児童の卒業生数　色目全部含む　四七・四・七現在

昭和	男 人	女 人	計
30	12	13	25
31	12	9	21
32	5	6	11
33	14	13	27
34	15	10	25
35	15	14	29
36	16	10	26
37	18	15	33
38	11	10	21
39	8	10	18
40	11	7	18
41	7	9	16
42	4	4	8
43	11	9	20
44	6	4	11
45	15	9	25
46	16	5	27
現在校生			
6年	4	8	12
5	10	5	15
4	8	13	21
3	4	5	9
2	13	8	21
1	11	1	12

社会教育

終戦前の社会教育は、合原村立実業補習学校と青年訓練所が統合されて青年学校となり更に夫が義務制となった。(小学校の沿革にあり)団体としては青年団と処女会から発展した女子青年団、それに国防婦人会等戦争へ協力するための団体であり教育であったが終戦後は個人の向上のための自主的団体に生れかわった。勿論戦争中の青年学校は廃止された。(学制改革が行われ六・三・三制が採用され義務教育は九年に延長された)。

自主的な合原村青年団と合原村婦人会、それに合原小学校ＰＴＡは昭和二十九年の町村合併により、日吉青年団・日吉婦人会・日吉小学校ＰＴＡとなった、又婦人会は、不便のため昭和四十八年四月より分離して、室原婦人会として独立してやって行くことになった。

公民館の登場　終戦後の社会教育機関としての公民館は社会教育法の制定によって、各市町村に設置せねばならぬことになった。養老町に於いては、各小学校々下ごとに地区公民館を設置したので、日吉校下には日吉公民館が生れた、現在専用の建物は持たぬが、会場は日吉の出張所や農協支所、それに学校や寺を使って社会教育活動を行っている。公民館の活動内容の重なるものは、婦人学級・青年学級で、教養・茶花・料理・家庭・体育に関するものである。公民館長は、日吉支所長が代々兼務していたが、昭和四十七年四月から支所が縮小され出張所となって、公民館は非常勤の奉仕の館長を置くことになった。初代館長に室原地区出身の安福彦七が選ばれた。そして現在、青年や婦人教育を始め子供会の育成指導に当っている。

六　文明開化と室原の農村生活

神佛分離、明治三年の宮社の報告書（史料四二）によると熊野神社の知善院を廃寺して、神官を宇田の杉山茂氏に依頼している。そうして熊野権現を熊野宮と名称を改めた。このこと神社の項に説明あり。

断髪令、明治四年に断髪令が出て、ちょんまげを切ることになったが、ちょんまげを切って、ざんぎり頭になるのはいやだったらしい、そこで次のような歌を歌って断髪を奨励した。

「ざんぎり頭をちょいと打てば文明開化の音がする」室原で大正九年までちょんまげを見たと言う。ざん髪はバリカンで主に家庭で行った。そこでこんな歌もできた、「はんこはんこいつ剃った、

七日ひやけて今朝剃った」

鎮台さん、日本国軍隊の始めは六鎮台が置かれたことからである。この地方は名古屋鎮台へ入隊したのであるが、このころ百姓が兵隊になることはめづらしいことで、入隊兵のことを鎮台さんと云った。明治十年の西南の役には名古屋鎮台六連隊が出動した、その時の室原からの従軍者は高木勇ェ門（色目）川地春太郎（色目）の二人であったという。

徴兵制度になって、入隊は第九師団管区であった。昭和十年頃連隊区が一県一区になったが、九師団管下に入隊した。徴兵制度になって海外連隊入営の初めは大正二年兵、国尾清吾の台湾連隊、大正八年兵で田中三好（東向）の台北の第一連隊への入営であった。

電灯が室原に初めてついたのは、大正十一年八月、ラジオの初めは大正十四年。

テレビの初めは昭和三十年頃、カラーが四十三年頃、定期バスの日吉線は昭和二十九年四月に開通した。

電話の架設の初まりは、昭和三十年室原出張所が始め。

牛耕・馬耕。室原の農家は水田耕作一町歩―一町五反歩位が一番多かった。水田耕起は牛馬耕によったので殆どの農家に和牛か、又は馬が飼われていた。農家を尋ねると入口の右側に廐があって、そこの、ません棒の間から和牛の黒い顔が見えたことは間新しいことであるが、終戦後耕耘機の普及により次第に牛馬耕の姿は消え農家に牛馬はいなくなった。

米つき、水車。日本では米を搗いて白米にして食べるようになったのは元禄時代頃からだと云う。室原に於いても米搗きは各戸に杵で石臼に入れて搗いて食べたと古老達は語る。又一方賃搗きと云うこともあった、それは泥川の小栗栖神社附近に表佐の人が水車で米搗きしていたと聞く。又、井畑の除(よけ)の外の栗原道にも水車屋があり、豊地内の河間(がま)附近にも一軒、色目川の圦(ゆり)附近に一軒と水車屋があって米搗きや粉挽きをしていたと云う。大正十一年に電気が引けて水車は次第に姿を消していった。

二月正月。昭和の初めまで二月正月を行っていた、水田が多く稲の収穫と麦播きとが重なって農作業がおくれるので新暦になっても一ケ月遅れで二月正月をしていた。昭和になって足踏回転脱穀機が普及するころから収穫作業が早まって新正月をするようになった。

餅は二〇臼から三〇臼搗く家もあった。水餅として五、六月頃まで食べた、黄色の粟餅、赤い黍餅も搗いたが白い餅よりも風味があって美味しかった。

山仕立（焚木作り）、山の立木を数人共同で入札し、農家の二・三月はもっぱら焚木作りで栗原山や乙坂山へ荷車を引いて出掛けた。

農休みのうどんと収穫時のぼたもち。田植が終ると一斉に農休みを行い、うどんを食べた。そして、その次の日ぐらいに虫送り行事を行った。秋は稲を刈り終ると「鎌あげ」と称して、ぼた餅を作って祝った、又臼引きが終って秋の収穫祝いのぼたもちを作って慰労をした。又麦播きが終ると

穴ふさぎと称し、ぼた餅をつくった農家もあった。

明治の物価、次表の通り

第十五表　物　価　表

（明治～昭和の記録で見付けたものを記す）

年	品名	単位	値段	備考
明治1	米（売）	1俵	2両	
3	〃	〃	3両	不作
4	〃	〃	2両3歩	豊作
13	〃	〃	3円86銭	
39	白米	〃	6円	井畑年行事帳面
大正5	米	〃	6円	
8	〃	〃	22円80銭	7年米騒動
12	〃	〃	13円60銭	
昭和17	米(売)	〃	19円60銭	新聞
18	〃	〃	25円	
21	〃	〃	240円売 180円買	2重価値制
22	〃	〃	750円	闇米 6,000円
23	〃	〃	1,450円	
24	〃	〃	1,800円	
25	〃	〃	2,255円	
28	〃	〃	3,600円	闇5,000円
明治17	酒	1升	9銭5厘	善請買物帳
38	〃	〃	33銭	井畑瀬古買物帳
39	〃	〃	35銭	福源寺
明治17	豆腐	1丁	5厘	善請買物帳
〃	大工	1日	16銭	〃
〃	人夫	〃	10銭	〃
明治37	小豆	1升	15銭	福源寺葬式帳
〃	羊かん	1本	10銭	〃
〃	むし菓子	1個	1銭	〃
〃	豆腐	1丁	1銭	
〃	お茶	1斤	50銭	正喜煎
〃	半紙	100枚	9銭	
〃	封筒	100枚	9銭	
〃	美の紙	1帖	9銭	
明治11	9七9歩 13等	地価46円21銭 新宮621番地	62円	売渡証文
大正3	人夫	1日	30～35銭	耕地整理

室原生活とつきあい。室原に於ては昔から、お宮掃除とか、祭の曳軸等の共同行事が夫々瀬古単位で行われている。史料四三は井畑瀬古の共同行事の申合せ事項である。長い年月の闇には、ゆるみも出てくるので強い申合せも必要になってくる。

〔史料四二の一〕（明治三年神佛分離の報告書

「表紙　（京都鈴木所有）

宮　社　取　調　帳

不破郡　室原郵」

美濃国不破郡室原村鎮座

熊野宮　但式外　府藩県より別段崇敬等

天皇社　無御座候

一宮社　奥行五尺・横六尺・両袖貳尺

祭神　熊野皇太神　三柱

但勧請年号相分り不申候

附り社号熊野宮と改書申候旧号ハ

熊野大権現と称候

祭日　八月十日

一宮社　奥行三尺、横三尺五寸、両袖一尺三寸

祭神　素盞嗚尊

但勧請年号相分り不申候

附、社号天皇社と改替候旧号ハ牛頭

天王と相称候

祭日　例年六月十四日

一神位　右ハ無御座候

拝殿　長五間、梁貳間半

鳥居　壱基

灯明　五基

別当職

元　知善院　桁行七間半、梁三間

一社地間数

東西拾四間　南北六十八間

一勅願所并宸翰

勅額之有無、御据物御玉串献上等之事

右ハ無御座候

一社領

右無御座候

一造営公私或ハ式年等之事

右ハ私営ニ御座候式年等無御座候

一末社　四社

社号　金刀毘羅大神　天満宮

十二社神　数立社

（瀬古）

一新宮大明神

但　社地　東西拾間　南北九間

一小栗巣（栖）大明神

但　社地　東西六間　南北拾間

一穂落大神宮

但　御堤之上に鎮座勧請仕候。

一社中元知善院、右ハ京都山科勧修寺宮御門末ニ而

当社別當職ニ御座候処先般神佛混淆御廃止被

仰出候ニ付、早速復飾御願可奉申上之処当時

無住ニ付不能其儀に依て、当時宇田村杉山茂

相頼神勤仕候。

一一社管轄府藩県之内数ケ所ニ渉候別

右ハ無御座候

一同管轄之庁まで距離里数

右ハ凡貳里

右之通ニ御座候以上

不破郡室原村

庄屋　宗　六

年寄　兵右エ門

百姓代　昌　平

大垣藩

御預御役所

〔史料四二の二〕（瀬古協同事項申合）（井畑瀬古所蔵）

「表紙」

明治四拾参年

瀬古申合規約

戌十月上旬　井畑瀬古

第一条　瀬古寄合ニ際スル場合ニハ亭主タル者出頭スベキ事

第二条　宮掃除及道直シ其他瀬古一般ト共同シテ行フ仕事ハ成可ク亭主分タル者出頭スベキ事但シ家事ノ都合上ニヨリ不得止場合ニハ婦人又ハ十六才以上ノ子息代人妨ゲナシ。

第三条　右箇条ニ違背セシ者ハ一般ヨリ事故正当ト認メタル者ハ無料其他ハ其時ノ評議ニヨリ相当ノ不足料ヲ徴収ス

第四条　村社祭典ニ際シ軸引出ノ際軸倉ヨリ東へ行当リニ於テ人員検査ヲ行フ検査ノ際迚ニ年行司ヘ何ノ依頼モ無ク不在タル者ハ過怠者ニシテ違背セル者トス。

第五条　村社ヘ引込ノ際ハ安福淳吉ノ東ノ道路ニテ帰り軸ノ時ハ大門ヨリ西ヘ行当リ北ヘ向ヒタル時年行司ハ人員検査ヲ行フ検査ノ際迚ニ何ノ依頼モ無ク不在タル者ハ過怠者トシテ違背セシ者トス

第六条　後祭ノ引込ニ際シテハ第四条ニ同シ依テ違背者ハ第三条ノ例ニ同シ

右ノ箇条ハ明治四十三年拾月七日瀬古総寄合ノ際総評議ノ上之ヲ決定ス

明治四十三年十月八日　右　井畑瀬古中

七、日清・日露の戦争と室原

明治二十七八年の戦役は日清戦争とも称し、不破郡の所属せる第三師団は八月四日に動員下令、宇品より一部元山へ上陸、平壌背面攻撃をせり、本郡勇士の参加せる名古屋の歩兵第十九連隊は仁川に上陸し第一軍に加わる二十八年三月三十一日休戦命令下る。

当時合原村の出征凱旋者は、砲軍勲八三輪伊三郎歩一勲八川地清太郎同高木鶴松同川地重太郎同水野新七輜輪勲八久保田新三郎（以上不破郡史より）

日露戦争は明治三十七八年戦役ともいい、本村勇士は主に第九師団下で戦った。村人は丈夫な「わらじ」や梱包用莚・縄等を供出したり公債を買う等協力した。

室原は八人の戦歿者（史料四三）を出し痛恨の至り、三十八年四月二十八日には凱旋祝賀会を催した、その時の祝詞・謝辞（史料四三の一・二）は当時を思い浮べるによい。

〔史料　四三の一〕日露戦争凱旋祝詞

祝　詞

征露の役、終局ヲ告ゲ茲ニ本日ヲ以テ村社熊野祠前ニ詣シ平和克復ノ奉告祭ヲ擧行スルニ際シ出征諸士ノ参列ヲ得タルハ余等大ニ幸栄トスル処ナリ。夫レ諸士ハ百戦百捷世界ノ共ニ畏レタル彼ノ猛鷙ヲ膺懲シ空前曠古ノ偉勲鴻業ヲ奏シ国光ヲ四海ニ赫耀セシメ錦ヲ着ケテ古郷ニ凱旋セラル豈名誉ノ至リナラズヤ。

回顧スレバ、出征以來諸士ハ能ク風土ノ異変ニ対抗シ彼ノ難攻不落ノ稱アリシ旅順攻囲軍ニ参加シテ之ヲ陷レ或ハ遼陽ノ難関ヲ破リ、奉天ノ要衝ヲ突キ具サニ難辛苦ヲ嘗メラレタリ、当時区民ハ擧ツテ社殿ニ籠リ皇軍ノ戦勝、諸士ノ武運長久ヲ祈リシモ事不幸ニシテ名誉ノ戦死者八名ノ痛恨ナル報知ニ接スルニ至ル、其戦争ノ激烈ナル実ニ空前ト云ウベキナリ諸士幸ニシテ石死ヲ免レ茲ニ再会ノ栄ヲ得ルニ至リ欣喜雀躍何ゾ止マン。

思フニ神明又諸士ノ国家ニ忠勇ナルヲ加護シ玉フノ深キヲ知ルベキナリ、希クバ諸士今後尚治ニ居テ乱ヲ忘レズ、我日出国ノ武威ヲシテ益々世界万邦ニ光披セン事ヲ聊蕪辞ヲ呈シ祝詞トス

明治三十九年四月廿八日　　安福慶作

〔史料四三の二〕

謝辞

今茲四月二十八日吾等三十名ノ為メ盛大ナル凱旋祝賀会ヲ擧行セラルル吾等ノ光栄何物カ之ニ過ギンヤ。

――署――

然リト雖モ偉勲ヲ奏シタル戦友八名ハ満洲ノ泉下ニ眠リテ終ニ吾等ト共ニ此祝賀ヲ受クル能ハズ断

腸ノ念転タ禁スル能ハザルナリ。

――署――

明治三九年四月二八日

不破郡合原村室原帰郷軍人総代陸軍歩兵上等兵　川地為吉

〔史料四三の三〕日露戦争戦歿者一覧表（遺族会の名簿の写）

井畑伍長近藤留蔵（明一三）　明三七・一一・二八　二竜山本廓戦死

〃　一等卒川地善吉（明一六）　明三八・三・九　歩兵三六連隊入隊奉天戦死

東向伍長三輪藤太（明一一）　明三八・三・九　鯖江連隊入隊、郭三屯戦死

色目上等兵三輪浅蔵（明一二）　明三七・八・二〇　二龍山にて戦死

〃　一等卒川地末造（明一五）　明三八・三・九　奉天戦傷死

〃　〃　川地荘太郎（明一三）　明三七・一一・一〇　奉天金沢病院にて死亡

〃　上等兵高木延吉（明一二）　明三七・八・一九　奉天戦死

色目〃　川地宗右エ門（明一六）　明三七・一一・二八　二龍山、戦死

八、室原の耕地整理　大正三年

隣の表佐・栗原が耕地整理を行うと室原も行う気運になって、大地主鈴木治左衛門の決意によっ

て遂に決行されることになった。

大正元年――九年（完成式）

耕地整理の土方人夫は一日三〇銭から三五銭で木の札を使って整理した。当時米一俵三円位だった。又トロッコを耕地整理に初めて使ったと云う。請負いでトロッコ押は七銭であったが裏作ができなかったので農民は仕事に出た。

この大事業である耕地整理には低利資金が貸出され、三万五千円を三〇年間返済で借受けた。

この時各地に墓地があったが福源寺へ移動させた。又旧字名を廃して住吉・小栗栖・新宮の三つに整理して地番をつけた。外沖の田の耕地整理は行なわなかった。

組合長　鈴木治左エ門　　会計　鈴木愛吉

副組合長　安福慶作

九、農業協同組合

合原村信用購買販売利用組合の設立　大正十四年四月二十二日に村内各戸に初の出資金とし金二円を払い込んだ、そして組合長に鈴木治左衛門が就任した。

合原村農業会の設立　昭和十九年四月に合原村信用購買販売利用組合と合原農会と併合し合原村農業会を設立し、会長は鈴木治左衛門、専務は多賀主一同二十年四月、総会により会長を栗田采雄とした。

と青木忠三が選任されている。支所長のその後は、家事の都合上昭和四六年一〇月退任し、後任若山正一、同四八年一〇月二〇日に退職、新任は川地憲生現在。

協力団体、農協は農民の唯一の金融機関であり購買販売利用組合であるので、これを充分に活用するために協力団体として生産組合が近隣を範囲に一〇組合を作って協力している。又農協婦人部を支所単位に設立して農協への理解と日用品の購入等に協力している。室原婦人会員は農協婦人部員をかねている。

農協倉庫は室原に三つあって、井畑と色目の米倉庫は供出即ち政府の買上げ米を保管している。他の一つは日吉色目時代からの倉庫である。

第一四節　太平洋戦争とその後の室原の生活

一、太平洋戦争と室原の生活

狭い国土に人口の増加は、勢力のはけ口を大陸へ向けていった。昭和六年に満洲事変となり、それをきっかけに満洲国は独立し、日本の政策は満洲開拓団移民とかわっていった。昭和九年には二・二六事件が起り同一三年には日華事変に発展し戦争は遂に泥沼に入いり同十六年には大東亜戦争（終戦後大平洋戦争と名稱をかえた）となった。そして緒戦の戦果に酔っている間に一年は過ぎた。その頃即ち同十七年末より急に戦況は悪化して、飛行機・軍艦武器弾薬は勿論のこと軍事物資は急

に欠乏して、国民は戦力の増強をはかるため、生産向上と困苦欠乏に耐えねばならなかった。

応召軍人。若者達は現役・補充兵・予後備役軍人で殆んどの者が召集されて戦地に赴いた。食糧増産は老人や婦女子で行わなければならなかった。農繁期には留守宅農家へ学童も田植や稲刈奉仕を行った。出征軍人は次第に長期となり又、再度の召集者も次第に数を増していった。そして戦死者も四一人にのぼった。戦歿者は史料四四の通り。

物資配給。物資は極度に欠乏して、配給制度となり、その円滑を期するため、隣保班（隣組制度）が生れた、室原には、東向南部（二四戸）北部（一九）色目（一三）興農（一八）新宮（一九）色目東（二二）色目西（一六）報徳（二一）井畑（二三）相互（一六）の一〇個班ができた。班長を選んで、その班長が中心になって世話するようになった。

供出。戦争の末期になって、愈々戦争物資は欠乏し、野菜の割当供出或は甘藷の葉は戦地の野菜として、乾燥し供出した。特に室原では堤防草が豊富で、乾草として馬糧に供出した。又鉄や真鍮の火鉢は盗む者がいるので打ちこわしたり穴をあけたりして運んだ。それに蚊張のつり手、最後には寺の梵鐘を涙の読経と共に供出して戦勝を祈った。そして垂井まで送り届けた。五ヶ寺とも全部供出した。

戦時中の服装。男子は、戦斗帽にカーキ色の国民服、女子はもんぺいに防空ずきん。そしてもんぺい姿の花嫁もちよいちよいあった。

徴用。出征しない若者は殆ど徴用の令書が来て軍需工場で働いた。

空襲警報。二〇年になり空襲は次第に激しさを加えた。各屋敷に防空壕をつくり警報の度に避難した。室原は土地が低いので雨が降ると防空壕は水が一パイになって大変に困った。

松根堀り。二〇年頃になると、飛行機の油が欠乏して松根油を取るため、松根堀りの命令が来た。室原では各班ごとに老人や婦女子で荷車を引張り別所山へ松根堀りにいった。

大垣大空襲。二〇年七月二八日の夜であった。空襲警報が鳴るとB二九、敵機の大爆音と共に焼夷弾に大垣はたちまち大火災となり、真赤に空をこがした。室原では生活必需品を車に積み、暗闇を部落の外へ引き出し避難した。

灯火管制。空襲がはげしくなるにつれて、厳重なる灯火管制が行われた。一寸でも火が漏れていると、警防団が見廻って注意した。この灯火管制程うつとしいものはなかった。

竹槍。二〇年になって愈々敗戦の色濃く空襲ははげしく敵の本土上陸は必至となって来た。兵器弾薬を持たない銃後の国民は、竹槍で最後の一人になるまで戦おうと決心した。それが竹槍訓練であった。

井畑	伍長	三輪定夫（大二）	昭一九・六・二七	満州入隊テニアン島玉砕戦死
〃	兵長	川地金吾（大八）	〃一六・八・二四	北支・虎過庄附近戦死
〃	上等兵	川地喜代一（大六）	〃一三・一〇・五	南支・江西省・瑞昌県戦死
〃	〃	佐竹為吉（明四五）	〃一八・八・四	ガダルカナル、ムンダの戦斗戦死
〃	一等兵	清水清（大八）	〃一七・七・三一	中部八部隊名古屋陸病、病死
〃	水兵長	横田求（大一三）	〃一九・一〇・三一	大竹海兵団入隊、比島附近戦死
〃	伍長	堀七郎（大四）	〃二〇・三・三〇	ルソン島マンテン州エリサン戦死
東向	海兵長	三輪新六（大一三）	〃二〇・二・二	大竹海兵団入団、病死
〃	兵長	吉田敏男（大九）	〃一八・一・二二	ガダルカナル島エスペランス戦死
〃	大尉	泉康堂（大六）	〃二〇・五・二五	沖縄戦斗尻島郡に於て戦死
〃	上等兵	高木清（大一四）	〃二〇・六・一九	南支・広東省・戦病死
色目	大尉	鈴木拙知（大二）	〃一九・一二・一〇	比島レイテ島オルモツク島戦死
〃	伍長	川地吉男（大一一）	〃一八・六・二	ソロモン群島ブーゲンビル戦死
〃	衛生曹長	三輪健吉（大九）	〃一九・一二・一四	ニュウギニヤ島マリン戦死
〃	上等水兵	川地利幸（明四三）	〃一九・一二・一七	呉海兵団入団マニラ戦死

色目	曹長	古川祐平（大八）	昭一九・七・一八	マリヤナ群島方面戦死
〃	上等兵	古川栄作（大一四）	〃一八・一二二九	中国安懲省懐寧県安慶下流戦死
〃	兵長	川地政夫（大四）	〃一九・七・一八	マリヤナ群島方面戦死
〃	上等兵	犬飼貫一（明四〇）	〃一三・五・六	中支、安懲省懐遠県方面戦死
〃	伍長	高木満（大八）	〃一九・七・一八	サイパン島戦死
〃	上等水兵	高木三之（大一三）	〃二〇・五・一〇	大竹海兵団、石巻日赤病院死亡
〃	上等兵	三輪兵作（明四三）	〃一七・七・一六	満洲黒河省瑷琿県山神府死亡
〃	伍長	川地佐吉（大二）	〃二〇・七・一四	ルソン島イポ附近戦死
〃	上等兵	川地次郎（明四一）	〃一三・五・一四	中支那安懲省、戦死
〃		高木一男（大五）	〃一二・一〇・五	中支上海戦死
井畑	満州国工兵上尉	上田昇（明三九）	〃一七・六・六	満洲・黒河 死亡
〃	上等兵	広瀬聡男（大五）	〃一九・六・二七	満洲・東寧〃
〃	〃	安福孝一（大八）	〃一二・一〇三一	中華民国宝山県遠家橋戦傷死
〃	曹長	高木宇七（大三）	〃一三・九・一九	〃 湖北省陽新県戦死
〃	伍長	谷万三（大七）	〃一九・七・一八	マリヤチ方面戦死
〃	〃	青木忠吾（大一二）	〃二〇・四・六	東支那海・上海沖戦死

色目　兵長　小林茂十郎（明四二）　昭二〇・一・一八　比島ルソン島戦死
〃　上等水兵　松本　栄（明四〇）　〃二〇・四・二四　ルソン島クラーク地区戦死
〃　上等兵　高木藤一（明三七）　〃二一・一・三一　支那事変、戦病死
〃　兵長　川地丈助（大七）　〃一八・八・二　ニュージョージョ島ムンダ戦死
〃　水丘長　高木俊二（大一〇）　〃一九・一〇二五　比島方面、瑞鶴（軍艦）戦死
〃　軍曹　川地次郎（明四一）　〃二〇・七・二八　ビルマ・テンゼクに於て戦死
〃　三等兵曹　川地弥六（大四）　〃一五・一・二五　南支方面戦死
〃　兵長　高木武雄（大一一）　〃一九・三・二　アドミラリテイ諸島ハイン戦死
〃　二等機関兵曹　高木寛吾（大一一）　〃二〇・七・二六　パラオ島、戦病死
〃　上等主計兵　川地　進（大一二）　〃一九・九・一七　南支那海方面戦死

二、太平洋戦争後の室原の生活

農地解放。マッカーサーの指令で終戦後第一に手をつけたのが農地改革（農地解放）であった。占領下の指令であったので、一言もなく極めて平穏裡に進められた、解放させられた地主は転落農家と呼ばれ、インフレと食糧不足の中にどん底生活を余儀なくさせられた。

竹のこ生活。これらの地主は、膳椀や道具・掛軸、衣類を一つ一つ賣り食いする所謂、竹のこ生活を始める人もできた。

自作農時代到来。解放を受けた小作農家は、水田一段千円内外で買い受ける事が出来、食糧不足と共に、増産意欲はとみに高まっていった。その為生活は次第に豊かになり、農家最良の時代を迎えた。

貯金封鎖と新円使用。インフレ抑制のため、

昭和二十三年一月

年齢別配給量決る

21—25歳の青年層優遇

主食2合7勺

十一月から実施になる二百万ページ主食増配の年齢別配給量の最終案が厚生省で発表された

それによると次に掲表に示された十八歳から二十歳までの四百十七、二十一歳から六十歳までの四百九十六、六歳から二十五歳までの四百九十五、二十八歳から六十歳までの四百八十五となっているから六歳から二十歳までおよび二十六歳から六十歳までのものは子供扱いとなり、二十一歳から二十五歳までの青年層は一歳から二十五歳までの青年層は十五歳以上増されることになる、割当量つまり次の通り

	一人一日当り配給量	熱量 カロリー
三歳以下	三〇	三五
四歳—六歳	三〇	四〇
七歳—十歳	三〇	一一〇
十一歳—十五歳	四〇	一四〇
十六歳—二十五歳	四五	一六五
二十六歳—六十歳	四五	一六五
六十歳以上	三〇	一一〇

この配給量で二十六歳から六十歳までの成年者一人一日当り平均カロリー換算（一日当り配給量）の熱量四十七、三キロカロリー、魚十一、五、

品名	月割り一人分配給量	一日当り配給量カロリー
主食	六合七勺	一、六五〇
食塩	三〇〇グラム	一、〇〇〇
計		一、六五〇

十二月からはさらに砂糖月二百グラム、三千七百カロリーが加わって千四百四十二カロリーと計三千百四十二カロリーとなる。その他の配給品（一日当り配給量）の熱量四十七、三キロカロリー、魚十一、五、

品名	月割り一人分配給量	一日当り配給量カロリー
主食	六合七勺	一、六五〇
食塩	三〇〇グラム	一、〇〇〇
計		一、六五〇

ロリーを換算すると十一月は

品名	月割り一人分配給量	一日当り配給量カロリー
主食	六合七勺	一、六五〇
食塩	三〇〇グラム	一、〇〇〇
計		一、六五〇

貯金引出しを月三〇円に制限した。旧円には証紙をはり一〇円は新しい一〇円として使用した。

年貢の公定価額の始まり。地主は自作田の外に六反歩保有することができたが、併し一反歩の年貢は、金納として最高価額をおさえられたので、解放した多くの地主は、所有地の一部を自作して生計を補った。

食糧不足——配給米。戦後初めの配給は一日大人二合一勺であった。米・雑穀・芋類・野菜の買出しが町から農村へ殺到した。リュックサックに一ぱい詰めて運んだが、当時の汽車は買出部隊で一ぱいだった。買出しは自家用の人と、闇屋と称して買出商売で生活している者と二種類あった。引揚げ者も困まって一時的に闇商売をせざるを得なかった人もあった。

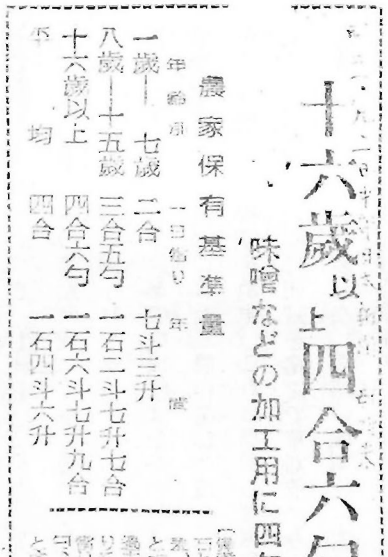

闇米。配給制度と食糧不足（表一五一六）は、農家の供出米が公定価額で押さえられ、必然的に農家の少ない供出外の所謂、闇米

と称するものが極秘に庭先で売買された。違反摘発も度々行われた。当初闇米は公定価額の七・八倍高で農家はこれによって、生計を補った者が多かった。

米の増産奨励。米の増産研究は室原に於いても盛んになった。特に近藤庄作は立派な増産成績をあげ県下各地へ講演に招かれた。

農業の機械化。日本農業の機械化はむづかしいと云われていたが小型耕耘機の発明によって、豊かになった農家には急に普及し農作業は一段とらくになったこと、労力が余って来た。

牛・馬が室原から姿を消す。これは農業の機械化から牛耕・馬耕の必要がなくなったからである。農家の人達が牛馬の餌に朝露を踏んで草刈る姿も今では見られなくなった。

農家の労働形態が一変した。農業の機械化によって労力が余って来たことと、幸い通勤距離近くに工場が出来たので、農作業を早く終り外へ働きに行くようになった。そして、それが本職のようになって農業は片手間化してきた。

農薬の恩恵と公害の発生、PCP等の強力な水銀除草剤の散布は、水田耕作と除草作業が田圃から姿を消した。そして、これも農家の労力を大きく軽減した。又強烈な螟虫駆除剤(ホリドール等)の散布は、毎年豊作をもたらし終戦後次第に不作と云う言葉を聞かなくなったのもこの強力な農薬の使用であったと云えよう。しかし、これはやがて薬公害として使用禁止になるが、無知のため散布時に公害を受けた者も時々出た。又、魚類死滅もあったし、たにしや蛍もいなくなった。

草葺屋根が姿を消した。農地解放によって、農家は年貢がなくなったので働けば働く程豊かになり、二十数年間に殆ど古い農家は改築され堂々たる四八の玄関付の家になり。室原は名実とも立派な、いらかの櫛比する豊かな農村に生れかわった。

三、室原区立みたま保育園の設立

創設の動機、昭和二〇年終戦後の国の食糧不足は、増産と米の供出割当と配給制を実施した。したがって農村では人手不足を生じ、農繁託児所の必要を迫られ、室原に於いては幸い長願寺の特志により、農繁期託児所が開設された。

その頃、国は福祉法を制定し、農村保育所設置を指導した。当時合原村に於いては栗原と室原に保育所設置を村会で議決した。

昭和二八年一〇月一日、みたま保育所を設置する。場所は室原熊野神社境内を遊び場とし、区有の公民館を園舎とする。定員六〇名、園長多賀静、副高木周市、会計田中三好、保母上田公子・冨長武子、

園舎は昭和三二年改築、請負田中信次郎、町費四〇万円、地元負担五三万円、建築委員長藤井良三、

昭和二九年九月養老町へ町村合併により

○室原区で経営する。

○運営委員、自治会代表、神社掛代表、農業会代表町会議員代表。
○園長、高木周市、副園長田中三好、会計三輪治郎現在に至る。

四、分村合併　養老町室原となる（昭和二九年）

小規模の町村財政逼迫を知った自治省は、昭和二十五年に五ケ年計画で町村の広域合併を指導した。当時不破郡に垂井を中心とする合併の動き、養老郡に高田を中心とする合併の動きの中で三百余戸の合原村は、両地域の間にあって、北か南か、議論百出し村内の輿論は、概ね栗原は垂井、室原は養老と真二つに割れて、けんけんごうごうとなった。南北何れにしても一長一短があって、村会は度々開いて協議したが、室原地区民は、南を主張して議会開会中に役場へ押し掛けたこともあった。分村合併は今迄六十余年間に渡って築きあげた村の基礎を割ることであって最後は、学校問題から青年団や婦人会等の諸団体にまで影響し、又村施設の分割等複雑な問題にもなるので分村は極力さけねばならぬが、室原地区民は米の供出問題や日吉色目の力も加わって、南へ合併の力が強く譲らなかった。西濃地方事務所長山本庄一氏の斡旋も遂に物別れとなり、昭和二十九年九月一日合併期限のぎりぎりの日に分村合併へと村会は議決に踏切った。そして栗原は垂井町へ室原は養老町へと対等合併と云う名目で合併することになった。

当時の合原村長は多賀靜（第二期目　栗原五三才）村会議員は高木周市・川地庄市・川地文吾・田中三佐吉・川地文吾郎・角田金吉・児玉嘉平・栗田仁記・多賀信吾・水野秀吉・栗田胤二・水野平吉であった。

此分村は室原が分れて養老町に合併するので総て施設（学校・役場・診療所等）はその儘残し、代償として七十万円を受け取った。そして、此金は日吉小学校へ子供が転校する為その設備や備品購入費として差出した。なお此の分村に当っての学校や婦人会・青年団のことは、教育の分野に詳記してあるので参照されたい。

室原出張所の開設。新養老町は、各旧町村ごとに、戸籍事務を主とした支所が置かれたが、室原には室原出張所が開設された。この出張所は、木造平屋建で二二・五坪、土地は鈴木芳郎より借用（借用料金六五〇円、）作物補償一、〇〇〇円、この建物は昭和三十年一月二十二日完成、工事費は三十五万六千二百四十七円、全部町の負担、工事は田中信次郎（室原）の請負いであった。

歴代室原出張所長、自昭二九・一一・三至昭三六・四・四藤井良二・自昭三六・四至昭三九・五山川俊二・自三九・五至四二・七安藤　清・自昭四二・八至昭四三・八長沢芳夫・自昭四三・九至昭四七・三谷　増二・自昭四七・三至昭四九・三久保田正・自四九・三現在安福嘉市

養老町になって町会議員の第一回選挙は昭和三〇年の四月であった。当選者は高木周市、第二回は同三四年で川地宗一、第三回は同三八年で川地宗一・川地民夫、第四回は同四二年で川地宗一・川地民夫第五回は四六年で川地民夫が選出された。

農業委員は農地解放後、法により選出する、川地民夫が再選を重ねている。

五、諸団体・機関

◎室原簡易郵便局の開設、昭和三七年一一月一日

◎在郷軍人合原分会、設立大正四年、分会長になった人達、金森仙太郎・伊藤文吉・西脇清一・田

中三好（昭和四年）川地民夫・青木賢等であった。終戦と同時にマッカーサー司令によって解散を命ぜられた。その後は郷友会として、有志加入で忠魂碑の祭を四月十日に行っている。

◎土地改良組合、法令による組合で室原の土地改良区として行っている。役員は区長と重任。

◎区長会、養老町となって、昭和三四年から各班ごとに区長を置き一〇人の区長をもって、室原の区長会を組織している。その運営委員長は田中三佐吉（自昭二九 至昭三二）（この頃は自治会長と稱した）・川地庄一（自昭三二 至昭三六）・安福良一（自昭三六 至昭三七）広瀬一郎（自昭三七 至昭四二）・川地利七（自昭四二 至昭四八）・横田長次（自昭四八 現在）◎消防団は二七八頁にあり。

六、戦後の道路の整備と内沖水田の排水機の設置

明治四五年頃に養老街道が整備されたがそれ以後室原地内に於いては、大正三年に耕地整理が行われ農道が完備されたことは言うまでもないが特に栗原に通ずる道路は巾七米にしたのは合原村にとっては実に先見の明があった。これによって村民は大いに便利をした。又今、櫻道と称する養老橋へ出る道路は巾五米、これも耕地整理に除道として完備されて、昭和六年に青年が令旨記念植樹した、昭和二九年に日吉バスが開通するようになって、道巾が狭く、同三一年に堤防を約八十糎低くし道巾を一米広ろげて六米とした。昭和四七年には更に大坪の耕地整理によって南側へ広げ七、五米にすることになり現在工事中である。新宮道は川地屋前の四叉路から日吉新宮の垂井—高田道まで昭和二四年に道巾二、七米と広げ乗用車が漸く通るようになった。小栗栖道、三菱パーリントンとその住宅を結ぶ南北五〇〇米、道巾八米の道路は昭和四六年に出来た。又、昭和四六年に村東に

南北線、南は飯田へ抜け桑名線に、北は北浦から十六へ抜け、大垣の第二巡環線となる、現在工事中、この時の土地買収価額は反約一四〇万円、であった。以上三線は県道である。室原バイパス道路の着工昭和四十八年、これは、井畑の四叉路から室原農協の前を抜け村東に出て南北線に連結する道路である。長さ五〇〇米、道巾五米である。又昭和三三年に井畑より北浦まで四米道路にした。

内沖に強力な農業排水機を設備、昭和二四年に、建設省の補助金と指導によって、室原一三町歩・蛇持全部・日吉二町歩・大坪六町歩の割で負担金を割当る、各農家に反別割で負担金を十五年還付で毎年返還している。当時設置の役員の代表者は高木周市等であった。

七、工場誘致

養老町に於いては、工場誘致に努力を示しながらも中々成功を見なかった、そのときに室原地区が大工場の誘致に成功した。

昭和四五年一〇月（史料四一）に小栗栖に約一四町歩の土地売買契約がなって、その年の秋の刈取りが終わると工事は着工されて、同四七年に完成し、操業を開始した。名称は**三菱バーリントン・カーペット養老工場**と称す。工程は機械化されていて、従業員は七〇人程で二交代制と聞く。

この時の田一反歩は二〇〇万円であったが、この頃から土地の値上りブームが始まって、その翌年には、一反歩三〇〇万円となった。

神明下には三菱の社宅が鉄筋四階建でできた。入居者一五・六世帯、所属は室原となって、室原

の人口が三〇人程増えた。

米谷商産株式会社が小栗栖へ来る。

本社は姫路市米谷紙管製造株式会社であって、反物の紙管、建材用紙管等の製造工場である。三菱系統の工場へ製品納入をしている。

工場敷地三、六〇四㎡、建物面積六九二㎡、従業員は五名、操業開始は昭和四七年七月二九日。

〔史料四五の一〕（三菱レーヨンと土地売買契約書）室原区所蔵

土　地　売　買　契　約　証　書

売主代表　岐阜県養老郡養老町室原五五九番地　川地利七（以下甲という）は、その所有に係る別紙記載の不動産を買主　東京都中央区京橋二丁目八番地　三菱レイヨン株式会社取締役社長　清水喜三郎（以下乙という）に対して次の各条の約定で売り渡し乙はこれを買い受けた。

第一条　売買代金等は反当り二〇〇万円とする。

第二条　乙は甲に対し売買代金の内金として本契約締結と同時に半額を支払うものとする。

第三条　甲は乙に対し前条の売買代金の内金受領と同時に本件売買不動産の所有権移転登記し完了

と同時に売買代金の残額を支払うものとする。

第四条　甲は本件売買不動産上に存する債務があるときは、これを抹消しながら負担のないことを保証する。

第五条　本件売買不動産に対する公租公課は移転登記完了前日までの分は甲が負担し、その後の分は乙の負担とする。

第六条　本件売買不動産の所有権移転登記に要する登記税及び登記手続きに要する費用はすべて乙の負担とする。

第七条　本件売買不動産の面積は公簿上面積を以って本契約とする。

左記契約を証するため本証を三通作成し各々署名捺印の上一通あて保存するものとする。

昭和四五年一〇月一四日

売主代表　甲　住所　岐阜県養老郡養老町室原五五九番地
氏名　川地利七　㊞

買主　乙　住所　東京都中央区京橋二丁目八番地
氏名　三菱レイヨン株式会社取締役社長

清水喜三郎㊞

立会人　養老町長　津田　絜㊞

（備考売人七二名、面積一四町三反一二歩は記載省略）

場所小栗栖

〔史料四五の二・三〕　室原区蔵

土地売買契約証書　契約日　昭和四六年七月九日

史料四五・一と全文並びに契約者全く同じにつき略す

三菱レイヨン住宅地売買契約面積　七、六九五㎡

（備考売主十五人、場所神明下と川向である、所有者省略）

この契約は二口になっている。面積九、四九八㎡、契約書略

第一五節　災　害

不破郡史は、元明天皇の和銅七年十月（一二五七年前）の大風より美濃の災害が記されている。又養老郡志には水害として、永久元年（八五九年前）より記載しているが、その中で室原関係のものを摘出する。明治からは現に八四・五才の古老の方々に聞くことが出来て好都合であった。

慶安三年寅の洪水（東光寺流れる）。

慶安三年（一六五〇）九月一日二日に大雨あり、牧田川堤防各所破壊、被害甚大、口伝えによれば、これは未曽有の大洪水にて、濃州の低地は悉く水底に没し岐阜・養老間は船で往来した。木曽・長良・揖斐の三川共に出水し大垣城にも深水したと。（現在大垣城に説明標柱あり）

色目の東光寺はこの洪水によって流亡し、観世音菩薩のみ残れり（東光寺の縁起にあり）、又口伝によれば此時橋爪西堤、神明社の辺にて破壊され、土砂が流れて新宮野ができたという。明治の終わり頃まで土が推積していたが、農耕が進むにつれて整地され今はその跡が殆どなくなった。

東光寺の北の田で川地真二所有田を地下八〇㎝位堀ると竹の根が網の目のように十五㎝位の厚さで土に入りくみ、こぶし大の石をはさんで抱き込み藪のあったことがはっきりわかる。堀る途中の層は青い粘土で石はない。真二氏の話ではもう少し西へ行くと小砂利が混じっているとのこと。又、この竹の根の間から、かめのかけら（一〇㎝四方の茶褐の素焼）が出たことでも、当時八〇㎝位下が地表であったことがわかる。昭四八・二・四発堀人・川地真二・安福彦七。

寛文十年一月室原の大火災。

寛文十年（一六七〇）正月二十七日（約三〇〇年前）に福源寺は火事にあい、類焼し附近一帯は焼野原と化したという。諸堂及び什物・記録は残らず焼失した。又熊野神社も類焼によって焼失した。熊野神社は再興のため同年三月二十五日地祭を行った（史料五）事は棟札でわかる。福源寺は三八年後

の宝永五年に復興する、史料六の一福源寺の由緒及沿革による。

明和五年（一七六八）五月二十七日、大雨洪水、室原北堤切入、二八日室原中切れ、大坪邑入水（蓮生寺記録）

天明六年（一七八六）秋彼岸の大暴風雨、米減収、翌年大飢饉となる。

文化一二年六月二八日（一八一五）洪水、相川の表佐、十六村の堤防切れる。

文政二年六月一二日、地震、不破・養老甚し、幕府より救助の手のびる。

文政三年四・五・六月、大雨洪水、表佐で堤防切れる

天保四年（一八三三）霖雨、米価あがる。米・粟の糠を食う、草根木皮を食い命をつなぐ。

天保七年七月八日、冷害不作と暴風雨、餓死者有り

天保八年、五穀不作、飢饉・小判を口にし死す。

嘉永三年（一八五〇）八月七・八日、大雨洪水、泥川筋八ケ所堤防切れる（二二七間）笠松役所へ届ける。（史料二五）

嘉永六年五・六月　大旱魃

安政元年（一八五四）六月一三・四・五の三日間と一一月四・五・六の三日間、地震、人民小屋に入る。

安政二年七月九月　旱天続き

慶応二年八月八日　十六村堤防切れる。美濃被害大

明治七年九月　洪水西濃一般

明治十年（一八七七）一一月一一日　暴風雨、色目川堤切れる。

明治一四年九月一二日　不破郡東部一円、浸水家屋多し

明治十五年八月六日　泥川の増水甚し

明治一七年（一八八四）七月一六日　前日来の強雨に増水し、堤破多し、牧田川・相川・大谷川・泥川増水し堤破多し、県内で一九〇箇所堤切れる。家の流失一五八戸・死者八、耕地廃失多く二一六町歩程

明治一八年の大洪水

七月一日、大暴風雨による大増水、相川筋表佐・十六・島の堤二〇〇間切れる。そのため荒地十三町歩を出し、泥川筋室原・大谷川筋綾野村・中曽根村堤防切れて浸水甚し、故多和田宗五郎記録によれば、正海寺西の堤七間切れるとあり、又古老達の記憶は、色目で庭に立って口へ水が入る程の浸水であったと云う、そして村中を舟で往来したと。

明治二四年の濃尾大震災

十月二八日、午前六時三五分大地震が起る。震源地は根尾地方で有名な根尾断層ができたのもこ

の時である。美濃の死者四九九〇人、全潰家屋七万戸、国より救助あり、室原では外や藪に小屋をつくり避難した。

明治二八年の大洪水

七月二九日三〇日の豪雨により諸川出水し殊に相川筋に被害大なり。本県へ御救恤金壱千円を下賜不破郡東部一帯白海と化す。多和田宗五郎記録によれば井畑で家の庭で四尺五寸

明治二九年の大洪水

八月七日、大洪水、井畑多和田宗五郎家の庭で八尺

九月七日、大洪水、井畑多和田宗五郎家の庭で八尺。桑名まで白海と化す。(多和田記録)

大垣城の北西隅の石垣に五尺まで増水と記しあり又、慶安三寅年の洪水に上廻る洪水であったとも書添えてある。

本県の被害は、死者一五八人、流失家屋三七三八、堤防破壊一八五ケ所、道路二三四五ケ所に及ぶ。

明治三二年九月八日　大暴風雨、相川各所切れる。

明治三八年八月一七日、大暴風雨、不破郡冠水、六百町歩、米減収一一〇〇石、

明治四二年八月一四日　激震、虎姫震源地、本県としては揖斐郡甚し。

明治四五年四月一九日　降雹、落雷、旋風、美濃降雹あり直径三cm五mm。

大正元年九月二二日　大暴風雨、室原一〇戸倒れる
大正七年二月　大雪、関ケ原六尺、室原三尺、一一月一二日流行性感冒大流行、死者多数。
大正一〇年九月二六日　台風、一〇戸倒れる。
大正一三年八月　相川欠壊甚し。

集中豪雨根古地堤防決壊（多芸輪中全面水没）

昭和三四年八月一三日　西濃一帯は集中濠雨を伴う台風により、大洪水となる。養老町根古地に於いては、牧田川の堤防西側五〇米が決壊し、池辺・笠郷・上多度津屋川東地区・広幡まで軒下又は床上深水、池辺小・笠郷小・中学校は教室の窓半分以上深水し教材教具全部使用不能となる。国は災害救助法を発動、室原は内沖が冠水したのみであった。室原は町の要請により根古地へ救援奉仕に出動した。機械力を有する現代は、二〇日に決壊口の仮〆切りに成功した。この時の土砂は高田橋の附近より川砂利を運んだ、又サンドポンプも使用した。

見渡す限り水稲は色なく、畑の野菜は水腐り、鶏、小動物は腐って浮いて臭気鼻をつく、輪中内は実に不潔な海と化した。

伊勢湾台風（根古地堤防再び決壊）

昭和三四年九月二八日　大型台風が伊勢湾に上陸し最大瞬間風速四五・七米（名古屋で平均三七米）、高潮五・〇三米、今迄に且ってない大型台風であった。先に切れ漸く仮〆切りの終った根古地の堤防もむざんに再び欠壊して、多芸輪中は再度浸水し、ついに収穫皆無となって住民は途方にくれた。

室原では台風が想像以上に強く一同は驚きの外はなかった。終戦後の農家は多く改築し瓦葺きで頑丈を誇っていたが、風雨がはげしく叩きつけられ室の中へ水がしみこんで壁が切れ落ちる程であった。このはげしさに驚いた各家は後になって二階南側をトタンで壁覆いをした。又稲作は冠水して二・三割の減収となった。多芸輪中は災害救助法発動中。再度堤防の假復旧が十二月であった。

伊勢湾台風の進路

浸水のひどかった地域の詳細図

浸水のひどかった地域の詳細図

第四章　文　化

第一六節　熊野神社の祭と軸（やま）の歴史・軸芸

熊野神社の祭典は今は十月五日であるが、この祭には住民和合し一体となって、三輛の軸が賑やかに神前に飾られる。ぴーひょろの笛と太鼓はすみ切った秋の空一ぱいに響き渡って、収穫が間近かに迫っている豊作を喜こび祝うそのものの姿である。

昔から大豊作の年には二週間も前から長浜より師匠を招き子供歌舞伎が稽古されて、祭には盛大に軸芸が行われた。村人や親戚の人達が集り来て広い境内を埋め尽し、この地方の農村には例を見ない程賑やかな祭となる。この軸には、夫々長い間に先輩が力を入れ改善し維持した歴史と伝統がこもっている。

一、色目軸（臥龍閣）　色目の軸は史料四六に文化五年「御祭礼山奉加諸色帳」があるので由緒がはっきりしている。

これによると文化二年に御堤普請後、これを借り受けて豆を植付金三両の金を儲け、一両宛三瀬古に分けその金を頼母子講にして増やし、更に寄附金を集めたりして、同五年六月十四日に色目総

瀬古集り相談し、軸を求めることに意見がまとまった。

役員は早速同十五日に垂井宿の儀右衛門殿の世話で軸を買い求め、同七月に再度家並に二朱づつの寄附金を集め、同八月までに金拾四両貳分貳朱の大金を支払っている。又この外に東町で古幕を金四両貳歩にて買求め八月の祭礼に俄芸を行った。この金子は当時としては大金で借金もしたと思はれる、その後毎月八文宛集めたこともこの文書に書かれている。この集金は文化十一年にも及んでいることが瀬古年行司の帳面にある。又この購入した軸は垂井町の西町の軸だと考えられる。西町では現在の軸に造りかえるため室原へ売ったのだろう。西町の現在の軸、攀鱗閣は文化五年に関ヶ原山中の藤井太兵衛が造っている（垂井町史委員土山氏の調査）、これは年代的にも一致している。

色目軸は後になって新造されるが、それは、蓮沢寺の改築後、嘉永六年頃に軸倉を造り続いて安政一・二年頃に軸を新造した（史料によって判断して）と考えられる。大工は、江州の蔵之助で三年間蓮沢寺の前に住み込み、この三つの大きな仕事をしたと伝える。又軸の狭間（さま）の彫は佐竹民蔵（民弥と云う）が安政三年に完成している（口絵）民弥は立派な彫師で、この軸の彫物は昭和四七年に養老町文化財に指定された。佐竹民弥（にあり）については文化財の項で説明する。尚柱等の漆塗は明治初年に行ったことは、史料五〇でよくわかる。このようにして長年かゝって今日のような立派な軸に完成させた。

二、井畑軸（万歳閣）　色目軸購入の時の古文書に豆を植付け三両を得て各瀬古へ一両宛分けたとあり又、色目は総瀬古寄合い軸を求むる相談が成って、直ちに垂井宿へ購入に行ったようになって

いる。これから考えると室原の軸三輛は色目の文化五年八月に求めたのを初めに順次求め三瀬古とも揃ったのではないか。そこで井畑軸については、軸の中の赤い幕に楷書で次のように記してある。

「井畑軸　万歳閣

宝暦三癸酉八月吉旦　西濃不破郡室原村本郷井畑

氏子右再建暫中絶及

大破時文政九年丙戌八月新求之」

これは、何年頃にこの幕に書いたのかわからないし又意味も判断しぬくい点があるが文政九年に新たに求めたと云うのは垂井の中町の軸ではないかと推察する。軸倉の建立も文政十二年と記してあるので文政九年に新に求めたと云うことはほぼ間違いないだろう。垂井東町の軸は宝暦五年二月、垂井町の大火事で焼けているし、西町の軸は既に色目が購入しているので中町の軸を井畑へ購入したのではないか。中町の軸は文化文政の頃に新造したと地元で稱している。

軸の四本の襖は高田の日比野鶴翁の絵で松に黒い鳥、裏には菊が描いてあるが傑作で昭和四十七年に町の文化財に指定された。

ついでに現在の軸倉であるがこれは、明治四十一年九月に石を三尺積み上げ、その上に建てられていることを附記しておく。

三、東向軸（鳳凰山）　軸の初めは醒ケ井より購入したと言伝えているだけで、何年頃とも、価額

は勿論のこと、どうして運んだとも全くわからない、ただ大きくて曳くのに難儀をし、人々の援けを得て、やっと引ぱったと言う話だけが残っている。大正十年九月二七日の大暴風で軸倉が倒れて、軸も共にこわれた。丁度その年に赤坂東町に古軸が出たので同十一年四月に金参百円で購入し、宮代廻りで曳き運んだと云う。倒れた軸の上部のちんは健全であったので購入した軸に合せ組立てたと云うことである。この時の大工は表佐の高木儀作であった。ついでに、こわれた軸は高田の古物商七五三三郎氏外三名に金八〇円で売却した。軸倉は同一四年に改築し総経費軸も含めて六九〇円余であった。（大正十年行司記録による）

室原に三輌の軸が揃ったのは色目軸を購入した時の古文書（史料四六）によれば文化二年に

祭奉納山芸練込図

豆を堤防に植えて得た金三両の金を三瀬古に一両づつ分けてそれをもとにして、軸を購入する相談がまとまっている。色目は、すばやく購入しているが、他の二瀬古は記録がなくて、よくわからないが、早急に求めるよう努力して、文政年間には三輌の軸が揃ったのではないかと考えられる。

四、祭の曳軸の光景　祭が近かづくと各瀬古では青年（昔は若連中）達が笛を稽古して、その音色は夜々村に響き渡って祭の気運が次第に盛りあがってくる。軸は青年が世話をするのである。総て祭当日朝、軸倉から曳き出し、瀬古の中心に至る。東向は住吉神社の前、井畑は大神宮様の灯明前、色目も同様灯明前に位置し青年はお囃をして、時を待つ。この軸の曳き手は各瀬古の男子全員（一軸に五・六十人宛）がこれに当るのである。青年は全員十数名が軸にあってお囃と軸の世話をする。

一番年長の青年二人は黒の紋付の羽織袴で軸の正面に坐るのである。氏神様への曳き込みの順序や時刻は各瀬古の年行司（一瀬古に五・六人宛）が相談し連絡してきめる。これには大当番と稱し三瀬古交代で当たるが、大当番は一番軸となって、リード役になるのである。神様の式典が十四時に始まるとそれに合せて、十三時半頃にお宮の境内の入口の前の三叉路に三輌が顔を合せ、各軸の紋付羽織袴の二人宛三組都合六人の青年が礼儀正しく、挨拶して、それが終るとおもむろに、一番軸から境内へ曳き込み拝殿の正面二〇米位前の位置に、向って左が一番軸・二番軸が中・三番軸が右に三軸が揃う。それから各軸の紋付姿の代表青年が神前に神酒を供えると祭の式が始まる。（後見人と云う）

大豊作の年には、豊年を祝って軸芸を行う時があるがこの時は、軸を曳き込んだ後で盛大な練込

臥龍閣（色目軸）昭和30年子供歌舞伎　義経千本櫻川連法眼館

みが行われる。その順序は挿絵の様である。

軸の曳出はやはり一番軸を先頭とするが、だいたい二十時頃に各軸に献灯し、お囃を行い、別に三瀬古が献灯した提灯破りを行うと二十一時頃曳出し、曳込の時、挨拶した位置に戻り又、同様に挨拶を行って、三瀬古夫々、自分達の瀬古へ帰る。そして囃も終えて青年は軸に泊り番をする。そして後宴を待つ、後宴の日の二十一時頃には軸倉へ曳込み、祭は愈々これで終るのである。

五、祭と軸芸（子ども歌舞伎）　色目軸が文化五年（一八〇八）に購入され、その年に俄芸を行ったことは、史料四六によって明かであるが、その後の記録は史料五一の庄屋の御預御役所への届け書によれば弘化三年（一八四六）に三輌中の一軸が子どもおどりを行うとある。又色目

年行司記録（史料四七）によれば、安政三年に新造の軸に佐竹民蔵の彫物も終って、おどりをした事が記帳されている。その時の練は「伊勢道中　竹山」と明記してある。この時は文章から判断して三軸とも行ったようであるが他瀬古の記録はない。又同じく安政六年にも、おどり入用覚がきがされている。この時の色目では、「練　御本山之木びきと女良之道中に竹山の囃」と記してある。尚色目の年行司の帳面（史料四七）によると宝暦十一年から記録してあるが寄せ銭が主で他の記録がなくて軸芸を行ったことは、わからないが或る年には多くの寄せ銭をしている。このような年には、軸芸をやったのではないかと想像ができる。昔から大豊作の年に行ったと云うが、この帳面によると宝暦十一年以後、所々に寄せ銭の多い年がある。又、明治になってからは、故多和田宗五郎氏の記録帳に明治四十一年九月二十日に「浄るり」を行うとある。『祭　浄るり　東向、青木九三、色目、清水繁一（三味）　青木捨太郎　井畑　三味高田より来る』とあるが、其他は記録も言伝えもない。

大正五年からは記録がはっきりしているので史料五二に軸芸の一覧表として、芸題から役者まで一〇回行った記録をかゝげた。

鳳凰山（東向軸）昭和30年子供歌舞伎
一之谷嫩軍記熊谷陣屋の段

萩袖目段三原ケ安達州奥　昭和30年子供歌舞伎（井畑軸）萬歳閣

六、祭の秩序　永い伝統を誇る祭の曳軸は、三瀬古住民の和合一致協力によって秩序が保たれるのであるが、ときには、勢が余ったり、感情に走って口論したり、秩序が紊れることがある。史料四九によれば安政五年頃には若連中の従来のしきたりがくずれて取締書を取り交している。又、史料四八によれば明治二十年には曳軸の秩序について三瀬古が曳軸の規約を制定している。更に年代はちょっとさかのぼるが明治五年に色目瀬古の「祭礼当番取極之事」（史料五〇）と云う、瀬古の申合せきまりを定めて、当番の仕来りを引締め無駄をはぶいている。詳しいことは余白がないので直接史料を研究されたい。

〔史料　四六〕（色目軸由緒）　清水敏郎所蔵

「表紙」

「　戊文化五年
御祭礼山奉加諸色帳
辰極月吉日　」

当瀬古祭礼祀樓之由緒

抑祭礼祀樓を興起致候、最初ハ文化二丑年御堤御普請之後、是を借用致し、惣若連中として、大豆を植付、価金三両と相成り村方へ預ヶ置、其後同三年寅霜月右ノ金子村方より請取三瀬古壱両づつ配分則、新右エ門頼母子講ニ壱両懸リ置き候、且又同年八月藤五郎当番ニ而屋まの元立として奉加致し候えば金壱両貳歩貳朱と銭百文有之候、依て辰六月十四日惣瀬古寄合相談之上祭礼之趣意相究り即十五日に垂井宿、儀右衛門殿願御世話古祀樓を買求メ同七月ニ奉加致し候処家並ニ金貳朱づつ割請金七両壱分貳朱有之候、依亦同八月迄之入用金〆拾四両貳分貳朱なり、此外に垂井宿東町、屋ま能古幕を金四両貳歩ニ買求メ辰八月祭礼ニ俄芸仕始メ候、依て巳正月より家並ニ月次懸銭八文づつ不滞取集金毎年俄芸之雑用ニ可致様之事ニ御座候已上

文化六年巳八月

文化三年寅十二月吉　当番藤五郎

一、三百文　文三郎
一、百文　おさや
一、貳百文　治七
一、貳百文　喜左エ門
一、三百文　与三郎
一、百五拾文　惣右エ門
一、百文　平内
一、百文　多八
一、三百文　佐七
一、三百文　八平
一、百五拾文　左右衛門
一、百文　勝四郎
一、百五拾文　忠右エ門
一、三百文　忠五郎

一、百五拾文　惣次円次
一、五拾文　常人
一、三百文　藤八
一、貳百文　長次郎
一、貳百文　定七
一、百文　喜久蔵
一、百文
一、三百文　藤五郎
一、百五拾文　伝右衛門
一、三百文　嘉右衛門
一、三百文　平五郎
一、百文　惣四郎
一、三百文　常右衛門
一、百文　九郎八

一、百五拾文　林二郎
一、三百文　多左右エ門
一、百五拾文　関八
一、貳百文　惣助
一、百五拾文　藤二郎
一、百五拾文　藤七
一、百文　喜八
一、百五拾文　中内
一、三百文　儀蔵
一、百五拾文　平八
一、貳百文　吉助
一、百五拾文　作二郎
一、三百文　仁兵衛
一、百五拾文　藤内

一、百五拾文　平之丞
一、五百文
一、五拾文　半　七
一、貳百文　弥五平
一、百　文　又　七
一、百五拾文　浅　七

一、三百文　善右衛門
一、貳百文　善　八
一、五百文　伝之亟
一、百　文　庄二郎
一、百五拾文　源四郎
一、百五拾文　藤右衛門

一、百五拾文　清　助
一、百五拾文　岩二郎
一、三百文　八　助
一、百五拾文　勘　八
一、三百文　孫九郎
一、百五拾文　為　助

奉加金

一、金三分　勘左右衛門
一、〃　平左右衛門
一、金貳分　五兵衛
一、貳　朱　岩二郎
一、〃　多左右衛門
一、〃　喜　八
一、〃　儀　七

一、貳　朱　治　七
一、〃　吉右衛門
一、〃　作五郎
一、〃　定　七
一、〃　文三郎
一、〃　作二郎
一、〃　吉　助

一、貳　朱　伝右エ門
一、〃　平　八
一、〃　左　七
一、〃　平五郎
一、〃　善右エ門
一、〃　弥五平
一、〃　藤五郎

一、貳朱　藤五郎　一、貳朱　忠五郎　一、貳朱　平内
一、〃　藤右エ門　一、〃　林　蔵　一、〃　為助
一、〃　藤　八　一、〃　繁右エ門　一、〃　重蔵
一、〃　源四郎　一、〃　儀右エ門　一、〃　忠内
一、〃　常右エ門　一、〃　勝四郎　一、甘四文　半七
一、〃　常　蔵　一、〃　九郎八　一、貳朱　庄吉
一、〃　孫九郎　一、〃　菊　蔵　一、百文　忠四郎
一、〃　友　蔵　一、〃　藤　内　一、貳朱　文治
一、〃　伊兵衛　一、〃　口　助　一、〃　勘次
一、〃　惣　助　一、〃　口右エ門　一、〃　藤七
一、〃　清　助　一、〃　儀　三　一、〃　善八
一、〃　与三郎　一、〃　惣四郎　一、〃　吉三郎
一、〃　忠右エ門　一、〃　甚　七　一、〃　与市郎
一、〃　角次郎　一、〃　口之丞
一、〃　伝之亟　一、〃　惣　治
一、〃　吉　郎　一、〃　円　次

〔史料四七〕

色目瀬古年行司記録帳

右記録帳は宝磨十一年八月の祭より現在に至るまで二百十一年間（安永元年より九年天明は八年間、寛政は三年迄、十九年間は当番次第番に書き載せ有之候、寛政三年改め、同四年より書きのせる）書き続けられている年行司記録帳で、当番により次々申送り保管されている貴重な史料である。

次に宝磨十一年より明治五年までの祭礼入用金や特に参考になると思う記事をのせて、当時の経済状態や軸・おどり等の判断とする。〔年次別に必要と思う事項を表にまとめる。〕

年次別	祭礼入用金	寄せ銭	その他の入金
宝磨十一辛巳年八月	七百三拾壱文	五百八十三文	他より、元利
〃 十二壬午年	五貫六百七拾文	四貫貳百九十文	右同
〃 十三癸未年八月	五貫百七文	三メ八百七拾文	その他、万人講
明和元年甲申八月	七百貳拾七文	六百九十文	万人講より入済
元年甲申十二月廿九日	四貫貳百文	この銭三つ割預り銭	万人講預り覚

明和二年乙酉極月	壱貫三百文		万人講より
三年丙戌八月九日	三百六拾壱文	三百五拾五文	預り銭
四年丁亥八月八日	三貫三百七拾九文	三貫四百八文	
五年戊子八月十日	二貫七百文		万人講　元利共
六年己丑八月十日	八百六拾文	一貫八拾八文	利
七年庚寅	三貫五百三文		
寛政三年改める（二十九年間とぶ）			
四年生子九月十日	壱貫八百六十八文	三百二十九文	初穂料
五寅年八月十日	壱貫八百四十七文	二百文	〃
六申卯年八月十日	壱貫九百拾文	二百文	〃
七乙辰年	壱貫九百拾貳文	二百拾貳文	〃
寛政八丙巳年八月	壱貫九百五拾文	二百文	〃
九午年八月	壱貫九百六拾文	二百廿四文	〃
十午年八月	壱貫八百七拾文	貳百拾八文	〃
十一未年八月	貳貫五百廿三文	百九拾貳文	〃
十二申年八月	三〆九百拾六文	五百四拾貳文	〃

享和元年八月　五貫拾八文　五百五拾九文　初穂料
二壬戌年八月　三貫四百九拾貳文　五百七拾文　〃

覚

一、大まく　壱はり　一、さらさ上下　壱　具
一、天まく　貳はり　一、ていれ　貳かけ
一、大もん　壱　具　一、むねあて　貳かけ
一、黒上下　壱　具　一、しゃみせん　壱丁箱付
一、たち　貳こし　一、つけたいこ　壱から
一、大たいこ　壱から

〆拾壱品

右享和三年癸亥八月十日改
若連中江相渡ス

享和三癸亥年八月　六貫三百七拾七文　五百三拾貳文　初穂料
文化元子年八月　六貫貳拾四文　四百八拾四文　〃

文化二丑年極月十一日	拾壱貫六百七拾六百七拾六文	四百三拾七文	〃
三寅年八月	八貫三百拾文	八百文外米代	灯籠寄銭五百文
四卯年十二月十一日	七貫百七拾四文	四百拾七文	御初穂
五辰年十二月十六日	貳貫六百文	四百文	〃
文化六巳極月	貳貫五百文	三百七拾文	初穂料
七年	貳貫九百七拾壱文	三百七拾三文	〃
八未年十二月甘日	三貫貳拾三文	貳百七拾五文	〃
九申年十二月十五日	四貫九百七拾七文	百九拾三文	灯籠集銭
十年	六貫六百拾八文	貳百貳拾四文（灯籠集銭以下同じ）	初穂料
十一甲戌年	五貫参百貳拾文	貳百貳拾参文	〃
十二乙亥年	四貫八百六拾文	参百五拾四文	〃
十三丙子年	七貫八百文	参百貳拾三文	〃
十四丁丑年	六貫六百文	三百文	〃
文政元戊寅年	八貫七百三拾文	三百文	〃
二己卯年	六貫貳百文	五百八拾貳文	〃
三辰年	六貫貳百八拾貳文	四百九拾貳文	〃

奉加金月掛の外に

奉加掛銭の外に

文政四己年十二月廿日	六貫九百三十五文	三百五拾五文	初穂料
五午年十二月廿日	六貫貳百九文	百五拾七文	〃
六未年	四貫三百六拾貳文	三貫六文	
七酉申年	七両壱分貳朱ト銭三百拾四文		一人付三百文宛
八丁酉年	七両壱分貳朱ト銭八百貳拾五文		
九戊年極月	八両三分と八百拾四文		
十年	なし		
十一子年	五貫百貳拾文		
十二丑年	六貫百拾壱文		
十三庚寅年	七貫九拾四文	此割三百八文宛	
天保二辛卯年	七貫貳百五文	此割一戸当　三百三拾壱文	
以下三壬辰年	七貫拾五文	〃　三百文	
省略十二丑年	七貫七百貳拾文	三百拾貳文	
十三寅年	七貫文	五百文	
十四卯年	七貫六百四拾八文	四百五十文	
十五甲辰年	拾参貫文	貳朱	

年次別	祭礼入用金	一戸当
弘化二乙巳年	三両貳歩	九百文
三丙午年（庄屋提出文書に一幅のみ子供踊り行う）	八両壱歩（附犬鼓一から、はりかえ）	十二貫文
四丁未年	金百疋（栗原通玄寺本堂再建ニ付）	一戸当六百五拾文
〃	拾六貫九百文	七百九拾文
嘉永元戊申年	拾七貫六百文	八百三拾貳文
二酉年	貳拾貫九百文	壱〆貳百文
三戌年	拾貫貳拾文	五百壱文
四	拾壱貫四百拾九文	六百壱文
五	拾貫四百三文	四百三十二文
六	拾四貫五百八拾文	五百拾文
七寅年十二月十五日	拾参貫貳百貳拾四文	五百七拾貳文
安政二己卯年	拾四貫貳百六拾八文	五百六拾八文

おどり入用之覚

丙安政三年辰八月廿六日より晦迄

練　伊勢道中　竹山

一　三瀬古へ村方より酒貳斗

一　三瀬古之入用ろうそく

代　銭七貫貳百五拾四文

此割　銭貳貫四百拾八文

山之だし　註

高田宮町（佐竹多ミ弥のこと）

彫物師　多ミ蔵

金三両也　増金貳歩

内金壱両寺金在

卯年ニ壱両歩割壱人ニ付三百貳

拾九文　右之通御座候

辰年金貳歩割壱人ニ付百四拾八文ヅ、

残巳年金参歩割

丙安政三年辰　當番　勘四郎

祭入用

銭　拾参貫六百拾貳文

此割一人ニ付　六百拾八文宛

右之通御座候

安政四巳年

祭礼入用　當番　嘉八

一銭　拾五貫八百文

一此之割金壱人付六百文

右之通御座候

安政五戊年　祭礼入用　当番新治郎

一、七貫九百五拾文

此割壱人ニ付　金壱朱ッ

右之通り相違無御座候

安政六己未年

祭礼入用　　當番　　利助

銭　拾六貫二拾貳文

此割壱人ニ付八百文ツ、

右之通り相違無御座候

おどり入用覚

八月十三日より廿四日迄

練　御本山之木びきト

女良之道中ニ竹山のはやし

三瀬古へ村方より

金壱両貳分　　酒　代

〃　ろうそくの入用

銭　貳拾四〆文

此割　一瀬古　　八貫文ツ、

銭貳貫三百文　　酒　代

〃三〆貳百文

〃金三分貳朱　　そん金色々

〆金　貳両三分貳朱ト銭百六拾文

此割壱人ニ付　貳朱ト銭七文ツ

右之通相違無御座候

安政七巳未年四月廿九日

御神祭礼入用

氏神御神前ニ而餅まきいたした。

餅米六斗　入

御神酒壱斗八升　　右ノ通り入用御座候

年次別　　祭礼入用　　一戸当出金

万延元申年　　拾四貫貳百五拾文　　七百五十文

文久元酉年　　拾八貫参百文　　八百拾六文

文久二戌年　　貳拾四貫参百文　　三朱

文久三亥年　貳拾六貫　三朱四八
元治元　年　三拾六〆貳百五拾文　三〆五百
慶応元丑年　四拾五貫三百六文　壱貫五十
二寅年　銀四百拾匁五分六厘　銀拾五匁
三卯年　銀壱貫貳百拾五匁　銀四拾匁
明治元戊辰年　銀三百六拾四匁五分　銀十三匁
二己年　銀八百五拾貳匁　銀三十匁
三午年　銀七百八匁　銀貳拾九
四未年　三円拾六銭　拾八銭
五壬年　三円六拾銭　拾五銭

〔史料四八〕　三瀬古祭の規約　井畑瀬古所蔵

壱印　規　約

銭紙

当室原村々社熊野神社祭典ニ付、出シ軸輓渡シ、神前へ献灯等執行之節ハ擧村相互ニ親睦ヲ旨トシ、奉献ナスベキハ勿論ニ付、今般協議ヲ遂ゲ左之箇條之規約ス

第一條　当日定ル処ノ時間ニ村社境内先（三ツ辻ニテ西ハ井畑南ハ色目東ハ東向）迄各瀬古ノ軸ヲ輓キ付ケ置、然ル後第一番（従前の定規ノ順番ノ通）軸ヨリ次軸へ輓込時間ヲ報シ、順次境内へ輓込ミ可申事。但、献灯相済、戻り軸之節モ本文同様報知ノ上順次輓出スベキ事

第貳條　出シ軸輓渡シニ付、氏神境内へ往復之節ハ無論其他何等ノ事故有之ト云トモ他軸ニ対シ通過ノ妨害等ハ為サルベシ、若人員寡少等ニテ輓晩レ候節ハ依頼ノ上、相互ニ手伝イ輓可申事。

第三條　帰途大門先キ各三方瀬古道（最初待合せし場所）マデ輓出シ置キ然ル後第一番ヨリ順次挨拶ヲ為引分レ可申事。

前條々之通、今般決定候上ハ相互ニ確守可致候、就テハ其規約書四通ヲ制シ当村人民総代手許ニ壱通各瀬古へ壱通宛ヲ納置、後日異論不相生タメ各瀬古惣連署捺印氏子惣代奥印ノ規約書仍如件。

明治廿年十月十五日

本年一番軸　東向惣代　高木久女七　外四名署
第二番軸　色目惣代　川地染吉　仝右
第三番軸　井畑惣代　広瀬源十郎　仝右

前書之通、今般結約相成候段相違無之、為後証

奥印致置候也

氏子惣代　青木幸吉㊞

中村啓二印
安福民之助印

〔史料四九〕　祭礼の三瀬古取締申合　　井畑瀬古所蔵

「表紙」

「取締書取為替一札之事」

取締書取為替一札之事

一、近年ハ三瀬古若連中取締方先前より仕来り相くずれ候に付彼是差操とにも相成候節は迷惑難治り候故、三瀬古中老相礼之上同若連中仕来り通り相咄し銘々瀬古定メハ勿論此度相改、三瀬古共己来取締取為替ノ熟談相整候趣意左ノ通り。

一、祭礼両度十二灯ニ而神前仕候節ハ大門ニ而出合是迄通り附り百八灯相済次第引わかれ相済ス事

一、祭礼ニ付願上候儀ハ是迄通り何によらず願所出来いたし候ハバ三瀬古相談之上取計可致、若亦一組たり共承知無之節ハ篤ト談事合可致事。

一、連中色女一義ハ前之定メ通り外瀬古ハ不及申当瀬古ニ至迄娘心儘ニ不相成様瀬古外より入込連

中目余り候節ハ、先キ瀬古より届ケ有之節ハ其組ニ而取締可致事、若亦連中之内ハ何事ニよらず差繰候節ハ当人ニ而相さばき連中一同之相談決ニ而被相成様万一先方より届ケ有之者ハ連中より利解申附ケ、右ノ趣承知無之者ハ連中切捨可致事。

右之通一同納得いたし候上ハ屹ト相守可申候

安政五年　　東向

午　八月　　若連中

井　畑

若連中

〔史料五〇〕　色目瀬古祭当番自粛申合　　色目瀬古所蔵

祭　礼　當　番　取　極　之　事

一、當番之儀ハ、往古より仕来り取極之趣意も有之候得共、追々増長いたし多分入用等も相嵩候付、祭當番宿も堅相勤候故、惣瀬古一同評議之上倹約取締熟談之趣意左之通り。

一、御祭礼御神酒相広メ仕来り之儀は、惣瀬古一同之衆中之當番よりむし物、重詰ニ而差出し、若連中之は別段御酒勿論本膳ニ而振舞有之候処、慶応三卯年祀樓塗泊仕上出来之諸入用建是多分相懸リ候ニ付、當瀬古一同奉加いたし候得バ、右ニ而も行届キ兼候故、追々仕諸組立右借入用建相

済候趣相定リ候。

一、是迄当番より差出し申候、むし物代諸入用之替リ金貳百疋宛軸諸入用之中之當番より可差出筈之処近年追々物価高値ニ付當番堅相勤候故、瀬古中一同評議之上是迄仕来り候儀ハ、相止め、今般相改當番より差出可申事決而無之様相定り然処若連中之極月諸入用勘定之砌雑用米宿より差出し来り候得共、是亦相止メ可申事。

一、御祭礼六月八日貳度之御神酒連中より六月祭ニ當番ニ而隣家相招き御神酒相広メ申候、仕来り八月十一日には當瀬古一同エ御神酒連中より振舞来り候得共当節は諸色格別高値之折柄検約取極メニ付、六月祭御神酒隣家エ振舞之儀は相止め可申事。

一、八月十一日之御神酒一同エ相広め之砌肴等取賄差出来り候得共取極り候上ハ、御神酒相広メ、さかな取賄い之儀ハ致間敷事、但し初穂米の儀ハ是迄通り奉加可致事。

一、十一日御神酒相広め申候刻限正八ツ時ニ連中より差汰次第一同出席致可事。

一、八月祭宿にて當日に連中集り酒宴ノ遊候得共宿方も自分客来等も有之右ニ而迷惑難渋とも相成候故當日之所ハ祭会所ニ而連中酒宴等致間敷事乍併祭礼懸りニ付集会之儀ハ不苦候間右様之心得可致事

一、祭礼当番連中より相頼申候事先前より仕来り故夫々段々相頼候得共、当年ハ連中も特別心配いたし候儀は当番引請被下候人無故よんどころなく連中より一同之衆中へ差出候得えば惣評議之上

今般倹約之取締り以當番の儀も家並ニ可致ハ勿論ニ候得共極々難渋之家も有之間極難之人ハ相除可申候。

然る上ハ宿相引請難渋之人ハ右心得を以連中ともども相頼可申心得ニ可致事。

一、先年より仕来り之子供狂言いたし候節ハ芸者の給金等は是迄之通り瀬古持之事、諸雑費ハ當番持之所今般倹約取極メニ付諸入用之内エ米二斗瀬古より宿元エ相辨へ可致事。

一、瀬古中一同請事合出来有之候節ハ、ふれ次第早速出張致評議取極メ可致事、若よんどころなく差支之方ハ出張人数ニ而相済候様隣家より出張之人エ相願可申候何事よらず出張人数ニ相順次不来之方より我彼是故障筋ハ申間敷候、寄合い節是迄数度使差出候得共今般取極ニ相成候上ハ觸次第刻限之砌早速出張可致事。

右之通一同取極之熟談ニ相成候上ハ、可成丈倹約致當番相勤様可致事。

但し連中取締之儀ハ不及申前々より之仕来り屹度相守可申事依之一同取極條ニ之趣意當番帳書載可申候如件。

明治四辛未年

六月

〔史料五一の一〕

乍恐書付以奉願上候

当村氏神熊野大権現祭例之儀、例年九月十日当日、山飾子供躍先々仕来御座候処、右当日無拠差支
エ御座候ニ付来る十九日飾山、三輌之内壱輌相飾、子供躍執行仕度奉願上候、右願之通り御聞済被
成下置候ハバ難有仕合奉存候以上

不破郡室原村　庄屋　兵右エ門
年寄　宗六
百姓代　昌平

弘化三年午　八月

大垣
御預御役所

（右ハ八月八日、兵右衛門・宗大は丸井様御室へ罷出御願成）

〔史料五一の二〕

乍恐書付を以御届申上候

一、当村氏神熊野権現祭例之儀、先達而御願奉申上候処、御聞済相成、難有仕合奉存候、然ル処十九日無滞執行候、依之乍恐書付を以御届奉申上候以上

不破郡室原村
庄屋　兵右衛門
年寄　宗六

弘化三丙午年八月

大垣
御預御役所

右八月一日兵右エ門罷出、相済申候

「室原熊野神社祭礼」軸芸（子供歌舞伎）最近の奉納状況

年次	臥龍閣	孤風山	万歳閣
	色目潮吉　芸題　役者名	宮川潮吉　芸題　役者名	井畑潮吉　芸題　役者名
大正五、三、二	源平盛衰記日向島子別の段 川地文五郎、高木武男、川地徳次郎 高木文吾、高木藤一、高木俊吉 高木青太郎	奥州安達ヶ原三段目袖萩祭文の段 伊藤角次郎、近藤文吾、川地庄市 伊藤彦次郎、田中三佐吉、	源平盛衰記三島おせん館の段 川地俊造、川地庄市、川地利七、 田井孝三、
大正六、一〇、五	恋女房染分けたずな馬方三吉子別の段、鎌倉三代記三浦之助館段 堀、三郎、高木和吉、佐竹仁作、 川地清治		神霊矢口の渡し頓平エ館の段 川地文五郎、高木青次郎、 川地寅一、田井孝造、
大正九、一〇、五	層屋熊谷陣屋の段 高木正之、川地二郎、川地次郎、 清水静男、川地敦之		絵本太閤記十段目尼崎の段 清水地石エ門、川地光造、宮川梅太郎 田中安蔵、岩田正義、
大正十五、一〇、五	近江源氏先陣館の段 川地岩三、高木福一、高木真一 川地利一、三輪四郎、川地定吉	政清本城の段 近藤源吾、田中由之、田中慶一、 田中五男、青木陸夫、高木秀夫、	源平咲分け丹頂畑景清六代君の段 高木平七、青木忠二郎、七郎 横田長次、清水定代、一
昭和三、一〇、五	一之谷嫩軍記熊谷陣屋の段 高木重三、村上重蔵、川地文助、	義経千本櫻川連法眼館 長沢四郎、近藤源市、高木忠八、 佐久間朝吉、高木清、吉田敏夫、高田俊衛	一之谷嫩軍記流しの枝の段 高木春吉、川地豊代、一、長沢秀六、 大矢武夫、谷　万三、広瀬重勝
昭和二、一〇、五	忠臣蔵訳土佐の段 高木正雄、川地義治、高木三之、 川地一美、川地　勇、吉川栄作、	一之谷嫩軍記熊谷陣屋の段 伊藤政雄、近藤力男、田中好美 佐久間与一、長沢敦男、	勢州阿漕浦平治住家の段 川地源三郎、谷信、高木　肇 多和田久雄、横田求、
昭和三〇、一〇、五	義経千本櫻川連法眼館 義　経　青木四郎　孤忠信　高木　勝 静御前　長沢明夫　六　郎　高木敏一 八　郎　佐久間勇　忠　信　高木勝二	桶狭間の合戦 三輪新六、青木正六、高田初二、 長沢　博、田中　清、	奥州安達ヶ原三段目の袖萩祭文の段 熊　谷　西脇寅雄　相　模　近藤敏秋 弥陀六　伊藤信雄　藤の局　青木　一 義　経　伊藤孝一　軍　次　高田幸男
	三　役 振　付　大谷友之助 太　夫　豊竹雲玉太夫 三味線　伊　吹　萬　蔵	一之谷嫩軍記熊谷陣屋の段 佐久間朝吉、高木清、吉田敏夫、高田俊衛 義経千本櫻川連法眼館 長沢四郎、近藤源市、高木忠八、 佐久間朝吉、高木清、吉田敏夫、高田俊衛 一之谷嫩軍記熊谷陣屋の段 伊藤政雄、近藤力男、田中好美 佐久間与一、長沢敦男、 桶狭間の合戦 三輪新六、青木正六、高田初二、 長沢　博、田中　清、 一之谷嫩軍記熊谷陣屋の段 熊　谷　西脇寅雄　相　模　近藤敏秋 弥陀六　伊藤信雄　藤の局　青木　一 義　経　伊藤孝一　軍　次　高田幸男 三　役 振　付　沢村納茂丸 太　夫　青木　声　玉 三味線　豊沢門三郎	振　付　堀　梅　玉 太　夫　多和田九太夫 三味線　堀　梅　玉

昭和三、四　養老町会伊祝賀室原余興番附　昭和三一四、初切・室原地区子供　男子少年

「神霊矢口の渡し」（頓平衛館の段）

六蔵　青木忠之11　お舟青木一11　頓平衛、川地政宣12　うてな川源頼朝公々の源頼朝

振付　堀梅玉　太夫　青木声玉　三味線　堀　梅玉

「中臣蔵七段目（一力茶屋の段）

由良之助　青木忠二郎12　おかる　木勝二11　平士門川地孝12　峰清水浪夫11　風間長次又次12

女中　川地隆12　力弥　川地利彦10

振付　堀　梅玉　太夫多和田九太夫　三味線　堀　梅玉

昭和三三　「文楽歌舞伎人形」町文化財指定記念、室原子供で実施

「鎌倉三代記三浦之助館之段」「堀川夜討鯉慶上司之段」

川地道夫、川地義和　高田善一、川地道夫、高田幸男

高木善一、高田　徹　三輪賢一、高田　徹　伊藤祝男

昭和三五　「忠臣蔵七段目」公民館で行う。

一〇、五　青木喜雄　佐竹　清、川地正樹、田中新一郎、伊藤明人、川地　等

昭和三七　「阿波の鳴戸巡礼唄之段」三軸で三度行う

一〇、五　高木敏行（4）川地竹司（6）川地定男（5）高木元気（6）

田中頼彦（3）田中高芳（4）

第十七節　室原の人形淨瑠璃（室原文楽）・室原音頭

室原の人形淨瑠璃は文政の頃に土佐の住人茂平衛と云う人が此の地に巡業に来り病となり住みついた。彼はこの人形淨瑠璃を後世に伝えたいと、有志をつのり、これを伝授したと云う。

文楽の上演については、記録がないので昔のことはわからないが、最近のことについては、上演者である堀定吉・青木忠夫等が居られて、その様子を知ることができた。

この文楽に一番熱中したのは、大正四年の御大典の頃であったと云う。その頃は軸芸も二・三回行っている。連中は堀浅吉・多和田久蔵・青木九三・三輪仁三郎・高木周内・清水繁一・三輪万太郎・金森貞次郎・川地吉ヱ門・青木捨二郎・田中三好・清水周吾・福岡勝等であった。清水繁一等「三味線」太夫（だゆう）は語る人で全員、人形使い専門が五・六人いた。人形は現在青木忠夫が保管し、文楽と共に町文化財の指定を受けている（文化財の一覧表参照）村内に認識が高まったのも大正四・五年頃で祭の軸芸とも深い関係を持って当時軸芸も頻繁に行われた。

室原音頭　この音頭の初めは明らかではないが、昔徒歩で伊勢参りをした頃、松坂踊りを見て、それを持ち帰ったのが始めだと云う。

その後のことはよくわからないが、大正・昭和の御大典祝賀余興には盛んに踊り歌われたという。終戦後になると各地に盆踊りが盛んになり、室原に於いても、青年団が主催となり毎年八月十五

日を中心に三日間ぐらい、熊野神社の境内に櫓をくんで盛大に盆踊りを行うようになった。この時に室原音頭と称するものを歌い踊るが、これと云う特別なものはない、左の音頭に合せて歌えばよい。

室原音頭の一例　　提供者　近藤源市

池田七郷　女郎たちが　ヨイヨイ
　初めて養老に　参詣して　アーヨーヤーセーーヨーヤーセーー
朝の出がけが　市橋で　ヨイヨイ
　夜は白々　赤坂のアーヨーヤーセーーヨーヤーセーー
赤坂の町をば　西東
　赤坂東の板橋の
橋のらんかんに　腰かけて
　はるか東を　眺むれば
東に見ゆるは　岐阜の山
　金華山にと　咲く花は
桔梗かるかや　女郎花
　赤坂南を　眺むれば
赤坂南には　お勝山
　お勝山にと有る寺は
苔や菩提の　安楽寺
　鳥も通わぬ　牧野村
小松をかきわけ　荒尾村
　荒尾南の　梅塚の
塚のふもとに　腰おろし
　又も南を　眺むれば
木呂ヤ高座の　淋しさよ
ちゃびちゃび　渡るが荒川で

荒川東の　寿命丸
　虎屋の縁にと腰を掛け
島の小袖や　十六で
　十六立井戸　水鏡
相川　泥川　北浦川
　おどりで名高い　室原へ
ほたるで名所は色目川
　室原村をあとにして
南を眺めば　そびえ立つ
　養老山は　高い山
豊　中　仁位　安久へ
　水なき川原は　牧田川
物見の多いのが　高田町
　押越　白石　明徳へ
こゝが養老か　良い所
　ようやく　養老につきました

まだまだ申せば　程長い
　次なる　先生がお待ちかね
私はこゝらで　止めおいて
　次なる　ご先生にゆずります。
ア、音頭を渡すか　がってんか
　がってん　がってん　がってんじゃー
静めてしよい　ヨイヨイ
　静めてもろたが　よいけれど
何から申そうやら　後や先
　アアヨーヤーセーヨーヤーセーー

北尾春圃　（喜多尾に作る）松隠と号す。父春竹は室原の産にして、医者なり。室暦二年十一月十四日歿す。春圃はその長男なり。医を業とし、名声高し診療を乞う者列をなす。著書提耳談あり。仙台侯は春圃の名を聞き、三百石にて召抱へんとせり、大垣侯之を聞き他国に往くを惜み、二十人扶持を与えて勤仕なくして大垣に居らしめる。春圃自から持するに高く、大官貴人の来るも送迎せず、某大官は人をもって無礼をとがめる。春圃日く「送迎せざるを意とせば入来御無用なり」と、安永八年七月廿日歿す

第二代春圃　名は信齢、南洋と号す。医業をつぐ

第三代春圃　医業。始めて勤仕を命ぜらる（総髪にして酒を好む）二十人扶持賜う。長子春圃後をつぐ、（この史料は大垣市史より）

第四代春圃　文化十一年正月十五日召出され、俸十五口を賜う。後増し二十口賜う、射場町に住す。

第五代春圃　明治二十一年歿す。（下里氏の過去牒大垣藩分限帳）

室原区内姓一覧表

姓	軒	姓	軒	姓	軒
川地	59	多和田	1	古川	1
高木	30	横田	1	松岡	1
田中	10	本田	1	（社宅）佐藤	2
伊藤	10	井上	1	鵜飼	1
青木	9	岡本	1	宮元	1
清水	6	谷	1	市田	1
三輪	6	水野	1	滝沢	1
高田	6	加藤	1	土田	1
長沢	5	安藤	1	敷田	1
安福	4	山田	1	柳沢	1
広瀬	4	佐倉	1	宮崎	1
佐久間	3	富長	1	安部	1
臼井	3	吉田	1	広瀬	1
近藤	3	国尾	1	松井	1
佐竹	3	金森	1	名倉	1
西脇	2	犬飼	1	高村	1
村上	1	松本	1	昭47.10 調	
堀	2	松村	1	調査軒数	
大矢	2	谷沢	1	207軒	
鈴木	2	岡村	1		

第一七　表　室原の指定文化財一覧表

指定別	種別	名称	年代	員数	所在	文化財指定	備考
県指定	彫刻	木造観世音菩薩立像	藤原時代	一軀	福源寺	昭四三・三・二七 岐重第二二九号	もと知善院の佛像である。廃寺となったので福源寺に預る。
町指定	〃	大日如来坐像		一軀	〃	昭四二・六・一五 町指定	
〃	〃	十一面観音像		〃	〃	〃	〃
〃	工芸	雲板	寛文十一年	一箇	〃	〃	
〃	〃	文楽歌舞伎人形		二六	青木忠夫	〃三三・四・一一	
〃	無形文化財	室原文楽			〃	〃三九・四・一〇	
〃	彫刻	色目軸狭、唐獅子松鳥等	徳川末期	一組	色目瀬古	〃四七・一一・九	彫師佐竹民弥
〃	絵画	井畑軸襖絵四本 作者日比野鶴翁	〃	〃	井畑瀬古	〃四七・一一・九	
〃	有形文化財	弥生式土器 五郎丸より出土品	二、〇〇〇年前	一箇	国尾治六	〃四二・六・八	
〃	天然記念物	椨木		一本	住吉神社	〃四七・四・八	昭一二・五・一八日指定されていた。鳥野神社のナギが枯れていた。指定替えになった。
〃	〃	石双龍		一箇	川地真二	〃四四・二・五	

備考

○佐竹民弥又民蔵とも云う、臥龍閣狭間の彫物は安政三・八・二三出来、十六村住民佐竹民蔵義寄四八才と銘あり、垂井西町の軸も彫る銘は元治元年八月成刻養老山下佐竹民弥五六才義寄とある。最後は上方で死亡して養老町の住民として立派な彫物師であった。府中・安立寺、十六の慶円寺・光照寺、岩手徳法寺、長浜の月宮殿の彫物、上方妙円寺、岩手高橋榮一氏の佛前狭間を彫る。養老町史にあり。

○日比野鶴翁、高田町絵師時代は江戸末期、現在高田、日比野醫師祖先、立派な画家

年表

前年は昭和四六年を一年前とした。

西暦	前年年号	一般事件	室原事件	西暦	前年年号	一般	室原事件
西暦七〇二	一二七一 大宝 一	大宝律令		一五八〇	三九二 天正 八	顯如石山落城	
七八一	一一九一 天応 一	栗原郷名が存在した		一五八二	三九〇 天正一〇	信長死	正海寺初代賢龍示寂
九五六	一〇二二 天暦 一	美濃神名帳	小栗栖神社名あり	一五八九	三八三 〃 一七	太閤検地	室原村 高一、〇四九石五升
一四七五	四九六 文明 七		福源寺過去帳始る	一六〇〇	三七二 慶長 五	関ヶ原合戦	西軍石田三成軍以下三五、〇〇〇室原を通る
一四七六	四九五 〃 八		安福寺室原へ移す	〃	〃 〃 〃		室原は高須藩の徳永の領地となる
一五〇四	四六八 永正 一		熊野権現（五〇〇―四五〇）東光寺創建	一六一三 一六二八 一六五〇	二五九 寛永 一八 二四四 〃 五 二二二 慶安 三	徳永失脚 寅の洪水	正海寺開基 室原は天領となる 東光寺（遠亡堆土）できる 新宮野
一五一三	四五九 〃 一〇		長願寺開基	一六六一	三一一 寛文 一	美濃七万石館林領となる	表佐、綾野、室原、塩田は館林領となる
一五二四	四四八 大永 四		蓮沢寺開基	一六六五	三〇七 〃 五		室原右馬守御知行所と古文有
一五三三	四三〇 天文 二		山科合戦室原より参加	一六七〇	三〇二 〃 一〇		氏神、福源寺焼失（一、二八日）
一五四四	四一九 〃 一三	証如死	十三日講の始	一六七一	三〇一 〃 一一		熊野神社再興土祭
一五六八	四〇五 永禄 一一	信長京に入る		一六八〇	二九二 延宝 八		
一五七〇	四〇二 元亀 一		石山合戦室原から参加する	一六八一	二九一 天和 一		石井三之丞室原にて返り討ちにあう
一五七五	三九六 天正 三		福源寺再興	一六八三	二八九 〃 三	綱吉長男徳松死	室原は再び天領

西暦	前年	年号	一般事件	室原事件	西暦	前年	年号	一般事件	室原事件
一六九四 一七〇一	二七八 二七一	元禄七 元禄一四		室原は関ケ原留、助郷となる石井兄弟亀山で仇を討つ（二八年目）	一八〇三	一六九	享和三		色目年行司記録に芸道具十一点を若連中に渡した覚書あり
一七〇四	二六八	宝永一		室原、大坪庄屋水吐願江戸へ陳情	一八〇六	一六六	文化三		熊野神社葺替
一七〇七	二六五	〃四	一〇月大地震	大官平岡三良右衛門役所方県岩崎	一八〇八	一六四	文化五		色目軸（臥龍閣）購入井畑・東向順次購入
一七〇八	二六四	〃五		焼失後福源寺再建	一八一五	一五七	〃一二	表佐堤切れる	六月二八日洪水
一七一二	二六〇	正徳二		蓮沢寺再建	一八一九	一五三	文政二		地震不破・養老甚し幕府救助
一七二六	二五六	享保一一		熊野神社へ石灯籠寄進	一八二六	一四六	〃九		熊野神社葺替
一七五四	二一八	宝暦四	牧田川治水	陳情書に加わる	一八三三	一三九	天保四	冷害暴	霖雨　飢饉
一七六一	二一一	〃一一		色目年行司記録初まる	一八三六	一三六	〃七		冷害・暴風雨餓死者あり
一七六八	二〇四	明和五	大洪水	室原北堤切（五・二七）二八日室原中切れる大坪入水	一八三七	一三五	〃八	五穀不作	ききん
一七七一	二〇一	〃八		大坪と室原の水論内済書交す	一八三八	一三四	〃九		熊野神社葺替
一七七五	一九七	安永四		熊野神社葺替	一八四六	一二六	弘化三		軸子供おどり一輌のみ行う記録あり
一七八六	一八六	天明六	大暴風雨	翌七年飢饉	一八五〇	一二二	嘉永三	ペルリー大洪水	十六村堤防破壊事件蓮沢寺改築届出る
一七九三	一七九	寛政五		熊野神社葺替	〃	〃	〃三		室原堤防ずたずたに切れる（二二七間）笠松へ届ける
一七九八	一七四	〃一〇		色目神宮灯明創設	一八五三	一一九	〃六	関ケ原村は三軒水汲み	五・六旱魃

西暦	前年	年号	一般事件	室原事件	西暦	前年	年号	一般事件	室原事件
一八五四	一一八	安政一		色目軸倉新築 大地震人民小屋に住む	一八八九 一八九一	八三 八一	明治二二 二四		村会選挙の村長の始 濃尾地震（一〇・二八）
一八五五	一一七	〃二	大旱魃	七月―九月旱天続き	一八九四	七八	〃二七	日清戦争	
一八五六	一一六	〃三		色目軸彫刻民蔵 軸おどり	一八九五	七七	〃二八		大洪水
一八五九	一一三	〃六		軸おどり	一八九六	七六	〃二九	大垣城石垣五尺まで	大洪水
一八六六	一〇六	慶応二	洪水・十六村堤切れる	八月八日被害大	一八九七	七五	〃三〇	町村合併	合原村となる
一八七〇	一〇二	明治三	神佛分離令	熊野神社と知善院を分離した	一八九九	七三	〃三二		合原尋常小学校開く 熊野神社葺替
一八七二	一〇〇	〃五	村に戸長制をおく	室原村戸長を置く 役場知善院跡	一九〇四	六八	〃三七 三八	日露戦争	
一八七四	九八	〃七	六年に小学校令	室原村原生義校を知善院跡におく	一九〇九	六三	〃四二		小学校六年高等科二年を置く 地震有
一八七七	九五	〃一〇		暴風雨西南役に二名従軍す 土取米事件	一九一〇	六二	〃四三		皇太子櫻道を人力車で通られる
一八八〇	九二	〃一三		熊野神社葺替	一九一二	六〇	〃四五	葬老街道ができる	
一八八一	九一	〃一四		不破東部深水甚し		六〇	大正一	大暴風	室原一〇戸倒れる
一八八二	九〇	〃一五		泥川増水甚し	一九一三 一九一四	五九 五八	〃二 三		耕地整理
一八八四	八八	〃一七		洪水泥川増水	一九一六	五六	〃五		軸合原農業補習学校 軸芸
一八八五	八七	〃一八		栗原村と組合村つくる 洪水被害大	一九一七	五五	〃六		軸芸

西暦	前年	年号	一般事件	室原事件	西暦	前年	年号	一般事件	室原事件
一九二〇	五二	大正九		軸芸	一九四七	二五	昭和二二	六・三・三教育制度	買出、米供出農地解放
一九二一	五一	大正一〇	台風	一〇戸倒れる東向倉倒れる	一九四八 一九四九	二四 二三	〃二三 〃二四	不破中学校できる	熊野神社葺替
一九二二	五〇	〃一一		東向は赤坂東町の軸購入し運ぶ	一九五三	一九	〃二八		みたま保育園開設
一九二四	四八	〃一三	相川欠壊甚し（八月台風）		一九五四	一八	〃二九	養老町発足 山田町長	九月分村し養老町へ合併
一九二五	四七	〃一四	ラジオ放送（三月二十二日）		一九五五	一七	〃三〇		子供歌舞伎行う 日吉小・高田中へ転入 室原出張所開設
一九二六	四六	〃一五		軸芸 三月ラジオを聞く	一九五六	一五	〃三一 〃三二		合併祝子供歌舞伎 公民館改築
〃	四六	昭和一			一九五八	一四	〃三三	山田町長	
一九二七	四五	〃二		室原消防組設立	一九五九	一三	〃三四	八・一三集中豪雨根古地堤防切れる 九・二八伊勢湾台風再度切れる	
一九二八	四四	〃三		熊野神社葺替 軸芸	一九六六	一二 一〇	〃三五 〃三七	成瀬町長	軸芸 一組混成で行う 〃
一九三一 一九三六	四三 三六	〃一六 〃一一	満州事変	軸芸	一九七〇	六	〃四一	津田町長 平野知事	養老町農協合併
一九三八	三四	〃一三	日華事変		一九七一	二	〃四五	津田町長	
一九四一	三一	〃一六	太平洋戦（十二・八）		一九七二	一	〃四六		三菱レイヨン来る 米谷商産来る
一九四五	二七	〃二〇	七・二八大垣空襲 終戦		一九七三	〇	〃四七		道路南北線
一九四六	二六	〃二一	新円発行 貯金封鎖	食糧難とインフレ			〃四八		室原バイパス道路 櫻道拡張始まる

難解語の解　地方凡例録による

石高　石高とは村高のことにて、田畑を検地して上中下の位を分け、石盛をきめ、田畑屋敷のそれぞれの高を寄合せたものを石高即歩村高なり

石盛　上田一坪に付籾一升一反にて三石なり、此内二割を減じて二石四斗、又半減米にして一石二斗、これ上田の石盛十二なり、二つ下りにして中田は十、下田は八ツ、畑は中田に准じ十

廻米　欠米というは遠国よりの廻米として海上を運送する故年を越すこともありて損ず。廻米は、米拵へ、俵拵へを入念に仕立て枡目欠損なきよう、船中粗末にしないよう。

鳥札運上　これは鳥取役と同様に、鳥猟をなす願出者より、料所・私領とも役所より焼印の札を渡し一枚に相応の運上を申し付る。

水帳　検地帳を水帳と云う。民部省に田圃の数量を記した計帳あり、之を大図帳という、よって水帳は御図帳なるを水の字を書き誤りたるなりと古書にあり、又田は水土で水帳と呼ぶ人あり

伝馬宿入用米、伝馬宿入用は宝永四年、高百石に米六升充納むことを定たり、是は五海道問屋・本陣給米、其外宿方入用に成る故、石代金納なり

六尺給米、高百石に米二斗づつ納む、是は古来台所にて召仕いを、百姓役に村々より差出したる処不馴にて用立たず、その上百姓も難儀故、中古台所方にて日雇を使い、賄奉行より人数を勘定所へ書出す割賦あり、然るに年々不同ありし故享保年中六尺の人数

を凡そに積り、給扶持を料所の高に積り合せ高百石に米二斗づつ定納になりたり、これ又石代金納なり、尤も引付にて米になる所もあり。

蔵前入用、上方は高百石銀十五匁、関東は永二百五十文づつ蔵前入用として納む、これは浅草蔵の諸入用になる。

夫米・夫金は料所にはなく私領にある、往古は領地知行所より人夫を呼びつかいしが、農業に差支へ人々入用もかかり難儀にて、人夫にて呼び使うを止めて、高に何程かの夫米を納めさせた。

夫役、陣屋掃除人足、或は雪掻人足、城内普請人足

物成・小物成・浮役、物成は年貢のこと、浮役小物成は年貢の外に納まる物の名にして、一様にいへども小物成は総名にして、浮役はその内の一なり、田畑より納る年貢は本途と云い、野銭山銭、漁猟役等郷帳に記し定納に成るものを総て小物という。

口米・口永、関東の口米は三斗五升一俵につき米一升づつ納める、上方は一石に三升づつ納める。口米永として租税の外に取立てる、県令郷里を支配するに下吏を抱へ宛行を渡し、筆・墨・紙雑事の費用にあてる。年貢米の高に掛けて取ること鎌倉より始む、徳川時代でも諸国代官へ口米永を賜う、手代・家来等の扶持切米・筆・墨紙その外諸入用に用う、享保年中に支配高に応じて諸入用米金員数を定め、口米永は上納になりたり。諸侯の預り所の分は古来の通り口米永を給う。

永八貫五百文、永は銭のことなり、

五里外駄賃、年貢津出しの節、船積河岸まで村方より五里内の駄賃は百姓役にて差出し、五里外の駄賃は一里二俵附一駄二十四文づつ、里数にかけて地頭より出す定法なり。

地頭、庄園に地頭を置く、五公五民にても検見の節は四分取の心得にて、以下略

石代、年貢の籾納を金納にする値段、永高・貫高時代より起れり、即ち石代を貫代とも唱う。米は色替り・ねずみ喰等により損ずるので国々の値段にかゝわらず、江戸・大阪共その張紙値段とする。米三十五石に付金四両高、銀納の場所は右の割合を以って、三分一値段、米一石に付銀五匁高とす。

津出、船で送る、湊を船積して出すこと。

郷帳　その年の取箇を代官がきめて納む、慶安二年に諸代官へ、取箇并小物成・高掛り物等納めの帳面にして勘定処へ差出すべきを命ぜらる。

免状　関東では割付と云い、上方では免状と唱へ割付は、田畑上・中・下の反加に、取米永を割付け取りたてる。免状は是程年貢に納むべし。

扶持　七〇俵九〇俵を五人扶持・百石百四十石〉七人扶持・百五三百十石四十石〉一〇人扶持・

普請　川除・溝溢・水腐・井堰・井路・欠所・提塘・棚・水除・笈牛の普請・川・棚牛除水刎刻・馬踏・土堤は法一割・砂堤は法五割、圦桶枌竹

銭　和銅開珍、元明天皇和銅元年初めて銅を堀る。銅銭を鋳る。永楽銭と云う。

鐚銭、天文十九年、関東諸氏は鐚と言う悪

「五、諸団体」の二二六頁の消防団の分

◎消防団。昭和二～三年に私設の室原消防組を設立した。その頃消防組に努力した人は、伊藤文吉・長沢四六・高田安松・田中三好等であった。火のみやぐらもその頃木造で設備された。昭和八年に村公設の消防組となり、警察の指示を受けた。昭和一四年に警防団となり、郷土の防衛にも活動した。終戦後は消防法が制定され、消防団と名称がかわり、警察から離れ村自治の消防団となった。ポンプは始め手押しであったが、戦後になって自動にかわった。町村合併後は養老町消防団編成下にはいった。昭和三八年婦人消防隊が室原婦人会（責任者広瀬静子）の努力によって編成された。

銭を鋳り永楽銭に混ぜて使う。関東に多い。鐚銭と云い、慶長十一年ついに鐚になってしまう寛永通宝、寛永十三年唐金の鋳銭（径六一匁五分二分）　良質享保年中新銭、正徳銭と同じ、金一両―銭四貫と定める（通行四貫八百―五貫）鉄銭、元文四年に鋳られる。百文銭、百文銭は目方五匁、天保通宝は裏に「当百」とあり、以上天保六年より慶応元年まで二十年間通用する。

明治五年より一枚八十文で通用。

一両は永楽一貫両替―定値段―鐚銭は四貫

一両は銀六十匁―定値段

慶長年中　精金銀　大判・小判　金

一両―銀六十匁で銭は四貫（四貫六百五貫が通用）

二朱金―銭百文―十疋　百貫―百疋

金一両＝銀　六〇匁四枚　一分↓銀四朱

終りにあたって

書き終った今、静かにあとを顧りみますと、史料不足や、不備な点が目立って気にかゝります。しかしつたないながらも、この書物をまとめるに当って、室原について全然知らなかった数々の事を勉強する事が出来ました。そして、我々の祖先の苦労の跡や、文化遺産はほんとうに尊いものである事に気付きました。私達は、この村の歴史をよく知る事によって、更に住みよい郷土の建設に努力したいと思います。終りに望み、多くの方々からの御協力を感謝致しますと共に、今後充分研究下さいまして、この不完全な本を、更によりよい室原史として出る事を望んで止みません。

昭和四十九年三月

著者　安福彦七

主なる参考書

岐阜県史。
大垣市史。
不破郡史。
新撰美濃志。
常山奇譚。
神名帳。
養老郡志。
垂井町史。
濃飛両国通史。
美濃明細記。
戦国武将感状録。
一目小僧（柳田国男）。
美濃の石器時代文化。
亀山地方郷土史第二巻。
斎藤道三
尻啖之孫市
岐阜県の歴史
地方凡例録

昭和四十九年三月三十日　印刷
昭和四十九年四月二十日　発行

著　者　岐阜県養老郡養老町室原
安福彦七

発行者　岐阜県養老郡養老町室原
室原区

印刷者　大垣市寺内町三丁目一二三番地
田中義夫

印刷所　大垣市寺内町三丁目一二三番地
田中印刷興業株式会社

発行所　岐阜県養老郡養老町室原
養老町室原出張所内
室原区事務所